

筑波大学アーカイブズ年報

第6号

2023年5月

業務報告編

1、1年のあゆみ	1
2、運営委員会の開催	1
3、各種データ	2
(1) 受入れ資料	
a 法人文書ファイル等	
b 寄贈資料	
(2) 公開資料	
a 法人文書ファイル等	
b 寄贈資料	
(3) 閲覧者数・利用資料数	
(4) レファレンス件数	
(5) 見学者数	
4、調査・出張等	21
5、組織及び関係規則等	21
6、施設	34
7、筑波大学50年史編纂事業	35
8、その他	36
(1) 展示会の開催	
(2) その他	

研究報告編

【論説】

ある文化史家の戦前～戦後（二・完）	
——木代修一「過眼日抄」にみる戦後の高師・文理大・教育大——	
中野目 徹	39
敗戦後の京都府立盲学校校長・島田俊平と「文化国家の建設」	
——「島田俊平関係文書」の紹介をかねて——	
田中友香理	55
筑波大学の草創期における第2次計画の策定過程	
横川 翔	71

【資料紹介】

三浦周行が視察した海外アーカイブズ（上）	
筒井 弥生	83

業務報告編

1、1年のあゆみ

- 2022年 4月25日 第3回筑波大学50年史編纂委員会（本部棟4階特別会議室）
5月18日 第19回アーカイブズ運営委員会（オンライン会議）
5月31日 『筑波大学アーカイブズ年報』第5号発行
6月1日～6月17日 アーカイブズ第1回企画小展示「高等師範学校の設立」
6月10日 全国公文書館長会議に田中助教・河野出席（オンライン）
6月27日 第4回筑波大学50年史編纂委員会（本部棟4階特別会議室）
7月7日 学生部から前身校関係資料搬入
7月21日～8月31日 第6回筑波大学50年史編纂室員会議（メール会議）
8月6日 大学のオープンキャンパスに際し小展示を実施
8月22日～8月26日 令和4年度アーカイブズ研修Ⅰ（オンライン）北村専門職員受講
9月13日～9月30日 第7回筑波大学50年史編纂室員会議（メール会議）
9月13日 人文学類卒論（2021年度）移管受入れ
9月26日 第5回筑波大学50年史編纂委員会（本部棟4階特別会議室）
10月24日～11月9日 第8回筑波大学50年史編纂室員会議（メール会議）
11月30日 『筑波大学アーカイブズだより』第6号発行
12月1日～12月21日 アーカイブズ第2回企画小展示「東京文理科大学の時代」
12月19日、21日、22日 第9回筑波大学50年史編纂室員会議
- 2023年 3月17日～3月30日 第20回アーカイブズ運営委員会（メール会議）
3月31日 『創基百五十一年筑波大学五十年史 史料編（下巻）』刊行
- *以上のほか、毎週金曜日15時～を定例に館内連絡会議を開催し、諸般の事項について協議した。

2、運営委員会の開催

① 第19回運営委員会

【開催年月日】

2022年5月18日

【議題】

- ・運営委員会委員の委嘱について
- ・前回議事要旨の確認について
- ・令和4年度活動計画について
- ・筑波大学アーカイブズにおける保存、利用等に関する規程の一部改正について
- ・筑波大学アーカイブズ研究員及び筑波大学アーカイブズ調査員の委嘱について
- ・法人文書ファイル等の移管の受入れ及び公開について
- ・本学に関する文書その他の資料の寄贈の受入れ及び公開について
- ・筑波大学アーカイブズ年報第5号の発行について
- ・筑波大学50年史編纂事業について
- ・その他

② 第20回運営委員会

【開催年月日】

2023年3月17日～3月30日

【議題】

- ・ 前回議事要旨の確認について
- ・ 令和5年度予算要求事項について
- ・ 法人文書ファイル等の移管の受入れ及び公開について
- ・ 本学に関する文書その他の資料の寄贈の受入れについて
- ・ アーカイブズ企画小展示の開催について
- ・ 筑波大学アーカイブズだより第6号及び筑波大学アーカイブズ年報第6号の編集・発行について
- ・ 筑波大学50年史編纂事業について

3、各種データ

(1) 受入れ資料

a 法人文書ファイル等の移管

名称		移管元組織	移管受入れ年月日
人文学類卒論 (2021年)	121冊	人文学類	2022.9.13
国際局グローバル・コモンズ保存 法人文書ファイル等	7冊	国際局グローバル・コモンズ	2022.12.23
監査室保存法人文書ファイル等	4冊	監査室	2022.12.23
企画評価室保存法人文書ファイル等	25冊	企画評価室	2022.12.23
総務部総務課保存法人文書ファイル等	25冊	総務部総務課	2022.12.23
総務部リスク・安全管理課保存 法人文書ファイル等	7冊	総務部リスク・安全管理課	2022.12.23
財務部財務企画課保存法人文書ファイル等	9冊	財務部財務企画課	2022.12.23
財務部資金調達・運用課保存 法人文書ファイル等	2冊	財務部資金調達・運用課	2022.12.23
施設部施設企画課保存法人文書ファイル等	3冊	施設部施設企画課	2022.12.23
教育推進部教育機構支援課保存 法人文書ファイル等	1冊	教育推進部教育機構支援課	2022.12.23
教育推進部社会連携課保存法人文書ファイル等	5冊	教育推進部社会連携課	2022.12.23
学生部学生交流課保存法人文書ファイル等	15冊	学生部学生交流課	2022.12.23
研究推進部外部資金課保存法人文書ファイル等	5冊	研究推進部外部資金課	2022.12.23
学術情報部情報企画課保存 法人文書ファイル等	12冊	学術情報部情報企画課	2022.12.23

学術情報部アカデミックサポート課保存 法人文書ファイル等 1冊	学術情報部アカデミックサ ポート課	2022.12.23
学術情報部情報基盤課保存法人文書ファイル等 2冊	学術情報部情報基盤課	2022.12.23
社会人大学院等支援室保存法人文書ファイル等 2冊	社会人大学院等支援室	2022.12.23
医学医療エリア支援室保存法人文書ファイル等 16冊	医学医療エリア支援室	2022.12.23
つくば機能植物イノベーション研究センター 保存法人文書ファイル等 (旧農林技術センター追補) 14冊	つくば機能植物イノベ ーション研究センター	2023.3.10
総務部人事課保存法人文書ファイル等 3冊	総務部人事課	2023.3.15
総務部組織・職員課保存法人文書ファイル等 9冊	総務部組織・職員課	2023.3.15
財務部財務企画課保存法人文書ファイル等 23冊	財務部財務企画課	2023.3.15
教育推進部教育推進課保存法人文書ファイル等 1冊	教育推進部教育推進課	2023.3.15
学生部学生生活課保存法人文書ファイル等 2冊	学生部学生生活課	2023.3.15
研究推進部研究企画課保存 法人文書ファイル等 19冊	研究推進部研究企画課	2023.3.15
病院総務部総務課保存法人文書ファイル等 2冊	病院総務部総務課	2023.3.15
病院総務部整備推進課保存法人文書ファイル等 3冊	病院総務部整備推進課	2023.3.15
病院総務部品質・安全管理課保存 法人文書ファイル等 14冊	病院総務部品質・安全管理 課	2023.3.15
東京キャンパス事務部学校支援課保存 法人文書ファイル等 45冊	東京キャンパス事務部学校 支援課	2023.3.15
東京キャンパス事務部企画推進課保存 法人文書ファイル等 13冊	東京キャンパス事務部企画 推進課	2023.3.15
人文社会エリア支援室保存法人文書ファイル等 2冊	人文社会エリア支援室	2023.3.15
数理物質エリア支援室保存法人文書ファイル等 1冊	数理物質エリア支援室	2023.3.15
システム情報エリア支援室保存 法人文書ファイル等 9冊	システム情報エリア支援室	2023.3.15
生命環境エリア支援室保存法人文書ファイル等 6冊	生命環境エリア支援室	2023.3.15
人間エリア支援室保存法人文書ファイル等 8冊	人間エリア支援室	2023.3.15
体育芸術エリア支援室保存 法人文書ファイル等 16冊	体育芸術エリア支援室	2023.3.15

図書館情報エリア支援室保存 法人文書ファイル等	11冊	図書館情報エリア支援室	2023.3.15
合 計	463冊		

【参考】2017年度移管法人文書ファイル等

名称		移管元組織	移管受入れ年月日
広報室保存法人文書ファイル等	386冊	広報室	2017. 4. 1
総務部総務課保存法人文書ファイル等	140冊	総務部総務課	2017. 8. 21
比較文化学類卒論（昭和53年～平成6年度）	1,215冊	比較文化学類	2017. 9. 21
総務部総務課保存法人文書ファイル等	234冊	総務部総務課	2018. 3. 9
企画評価室保存法人文書ファイル等	80冊	企画評価室	2018. 3. 23
総務部総務課保存法人文書ファイル等	3冊	総務部総務課	2018. 3. 23
総務部組織・職員課保存法人文書ファイル等	29冊	総務部組織・職員課	2018. 3. 23
教育推進部入試課（アドミッションセンター） 保存法人文書ファイル等	16冊	教育推進部入試課	2018. 3. 23
研究推進部研究企画課保存 法人文書ファイル等	143冊	研究推進部研究企画課	2018. 3. 23
研究推進部研究企画課（下田臨海実験 センター）保存法人文書ファイル等	10冊	研究推進部研究企画課	2018. 3. 23
研究推進部外部資金課保存法人文書ファイル等	2冊	研究推進部外部資金課	2018. 3. 23
学術情報部情報企画課保存 法人文書ファイル等	55冊	学術情報部情報企画課	2018. 3. 23
学術情報部情報基盤課（学術情報メディア センター）保存法人文書ファイル等	3冊	学術情報部情報基盤課	2018. 3. 23
システム情報エリア支援室保存 法人文書ファイル等	31冊	システム情報エリア支援室	2018. 3. 23
合 計	2,347冊		

【参考】2018年度移管法人文書ファイル等

名称		移管元組織	移管受入れ年月日
学生部学生生活課保存法人文書ファイル等	33冊	学生部学生生活課	2018. 6. 4
監査室保存法人文書ファイル等	2冊	監査室	2018. 7. 6

数理物質エリア支援室保存 法人文書ファイル等	13冊	数理物質エリア支援室	2018. 7. 6
図書館情報エリア支援室保存 法人文書ファイル等	25冊	図書館情報エリア支援室	2018. 7. 6
東京キャンパス事務部学校支援課保存 法人文書ファイル等	8冊	東京キャンパス事務部 学校支援課	2018. 11. 27
企画評価室保存法人文書ファイル等	2冊	企画評価室	2019. 3. 13
総務部総務課保存法人文書ファイル等	14冊	総務部総務課	2019. 3. 13
総務部人事課保存法人文書ファイル等	243冊	総務部人事課	2019. 3. 13
総務部組織・職員課保存法人文書ファイル等	6冊	総務部組織・職員課	2019. 3. 13
財務部財務企画課保存法人文書ファイル等	12冊	財務部財務企画課	2019. 3. 13
施設部施設サービス課保存法人文書ファイル等	2冊	施設部施設サービス課	2019. 3. 13
学生部学生交流課保存法人文書ファイル等	7冊	学生部学生交流課	2019. 3. 13
研究推進部研究企画課保存法人文書ファイル等	9冊	研究推進部研究企画課	2019. 3. 13
研究推進部外部資金課保存法人文書ファイル等	6冊	研究推進部外部資金課	2019. 3. 13
学術情報部情報企画課保存 法人文書ファイル等	14冊	学術情報部情報企画課	2019. 3. 13
学術情報部情報基盤課（学術情報メディア センター）保存法人文書ファイル等	1冊	学術情報部情報基盤課	2019. 3. 13
社会人大学院等支援室保存法人文書ファイル等	7冊	社会人大学院等支援室	2019. 3. 13
数理物質エリア支援室保存法人文書ファイル等	4冊	数理物質エリア支援室	2019. 3. 13
図書館情報エリア支援室保存 法人文書ファイル等	31冊	図書館情報エリア支援室	2019. 3. 13
合 計	439冊		

【参考】2019年度移管法人文書ファイル等

名称		移管元組織	移管受入れ年月日
広報室保存法人文書ファイル等	166冊	広報室	2019. 4. 12
学生部学生生活課保存法人文書ファイル等	15冊	学生部学生生活課	2019. 5. 8
東京キャンパス事務部学校支援課保存 法人文書ファイル等	9冊	東京キャンパス事務部 学校支援課	2019. 12. 10

人文学類卒論（1977年度～2018年度）	3,697冊	人文学類	2020. 1. 24
総務部人事課保存法人文書ファイル等	55冊	総務部人事課	2020. 2. 21
企画評価室保存法人文書ファイル等	4冊	企画評価室	2020. 3. 27
総務部総務課保存法人文書ファイル等	19冊	総務部総務課	2020. 3. 27
総務部組織・職員課保存法人文書ファイル等	7冊	総務部組織・職員課	2020. 3. 27
財務部財務企画課保存法人文書ファイル等	3冊	財務部財務企画課	2020. 3. 27
財務部財務制度企画課保存法人文書ファイル等 2冊		財務部財務制度企画課	2020. 3. 27
施設部施設企画課保存法人文書ファイル等	9冊	施設部施設企画課	2020. 3. 27
施設部施設マネジメント課保存法人 文書ファイル等	9冊	施設部施設マネジメント課	2020. 3. 27
学生部学生生活課保存法人文書ファイル等	7冊	学生部学生生活課	2020. 3. 27
学生部学生交流課保存法人文書ファイル等	23冊	学生部学生交流課	2020. 3. 27
研究推進部研究企画課保存 法人文書ファイル等	41冊	研究推進部研究企画課	2020. 3. 27
学術情報部アカデミックサポート課保存 法人文書ファイル等	1冊	学術情報部アカデミック サポート課	2020. 3. 27
医学医療エリア支援室保存 法人文書ファイル等	58冊	医学医療エリア支援室	2020. 3. 27
社会人大学院等支援室保存法人文書ファイル等 3冊		社会人大学院等支援室	2020. 3. 27
グローバル・commons保存法人文書ファイル等 1冊		グローバル・commons	2020. 3. 27
合 計	4,129冊		

【参考】2020年度移管法人文書ファイル等

名称		移管元組織	移管受入れ年月日
総務部リスク・安全管理課保存 法人文書ファイル等	14冊	総務部リスク・安全管理課	2020. 7. 31
学術情報部情報企画課保存 法人文書ファイル等	13冊	学術情報部情報企画課	2020. 7. 31
東京キャンパス事務部学校支援課保存 法人文書ファイル等	4冊	東京キャンパス事務部 学校支援課	2020. 7. 31
体育芸術エリア支援室保存 法人文書ファイル等	294冊	体育芸術エリア支援室	2020. 9. 29

監査室保存法人文書ファイル等	1冊	監査室	2021. 3. 26
企画評価室保存法人文書ファイル等	10冊	企画評価室	2021. 3. 26
総務部総務課保存法人文書ファイル等	17冊	総務部総務課	2021. 3. 26
総務部人事課保存法人文書ファイル等	51冊	総務部人事課	2021. 3. 26
総務部組織・職員課保存法人文書ファイル等	13冊	総務部組織・職員課	2021. 3. 26
財務部財務企画課保存法人文書ファイル等	2冊	財務部財務企画課	2021. 3. 26
財務部財務管理課保存法人文書ファイル等	10冊	財務部財務管理課	2021. 3. 26
施設部施設企画課保存法人文書ファイル等	1冊	施設部施設企画課	2021. 3. 26
教育推進部教育推進課保存法人文書ファイル等	3冊	教育推進部教育推進課	2021. 3. 26
教育推進部社会連携課保存法人文書ファイル等	15冊	教育推進部社会連携課	2021. 3. 26
学生部学生生活課保存法人文書ファイル等	6冊	学生部学生生活課	2021. 3. 26
研究推進部研究企画課保存法人文書ファイル等	43冊	研究推進部研究企画課	2021. 3. 26
研究推進部外部資金課保存法人文書ファイル等	15冊	研究推進部外部資金課	2021. 3. 26
学術情報部情報企画課保存法人文書ファイル等	15冊	学術情報部情報企画課	2021. 3. 26
学術情報部アカデミックサポート課保存法人文書ファイル等	1冊	学術情報部アカデミックサポート課	2021. 3. 26
人文社会エリア支援室保存法人文書ファイル等	9冊	人文社会エリア支援室	2021. 3. 26
社会人大学院等支援室保存法人文書ファイル等	2冊	社会人大学院等支援室	2021. 3. 26
数理物質エリア支援室保存法人文書ファイル等	8冊	数理物質エリア支援室	2021. 3. 26
生命環境エリア支援室保存法人文書ファイル等	1冊	生命環境エリア支援室	2021. 3. 26
体育芸術エリア支援室保存法人文書ファイル等	9冊	体育芸術エリア支援室	2021. 3. 26
医学医療エリア支援室保存法人文書ファイル等	87冊	医学医療エリア支援室	2021. 3. 26
図書館情報エリア支援室保存法人文書ファイル等	56冊	図書館情報エリア支援室	2021. 3. 26
病院総務部総務課保存法人文書ファイル等	31冊	病院総務部総務課	2021. 3. 26

東京キャンパス事務部学校支援課保存 法人文書ファイル等	2冊	東京キャンパス事務部 学校支援課	2021. 3. 26
東京キャンパス事務部企画推進課保存 法人文書ファイル等	8冊	東京キャンパス事務部 企画推進課	2021. 3. 26
国際統合睡眠医科学研究機構保存 法人文書ファイル等	1冊	国際統合睡眠医科学研究機 構	2021. 3. 26
人文学類長室保存法人文書ファイル等	59冊	人文学類長室	2021. 3. 26
社会学類長室保存法人文書ファイル等	92冊	社会学類長室	2021. 3. 26
人文社会科学研究科長室保存 法人文書ファイル等	230冊	人文社会科学研究科長室	2021. 3. 26
合 計	1,123冊		

【参考】2021年度移管法人文書ファイル等

名称		移管元組織	移管受入れ年月日
人文学類卒論（2019年度～2020年度）	227冊	人文学類	2021. 10. 7
企画評価室保存法人文書ファイル等	20冊	企画評価室	2022. 1. 7
総務部総務課保存法人文書ファイル等	38冊	総務部総務課	2022. 1. 7
総務部リスク・安全管理課保存 法人文書ファイル等	3冊	総務部リスク・安全管理課	2022. 1. 7
財務部財務企画課保存法人文書ファイル等	4冊	財務部財務企画課	2022. 1. 7
財務部財務管理課保存法人文書ファイル等	3冊	財務部財務管理課	2022. 1. 7
施設部施設企画保存法人文書ファイル等	3冊	施設部施設企画課	2022. 1. 7
学生部学生交流課保存法人文書ファイル等	9冊	学生部学生交流課	2022. 1. 7
研究推進部外部資金課保存 法人文書ファイル等	11冊	研究推進部外部資金課	2022. 1. 7
利益相反・輸出管理マネジメント室保存 法人文書ファイル等	1冊	利益相反・輸出管理 マネジメント室	2022. 1. 7
学術情報部情報企画課保存法人文書ファイル等	9冊	学術情報部情報企画課	2022. 1. 7
学術情報部アカデミックサポート課保存 法人文書ファイル等	3冊	学術情報部アカデミック サポート課	2022. 1. 7
学術情報部情報基盤課保存法人文書ファイル等	3冊	学術情報部情報基盤課	2022. 1. 7
病院総務部総務課保存法人文書ファイル等	4冊	病院総務部総務課	2022. 1. 7

東京キャンパス事務部学校支援課保存 法人文書ファイル等	2冊	東京キャンパス事務部学校 支援課	2022. 1. 7
東京キャンパス事務部企画推進課保存 法人文書ファイル等	6冊	東京キャンパス事務部企画 推進課	2022. 1. 7
社会人大学院等支援室保存法人文書ファイル等	1冊	社会人大学院等支援室	2022. 1. 7
国際統合睡眠医科学研究機構保存 法人文書ファイル等	2冊	国際統合睡眠医科学 研究機構	2022. 1. 7
教育推進部教育推進課保存 法人文書ファイル等	185冊	教育推進部教育推進課	2022. 1. 7
企画評価室保存法人文書ファイル等	282冊	企画評価室	2022. 3. 15
広報室保存法人文書ファイル等	552冊	広報室	2022. 3. 15
総務部総務課保存法人文書ファイル等	63冊	総務部総務課	2022. 3. 15
広報室保存法人文書ファイル等	31冊	広報室	2022. 3. 17
国際室保存法人文書ファイル等	11冊	国際室	2022. 3. 17
総務部組織・職員課保存法人文書ファイル等	30冊	総務部組織・職員課	2022. 3. 17
教育推進部教育推進課保存 法人文書ファイル等	19冊	教育推進部教育推進課	2022. 3. 17
教育推進部教育機構支援課保存 法人文書ファイル等	1冊	教育推進部教育機構支援課	2022. 3. 17
教育推進部社会連携課保存法人文書ファイル等	10冊	教育推進部社会連携課	2022. 3. 17
学生部学生生活課保存法人文書ファイル等	7冊	学生部学生生活課	2022. 3. 17
学生部就職課保存法人文書ファイル等	2冊	学生部就職課	2022. 3. 17
研究推進部研究企画課保存 法人文書ファイル等	26冊	研究推進部研究企画課	2022. 3. 17
産学連携部産学連携企画課保存 法人文書ファイル等	2冊	産学連携部産学連携企画課	2022. 3. 17
人文社会エリア支援室保存法人文書ファイル等	1冊	人文社会エリア支援室	2022. 3. 17
数理物質エリア支援室保存 法人文書ファイル等	25冊	数理物質エリア支援室	2022. 3. 17
システム情報エリア支援室保存 法人文書ファイル等	21冊	システム情報エリア支援室	2022. 3. 17
生命環境エリア支援室保存法人文書ファイル等	5冊	生命環境エリア支援室	2022. 3. 17
人間エリア支援室保存法人文書ファイル等	4冊	人間エリア支援室	2022. 3. 17

体育芸術エリア支援室保存 法人文書ファイル等	10冊	体育芸術エリア支援室	2022. 3. 17
医学医療エリア支援室保存 法人文書ファイル等	108冊	医学医療エリア支援室	2022. 3. 17
図書館情報エリア支援室保存 法人文書ファイル等	50冊	図書館情報エリア支援室	2022. 3. 17
つくば機能植物イノベーション研究センター 保存法人文書ファイル等 (旧農林技術センター)	3,139冊	つくば機能植物イノベー ション研究センター	2022. 3. 29
合 計	4,933冊		

b 寄贈資料

名称		寄贈者	寄贈年月日
木原齋関係文書	5点	木原 進	2022. 7. 27
島田俊平関係文書（追々々々々々加）	87点	嶋田 俊恒	2023. 2. 15
合 計	92点		

【参考】2016年度寄贈資料

名称		寄贈者	寄贈年月日
原子核理論研究室所蔵 宮島龍興関係文書	16点	原子核理論研究室 矢花 一浩	2016. 6. 28
東京高等師範学校附属中学校蓼科桐陰寮関係文書 5点（参考1点）		中野目 徹	2016. 6. 28
渡邊一郎関係文書	196点	渡邊 芳江	2016. 9. 9
合 計	217点		

【参考】2017年度寄贈資料

名称		寄贈者	寄贈年月日
東京教育大学閉学関係文書	17点	山崎 敏誉	2017. 4. 19
葉書（差出人 東京小石川大塚高師第一寄宿 武谷成通）	1点	武田 剛	2017. 7. 28
島田俊平関係文書	6点	嶋田 俊恒	2017. 9. 8
紫峰会関係文書	24点	元紫峰会会長 佐野 公俊	2017. 9. 19
島田俊平関係文書（追加）	6点	嶋田 俊恒	2018. 1. 24

合 計	54点		
-----	-----	--	--

【参考】2018年度寄贈資料

名称		寄贈者	寄贈年月日
島田俊平関係文書（追々加）	18点	嶋田 俊恒	2018. 4. 10
原康夫関係文書	80点	原 康夫	2018. 5. 28
東京高等師範学校演習隊新聞	19点	中野目 徹	2018. 6. 13
倉木常夫関係文書	14点	倉木 常夫	2018. 7. 31
井門富二夫関係文書	2,024点	井門 敏子	2018. 9. 14
島田俊平関係文書（追々々加）	15点	嶋田 俊恒	2018. 9. 28
原康夫関係文書（追加）	26点	原 康夫	2019. 2. 15
合 計	2,196点		

【参考】2019年度寄贈資料

名称		寄贈者	寄贈年月日
木代修一関係文書	281点	木代 俊美	2019. 5. 21
『如意輪』創刊号ほか東京高等師範学校関係文書 3点（参考1点）		中野目 徹	2019. 6. 10
辻中プロジェクト関係文書	394点	辻中 豊	2019. 10. 29
松永聴剣関係文書	219点	内田 玲央	2019. 11. 18
島田俊平関係文書（追々々々加）	75点	嶋田 俊恒	2019. 12. 27
合 計	972点		

【参考】2020年度寄贈資料

名称		寄贈者	寄贈年月日
尾関育三・東京教育大学教育学研究科修士論文 『盲児に対する空間の性質の指導』	1点	森田 純	2020. 6. 30
合 計	1点		

【参考】2021年度寄贈資料

名称		寄贈者	寄贈年月日
島田俊平関係文書（追々々々々加）	25点	嶋田 俊恒	2022. 2. 15
岡崎昭夫関係文書	329点	岡崎千代子	2022. 3. 24
合 計	354点		

(2) 公開資料

a 法人文書ファイル等

名称		移管元組織	移管受入れ 年月日	公開 年月日
人文学類卒論（2021年）	121冊	人文学類	2022. 9. 13	2022. 9. 16
広報室保存法人文書ファイル等 （写真アルバム）	553冊	広報室	2022. 3. 15	2022. 10. 21
総務部総務課保存法人文書ファイル等 （学報等）	63冊	総務部総務課	2022. 3. 15	2022. 10. 21
国際室保存法人文書ファイル等	11冊	国際室	2022. 3. 17	2022. 12. 21
広報室保存法人文書ファイル等	31冊	広報室	2022. 3. 17	2022. 12. 21
企画評価室保存法人文書ファイル等	21冊	企画評価室	2022. 1. 7	2022. 12. 21
総務部総務課保存法人文書ファイル等	38冊	総務部総務課	2022. 1. 7	2022. 12. 21
総務部リスク・安全管理課保存 法人文書ファイル等	3冊	総務部リスク・安全管理課	2022. 1. 7	2022. 12. 21
総務部組織・職員課保存 法人文書ファイル等	30冊	総務部組織・職員課	2022. 3. 17	2022. 12. 21
財務部財務企画課保存 法人文書ファイル等	4冊	財務部財務企画課	2022. 1. 7	2022. 12. 21
財務部財務管理課保存 法人文書ファイル等	3冊	財務部財務管理課	2022. 1. 7	2022. 12. 21
施設部施設企画課保存 法人文書ファイル等	3冊	施設部施設企画課	2022. 1. 7	2022. 12. 21
教育推進部教育推進課保存 法人文書ファイル等	204冊	教育推進部教育推進課	2022. 1. 7 2022. 3. 17	2022. 12. 21
教育推進部教育機構支援課保存 法人文書ファイル等	1冊	教育推進部教育機構支援課	2022. 3. 17	2022. 12. 21
教育推進部社会連携課保存 法人文書ファイル等	10冊	教育推進部社会連携課	2022. 3. 17	2022. 12. 21
学生部学生生活課保存 法人文書ファイル等	7冊	学生部学生生活課	2022. 3. 17	2022. 12. 21

学生部就職課保存法人文書ファイル等	2冊	学生部就職課	2022. 3. 17	2022. 12. 21
学生部学生交流課保存 法人文書ファイル等	9冊	学生部学生交流課	2022. 1. 7	2022. 12. 21
研究推進部研究企画課保存 法人文書ファイル等 (国際統合睡眠医科学研究機構分含む)	28冊	研究推進部研究企画課	2022. 1. 7 2022. 3. 17	2022. 12. 21
研究推進部外部資金課保存 法人文書ファイル等	11冊	研究推進部外部資金課	2022. 1. 7	2022. 12. 21
産学連携部産学連携企画課保存 法人文書ファイル等	2冊	産学連携部産学連携企画課	2022. 3. 17	2022. 12. 21
利益相反・輸出管理マネジメント室保存 法人文書ファイル等	1冊	利益相反・輸出管理 マネジメント室	2022. 1. 7	2022. 12. 21
学術情報部情報企画課保存 法人文書ファイル等	9冊	学術情報部情報企画課	2022. 1. 7	2022. 12. 21
学術情報部アカデミックサポート課保存 法人文書ファイル等	3冊	学術情報部アカデミック サポート課	2022. 1. 7	2022. 12. 21
学術情報部情報基盤課保存 法人文書ファイル等	3冊	学術情報部情報基盤課	2022. 1. 7	2022. 12. 21
病院総務部総務課保存 法人文書ファイル等	4冊	病院総務部総務課	2022. 1. 7	2022. 12. 21
東京キャンパス事務部学校支援課保存 法人文書ファイル等	2冊	東京キャンパス事務部 学校支援課	2022. 1. 7	2022. 12. 21
東京キャンパス事務部企画推進課保存 法人文書ファイル等	6冊	東京キャンパス事務部 企画推進課	2022. 1. 7	2022. 12. 21
人文社会エリア支援室保存 法人文書ファイル等	1冊	人文社会エリア支援室	2022. 3. 17	2022. 12. 21
社会人大学院等支援室保存 法人文書ファイル等	1冊	社会人大学院等支援室	2022. 1. 7	2022. 12. 21
数理物質エリア支援室保存 法人文書ファイル等	25冊	数理物質エリア支援室	2022. 3. 17	2022. 12. 21
システム情報エリア支援室保存 法人文書ファイル等	21冊	システム情報エリア支援室	2022. 3. 17	2022. 12. 21
生命環境エリア支援室保存 法人文書ファイル等	5冊	生命環境エリア支援室	2022. 3. 17	2022. 12. 21
人間エリア支援室保存 法人文書ファイル等	4冊	人間エリア支援室	2022. 3. 17	2022. 3. 21
体育芸術エリア支援室保存 法人文書ファイル等	10冊	体育芸術エリア支援室	2022. 3. 17	2022. 12. 21
医学医療エリア支援室保存 法人文書ファイル等	108冊	医学医療エリア支援室	2022. 3. 17	2022. 12. 21
図書館情報エリア支援室保存 法人文書ファイル等	50冊	図書館情報エリア支援室	2022. 3. 17	2022. 12. 21
企画評価室保存法人文書ファイル等 (設置審等)	285冊	企画評価室	2022. 3. 15	2023. 3. 15

つくば機能植物イノベーション研究センター 保存法人文書ファイル等 (旧農林技術センター) 3,239冊	つくば機能植物イノベーション研究センター	2022. 3. 29 2023. 3. 10	2023. 3. 29
合 計 4,932冊			

【参考】2017年度公開法人文書ファイル等

名称	移管元組織	移管受入れ 年月日	公開 年月日
広報室保存法人文書ファイル等 707冊	広報室	2017. 4. 1	2017. 4. 1
総務部総務課保存法人文書ファイル等 140冊	総務部総務課	2017. 8. 21	2017. 8. 21
比較文化学類卒論 (昭和53年度～平成6年度) 1,215冊	比較文化学類	2017. 9. 21	2017. 10. 10
合 計 2,062冊			

【参考】2018年度公開法人文書ファイル等

名称	移管元組織	移管受入れ 年月日	公開 年月日
総務部総務課保存法人文書ファイル等 376冊	総務部総務課	2018. 3. 9	2018. 10. 15
企画評価室保存法人文書ファイル等 80冊	企画評価室	2018. 3. 23	2019. 3. 22
総務部総務課保存法人文書ファイル等 3冊	総務部総務課	2018. 3. 23	2019. 3. 22
総務部組織・職員課保存 法人文書ファイル等 29冊	総務部組織・職員課	2018. 3. 23	2019. 3. 22
教育推進部入試課（アドミッション センター）保存法人文書ファイル等 16冊	教育推進部入試課	2018. 3. 23	2019. 3. 22
研究推進部研究企画課保存 法人文書ファイル等 151冊	研究推進部研究企画課	2018. 3. 23	2019. 3. 22
研究推進部外部資金課保存 法人文書ファイル等 2冊	研究推進部外部資金課	2018. 3. 23	2019. 3. 22
学術情報部情報企画課保存 法人文書ファイル等 55冊	学術情報部情報企画課	2018. 3. 23	2019. 3. 22
学術情報部情報基盤課（学術情報 メディアセンター） 保存法人文書ファイル等 3冊	学術情報部情報基盤課	2018. 3. 23	2019. 3. 22
システム情報エリア支援室 (大学院教務) 保存法人文書ファイル等 31冊	システム情報エリア支援室	2018. 3. 23	2019. 3. 22
合 計 746冊			

【参考】2019年度公開法人文書ファイル等

名称		移管元組織	移管受入れ 年月日	公開 年月日
学生部学生生活課保存 法人文書ファイル等	33冊	学生部学生生活課	2018. 6. 4	2019. 6. 3
監査室保存法人文書ファイル等	2冊	監査室	2018. 7. 6	2019. 9. 27
数理物質エリア支援室保存 法人文書ファイル等	13冊	数理物質エリア支援室	2018. 7. 6	2019. 9. 27
図書館情報エリア支援室保存 法人文書ファイル等	24冊	図書館情報エリア支援室	2018. 7. 6	2019. 9. 27
東京キャンパス事務部学校支援課保存 法人文書ファイル等	8冊	東京キャンパス事務部 学校支援課	2018. 11. 27	2019. 12. 6
人文学類卒論（1977年度～2018年度）	3,697冊	人文学類	2020. 1. 24	2020. 1. 27
企画評価室保存法人文書ファイル等	2冊	企画評価室	2019. 3. 13	2020. 3. 12
総務部総務課保存法人文書ファイル等	13冊	総務部総務課	2019. 3. 13	2020. 3. 12
総務部人事課保存法人文書ファイル等	252冊	総務部人事課	2019. 3. 13 2020. 2. 21	2020. 3. 12
総務部組織・職員課保存 法人文書ファイル等	6冊	総務部組織・職員課	2019. 3. 13	2020. 3. 12
財務部財務企画課保存 法人文書ファイル等	12冊	財務部財務企画課	2019. 3. 13	2020. 3. 12
施設部施設サービス課保存 法人文書ファイル等	2冊	施設部施設サービス課	2019. 3. 13	2020. 3. 12
学生部学生交流課保存 法人文書ファイル等	7冊	学生部学生交流課	2019. 3. 13	2020. 3. 12
研究推進部研究企画課保存 法人文書ファイル等	9冊	研究推進部研究企画課	2019. 3. 13	2020. 3. 12
研究推進部外部資金課保存 法人文書ファイル等	6冊	研究推進部外部資金課	2019. 3. 13	2020. 3. 12
学術情報部情報企画課保存 法人文書ファイル等	14冊	学術情報部情報企画課	2019. 3. 13	2020. 3. 12
学術情報部情報基盤課（学術情報 メディアセンター） 保存法人文書ファイル等	1冊	学術情報部情報基盤課 （学術情報メディアセンター）	2019. 3. 13	2020. 3. 12
社会人大学院等支援室保存 法人文書ファイル等	7冊	社会人大学院等支援室	2019. 3. 13	2020. 3. 12
数理物質エリア支援室保存 法人文書ファイル等	4冊	数理物質エリア支援室	2019. 3. 13	2020. 3. 12
図書館情報エリア支援室保存 法人文書ファイル等	31冊	図書館情報エリア支援室	2019. 3. 13	2020. 3. 12
合 計	4,143冊			

【参考】2020年度公開法人文書ファイル等

名称		移管元組織	移管受入れ 年月日	公開 年月日
学生部学生生活課保存 法人文書ファイル等	15冊	学生部学生生活課	2019. 5. 8	2020. 4. 27
東京キャンパス事務部学校支援課保存 法人文書ファイル等	9冊	東京キャンパス 事務部学校支援課	2019. 12. 10	2020. 12. 9
広報室保存法人文書ファイル等	166冊	広報室	2019. 4. 12	2020. 12. 28
人事委員会・表彰等	597冊	総務部人事課	2020. 2. 21	2021. 2. 19
企画評価室保存法人文書ファイル等	4冊	企画評価室	2020. 3. 27	2021. 3. 26
総務部総務課保存法人文書ファイル等	19冊	総務部総務課	2020. 3. 27	2021. 3. 26
総務部組織・職員課保存 法人文書ファイル等	7冊	総務部組織・職員課	2020. 3. 27	2021. 3. 26
財務部財務企画課保存 法人文書ファイル等	3冊	財務部財務企画課	2020. 3. 27	2021. 3. 26
財務部財務制度企画課保存 法人文書ファイル等	2冊	財務部財務制度企画課	2020. 3. 27	2021. 3. 26
施設部施設企画課保存 法人文書ファイル等	2冊	施設部施設企画課	2020. 3. 27	2021. 3. 26
施設部施設マネジメント課保存 法人文書ファイル等	9冊	施設部施設 マネジメント課	2020. 3. 27	2021. 3. 26
学生部学生生活課保存 法人文書ファイル等	7冊	学生部学生生活課	2020. 3. 27	2021. 3. 26
学生部学生交流課保存 法人文書ファイル等	23冊	学生部学生交流課	2020. 3. 27	2021. 3. 26
研究推進部研究企画課保存 法人文書ファイル等	41冊	研究推進部研究企画課	2020. 3. 27	2021. 3. 26
学術情報部アカデミックサポート課保存 法人文書ファイル等	2冊	学術情報部アカデミック サポート課	2020. 3. 27	2021. 3. 26
医学医療エリア支援室保存 法人文書ファイル等	58冊	医学医療エリア支援室	2020. 3. 27	2021. 3. 26
社会人大学院等支援室保存 法人文書ファイル等	3冊	社会人大学院等支援室	2020. 3. 27	2021. 3. 26
グローバル・コモンズ保存 法人文書ファイル等	1冊	グローバル・コモンズ	2020. 3. 27	2021. 3. 26
合 計	968冊			

【参考】2021年度公開法人文書ファイル等

名称		移管元組織	移管受入れ 年月日	公開 年月日
総務部リスク・安全管理課保存 法人文書ファイル等	14冊	総務部リスク・安全管理課	2020. 7. 31	2021. 7. 30
学術情報部情報企画課保存 法人文書ファイル等	13冊	学術情報部情報企画課	2020. 7. 31	2021. 7. 30
東京キャンパス事務部学校支援課保存 法人文書ファイル等	4冊	東京キャンパス事務部 学校支援課	2020. 7. 31	2021. 7. 30
体育芸術エリア支援室保存 法人文書ファイル等	292冊	体育芸術エリア支援室	2020. 9. 29	2021. 9. 28
人文学類卒論（2019年度～2020年度）	227冊	人文学類	2021. 10. 7	2021. 10. 7
監査室保存法人文書ファイル等	1冊	監査室	2021. 3. 26	2021. 12. 24
企画評価室保存法人文書ファイル等	10冊	企画評価室	2021. 3. 26	2021. 12. 24
総務部総務課保存法人文書ファイル等	17冊	総務部総務課	2021. 3. 26	2021. 12. 24
総務部人事課保存法人文書ファイル等	51冊	総務部人事課	2021. 3. 26	2021. 12. 24
総務部組織・職員課保存 法人文書ファイル等	13冊	総務部組織・職員課	2021. 3. 26	2021. 12. 24
財務部財務企画課保存 法人文書ファイル等	2冊	財務部財務企画課	2021. 3. 26	2021. 12. 24
財務部財務管理課保存 法人文書ファイル等	10冊	財務部財務管理課	2021. 3. 26	2021. 12. 24
施設部施設企画課保存 法人文書ファイル等	1冊	施設部施設企画課	2021. 3. 26	2021. 12. 24
教育推進部教育推進課保存 法人文書ファイル等	3冊	教育推進部教育推進課	2021. 3. 26	2021. 12. 24
教育推進部社会連携課保存 法人文書ファイル等	15冊	教育推進部社会連携課	2021. 3. 26	2021. 12. 24
学生部学生生活課保存 法人文書ファイル等	6冊	学生部学生生活課	2021. 3. 26	2021. 12. 24
研究推進部研究企画課保存 法人文書ファイル等	43冊	研究推進部研究企画課	2021. 3. 26	2021. 12. 24
研究推進部外部資金課保存 法人文書ファイル等	15冊	研究推進部外部資金課	2021. 3. 26	2021. 12. 24
学術情報部情報企画課保存 法人文書ファイル等	15冊	学術情報部情報企画課	2021. 3. 26	2021. 12. 24
学術情報部アカデミックサポート課保存 法人文書ファイル等	1冊	学術情報部アカデミック サポート課	2021. 3. 26	2021. 12. 24
人文社会エリア支援室保存 法人文書ファイル等	9冊	人文社会エリア支援室	2021. 3. 26	2021. 12. 24

社会人大学院等支援室保存 法人文書ファイル等	2冊	社会人大学院等支援室	2021. 3. 26	2021. 12. 24
数理物質エリア支援室保存 法人文書ファイル等	8冊	数理物質エリア支援室	2021. 3. 26	2021. 12. 24
生命環境エリア支援室保存 法人文書ファイル等	1冊	生命環境エリア支援室	2021. 3. 26	2021. 12. 24
体育芸術エリア支援室保存 法人文書ファイル等	9冊	体育芸術エリア支援室	2021. 3. 26	2021. 12. 24
医学医療エリア支援室保存 法人文書ファイル等	87冊	医学医療エリア支援室	2021. 3. 26	2021. 12. 24
図書館情報エリア支援室保存 法人文書ファイル等	56冊	図書館情報エリア支援室	2021. 3. 26	2021. 12. 24
病院総務部総務課保存 法人文書ファイル等	31冊	病院総務部総務課	2021. 3. 26	2021. 12. 24
東京キャンパス事務部学校支援課保存 法人文書ファイル等	2冊	東京キャンパス事務部 学校支援課	2021. 3. 26	2021. 12. 24
東京キャンパス事務部企画推進課保存 法人文書ファイル等	8冊	東京キャンパス事務部 企画推進課	2021. 3. 26	2021. 12. 24
国際統合睡眠医科学研究機構保存 法人文書ファイル等	1冊	国際統合睡眠医科学 研究機構	2021. 3. 26	2021. 12. 24
人文学類長室保存法人文書ファイル等	59冊	人文学類長室	2021. 3. 26	2022. 3. 15
社会学類長室保存法人文書ファイル等	91冊	社会学類長室	2021. 3. 26	2022. 3. 15
人文社会科学研究科長室保存 法人文書ファイル等	87冊	人文社会科学研究科長室	2021. 3. 26	2022. 3. 15
合 計	1,204冊			

b 寄贈資料

名称		寄贈者	寄贈年月日	公開年月日
岡崎昭夫関係文書	329点	岡崎千代子	2022. 3. 24	2023. 3. 23
合 計	329点			

【参考】2017年度公開寄贈資料

名称		寄贈者	寄贈年月日	公開年月日
原子核理論研究所蔵 宮島龍興関係文書	16点	原子核理論研究所 矢花 一浩	2016. 6. 28	2017. 4. 1
東京高等師範学校附属中学校蓼科桐陰寮関係文書	5点 (参考1点)	中野目 徹	2016. 6. 28	2017. 4. 1
渡邊一郎関係文書	481点	渡邊 芳江	2016. 9. 9	2017. 8. 21

紫峰会関係文書	105点	元紫峰会会長 佐野 公俊	2017. 9. 19	2017. 11. 6
合 計	607点			

【参考】2018年度公開寄贈資料

名称		寄贈者	寄贈年月日	公開年月日
東京教育大学閉学関係文書	18点	山崎 敏誉	2017. 4. 19	2018. 4. 18
倉木常夫関係文書	14点	倉木 常夫	2018. 7. 31	2018. 8. 1
合 計	32点			

【参考】2019年度公開寄贈資料

名称		寄贈者	寄贈年月日	公開年月日
東京高等師範学校演習隊新聞	18点	中野目 徹	2018. 6. 13	2019. 6. 3
井門富二夫関係文書	488点	井門 敏子	2018. 9. 14	2019. 9. 13
松永聴剣関係文書	219点	内田 玲央	2019. 11. 18	2020. 2. 21
合 計	725点			

【参考】2020年度公開寄贈資料

名称		寄贈者	寄贈年月日	公開年月日
木代修一関係文書	287点	木代 俊美	2019. 5. 21	2020. 5. 20
『如意輪』創刊号ほか東京高等師範学校関係文書 3点 (参考1点)		中野目 徹	2019. 6. 10	2020. 6. 9
辻中プロジェクト関係文書	195点	辻中 豊	2019. 10. 29	2020. 10. 28
原康夫関係文書	107点	原 康夫	2019. 2. 15 (最終)	2021. 2. 14
島田俊平関係文書	45点	嶋田 俊恒	2019. 12. 27 (最終)	2021. 2. 25
合 計	637点			

【参考】2021年度公開寄贈資料

名称		寄贈者	寄贈年月日	公開年月日
尾関育三関係文書	1点	森田 純	2020. 6. 30	2022. 1. 28
合 計	1点			

(3) 閲覧者数・利用資料数

月	閲覧者数 (人)	利用資料数 (冊/点)
2022年 4月	28	79
5月	3	9
6月	9	27
7月	3	10
8月	5	19
9月	12	54
10月	20	80
11月	18	62
12月	14	51
2023年 1月	10	43
2月	1	2
3月	4	23
合計	127	459

*新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事前予約制で対応した。

(4) レファレンス件数

月	件数 (件)	概要
2022年 4月	2	所蔵資料の閲覧について
5月	1	所蔵資料について
6月	2	所蔵資料について
7月	1	所蔵資料について
8月	3	所蔵資料の閲覧について
9月	0	
10月	1	所蔵資料の閲覧について
11月	3	所蔵資料の閲覧について
12月	3	所蔵資料の閲覧について
2023年 1月	0	
2月	1	所蔵資料について
3月	0	
合計	17	

*当館が受けたレファレンスのうち主なものを計上した。

(5) 見学者数

月	人数 (人)
2022年 4月	2
5月	20
6月	58
7月	0
8月	32
9月	5
10月	0
11月	0
12月	69
2023年 1月	5
2月	5
3月	0
合計	196

4、調査・出張等

2022年4月4日 50年史編纂のための史料収集（東京）
2022年11月7日 寄贈資料の関連資料について調査（京都）
2022年11月17日 50年史編纂のための史料収集（東京）

5、組織及び関係規則等

館長

中野目 徹（人文社会系教授）

大学教員

田中友香理（人文社会系助教）

事務職員

北村 照夫（総務部総務課専門職員）

河野 眞純（総務部総務課シニアスタッフ）

筑波大学アーカイブズ運営委員会委員

委員長

中野目 徹（館長・人文社会系教授）

委員

田中友香理（人文社会系助教）

星野 豊（人文社会系教授）

陳 漢雄（システム情報系講師）

大谷 奨（人間系教授）

白井 哲哉（図書館情報メディア系教授）

松村 敦（図書館情報メディア系助教）

加藤さつき（学術情報部情報企画課長）

福居 高志（広報局担当課長）

中澤 秋夫（総務部総務課長）

筑波大学アーカイブズ研究員

篠塚富士男（國學院大学栃木短期大学教授）

筒井 弥生（国立公文書館認定アーキビスト）

筑波大学アーカイブズ調査員

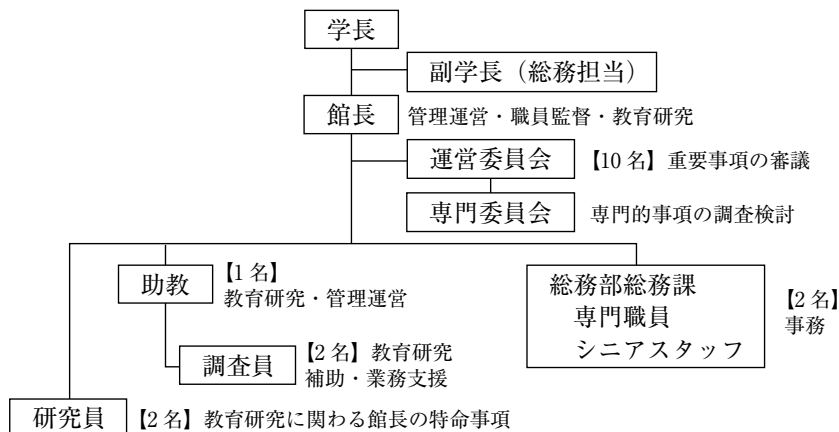
ロバート・クラフト（大学院人文社会科学研究科歴史・人類学専攻 院生）

加藤総一郎（大学院人文社会科学研究群人文学位プログラム 院生）

山本 祐麻（大学院人文社会科学研究群人文学位プログラム 院生）

*2023年3月31日現在

【組織図】



(2) 関係規則等

○筑波大学アーカイブズにおける保存、利用等に関する規程

平成28年3月24日
法人規程第32号
改正 平成28年法人規程第66号
平成29年法人規程第35号
平成30年法人規程第72号
令和元年法人規程第5号
令和2年法人規程第73号
令和3年法人規程第38号
令和4年法人規程第43号

筑波大学アーカイブズにおける保存、利用等に関する規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 保存等
 - 第1節 受入れ（第3条-第5条）
 - 第2節 保存（第6条-第9条）
- 第3章 廃棄（第10条）
- 第4章 利用
 - 第1節 利用の請求（第11条-第22条）
 - 第2節 利用の促進（第23条-第27条）
 - 第3節 移管元部局等の利用（第28条）
 - 第4節 開館日及び利用時間（第29条）
- 第5章 研修（第30条）
- 第6章 その他（第31条-第34条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この法人規程は、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「法」という。）に基づき、筑波大学アーカイブズ（以下「アーカイブズ」という。）が保存する特定歴史公文書等の保存、廃棄及び利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この法人規程において「特定歴史公文書等」とは、法第2条第6項に規定する歴史公文書等のうち、アーカイブズに移管され、若しくは法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は個人からアーカイブズに寄贈又は寄託されたものをいう。

第2章 保存等

第1節 受入れ

(本学からの受入れ)

第3条 アーカイブズ館長（以下「館長」という。）は、国立大学法人筑波大学（以下「本学」という。）で保存する歴史公文書等のうち、保存期間が満了してアーカイブズに移管する措置が設定されたものについて、保存期間が満了した日から可能な限り早い時期に受入れの日を設定し、当該歴史公文書等の移管を受けるものとする。

2 館長は、前項の規定に基づき受け入れた特定歴史公文書等について、次の各号に掲げる措置を施した上で、原則として受入れから1年以内に排架を行うものとする。

- (1) 生物被害への対処その他の保存に必要な措置
- (2) 識別を容易にするために必要な番号等（以下「識別番号」という。）の付与
- (3) 第12条第1項第1号に掲げる事由（以下「利用制限事由」という。）の該当性に関する事前審査
- (4) 第9条第1項に定める目録の作成

3 館長は、特定歴史公文書等の利用が円滑に行われるようにするため、前項第3号に規定する事前審査の方針を定めるものとする。

(寄贈又は寄託された文書の受入れ)

第4条 館長は、法人等又は個人から本学に関する文書その他の資料を寄贈又は寄託する旨の申出があった場合、当該資料が歴史公文書等に該当すると判断されるときには、当該資料を受け入れるものとする。

2 館長は、前項の規定により受け入れた特定歴史公文書等について、寄贈又は寄託をした者の希望を考慮し、利用の制限を行う範囲及びこれが適用される期間を定めた上で、次に掲げる措置を施して、原則として受入れから1年以内に排架を行うものとする。

- (1) 第3条第2項第1号に定める措置
- (2) 第3条第2項第2号に定める識別番号の付与
- (3) 第9条第1項に定める目録の作成

3 寄贈及び寄託に関する方針は、別に定める。

(著作権の調整)

第5条 館長は、前2条の規定により受け入れた特定歴史公文書等に著作物、実演、レコード又は放送、有線放送に係る音若しくは影像（以下この条において「著作物等」という。）が含まれている場合は、当該著作物等について、必要に応じて、あらかじめ著作者、著作権者、実演家又は著作隣接権者から著作者人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権に関する利用等の許諾や同意を得ること等により、当該特定歴史公文書等の円滑な利用に備えるものとする。

第2節 保存

(保存方法等)

第6条 館長は、特定歴史公文書等について、第10条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、専用の書庫において永久に保存するものとする。

- 2 館長は、前項に定める専用の書庫について、温度、湿度、照度等を適切に管理し、防犯、防災、防虫等のための適切な措置を講ずるものとする。
- 3 館長は、特定歴史公文書等のうち電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）については、その種別を勘案し、当該特定歴史公文書等を利用できるようにするために媒体変換その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 館長は、特定歴史公文書等について、第3条第2項及び第4条第2項第2号に定めた識別番号を付するものとする。

(複製物)

第7条 館長は、特定歴史公文書等について、それぞれの特定歴史公文書等の内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するため、複製物作成計画を定めた上で、適切な記録媒体による複製物を作成するものとする。

(個人情報漏えい防止のために必要な措置)

第8条 館長は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができるので、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）が記録されている場合には、法第15条第3項の規定に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 書庫の施錠その他の物理的な接触の制限
- (2) 当該特定歴史公文書等に記録されている個人情報に対する不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するために必要な措置
- (3) アーカイブズの職員等に対する研修の実施
- (4) その他必要な措置

(目録の作成及び公表)

第9条 館長は、特定歴史公文書等に関して、次に掲げる事項について一つの集合物ごとに記載した目録を作成するものとする。

- (1) 分類及び名称
- (2) 移管又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名

- (3) 移管又は寄贈若しくは寄託を受けた時期
 - (4) 保存場所
 - (5) 媒体の種類
 - (6) 識別番号
 - (7) インターネットで利用することができるデジタル画像等の存否
 - (8) 利用制限の区分（全部利用、一部利用、利用不可又は要審査のいずれかを記載すること）
 - (9) その他適切な保存及び利用に資する情報
- 2 館長は、前項に規定する目録の記載に当たっては、法第16条第1項第2号イ若しくはロに掲げる情報又は同項第4号の条件に係る情報は記載しないものとする。
- 3 館長は、第1項に規定する目録を閲覧室に備え付けておくとともに、インターネットの利用等により公表しなければならない。

第3章 廃棄

（特定歴史公文書等の廃棄）

- 第10条 館長は、特定歴史公文書等として保存している資料について、劣化が極限まで進展して判読も修復も不可能となり、歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、当該特定歴史公文書等を廃棄することができる。
- 2 館長は、前項の規定により特定歴史公文書等の廃棄を行った場合には、廃棄に関する記録を作成し、公表するものとする。

第4章 利用

第1節 利用の請求

（利用請求の手續）

- 第11条 館長は、法第16条の規定に基づき、特定歴史公文書等について利用の請求（以下「利用請求」という。）をしようとする者に対し、次に掲げる事項を記載した利用請求書の提出を求めるものとする。
- (1) 氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人等の団体にあっては代表者の氏名
 - (2) 利用請求に係る特定歴史公文書等の目録に記載された名称（任意）
 - (3) 利用請求に係る特定歴史公文書等の識別番号
 - (4) 希望する利用の方法（任意）
 - (5) 前号で写しの交付による利用を希望する場合は、第20条第2項に定める写しの作成方法、写しを作成する範囲及び部数（任意）
- 2 館長は、利用請求の円滑化及び効率化を図るため、利用請求書の標準様式等を作成し、閲覧室に備えておくとともに、インターネットの利用等により公表するものとする。
- 3 第1項の提出の方法は、次の各号のいずれかによる。この場合において、第2号の方法に必要な送料は、利用請求をする者が負担するものとする。
- (1) 閲覧室の受付に提出する方法
 - (2) アーカイブズに郵送等する方法
 - (3) 情報通信技術を用いてアーカイブズに送信する方法
- 4 前項第2号に定める方法による利用請求については、利用請求書がアーカイブズに到達した時点で請求がなされたものとみなす。
- 5 館長は、利用請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用請求をした者（以下「利用請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用請求の取扱い)

第12条 館長は、特定歴史公文書等について前条に定める利用請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

(1) 当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

ア 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第5条第1号に掲げる情報

イ 独立行政法人等情報公開法第5条第2号又は第4号イからハまで若しくはトに掲げる情報

(2) 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合

(3) 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくは汚損を生じるおそれがある場合又は当該原本が現に使用されている場合

2 館長は、利用請求に係る特定歴史公文書等が前項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が法人文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に法第11条第5項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3 館長は、前項において時の経過を考慮するに当たっては、利用制限は原則として作成又は取得されてから30年を超えないものとする考え方を踏まえるものとする。

(部分利用)

第13条 館長は、前条第1項第1号又は第2号に掲げる場合であっても、同項第1号に掲げる情報又は同項第2号の条件に係る情報（以下この条において「利用制限情報」という。）が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 前項に規定する区分は、次の各号に掲げる特定歴史公文書の種類に応じ、当該各号に掲げる方法により行う。

(1) 文書又は図画 当該特定歴史公文書等の写しを作成し、当該写しに記載されている利用制限情報を黒塗りする方法。ただし、利用請求者の同意があれば、利用制限情報が記載されている範囲を被覆する方法によることを妨げない。

(2) 電磁的記録 当該記録の写しを作成し、当該写しに記載されている利用制限情報を削除する方法

(本人情報の取扱い)

第14条 館長は、第12条第1項第1号アに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、次の各号のいずれかに掲げる書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき当該情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

(1) 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該利用請求をする者が本人であることを確認するため館長が適当と認める書類

2 第11条第3項第2号又は第3号に定める方法により利用請求をする場合には、前項の規定にかかわらず、当該利用請求をする者は、前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したものと及びその者の住民票の写しその他の、その者が当該複写したものに記載された本人であることを示すものとして館長が適当と認める書類（利用請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を館長に提出すれば足りる。

（第三者に対する意見提出機会の付与等）

第15条 館長は、利用請求に係る特定歴史公文書等に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び利用請求者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合には、当該特定歴史公文書等を利用させるか否かについての決定をするに当たり、当該情報に係る第三者に対し、次に掲げる事項を通知して、法第18条第1項の規定に基づく意見書を提出する機会を与えることができる。

(1) 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称

(2) 利用請求の年月日

(3) 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 館長は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が独立行政法人等情報公開法第5条第1号口又は第2号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、次に掲げる事項を書面又は電子情報処理組織（アーカイブズの使用に係る電子計算機と通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により通知して、法第18条第2項の規定に基づく意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称

(2) 利用請求の年月日

(3) 法第18条第2項の規定を適用する理由

(4) 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(5) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 館長は、前2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提示した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、館長は、その決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、法第18条第4項の規定に基づき利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面又は電子情報処理組織を使用する方法により通知しなければならない。

（利用決定）

第16条 館長は、利用請求があった場合は速やかに、これに係る処分についての決定（以下「利用決定」という。）をしなければならない。ただし、利用制限事由の存否に係る確認作業が必要な場合その他の時間を要する事情がある場合は、利用請求があった日から30日以内に利用決定をするものとする。この場合において、館長が第11条第5項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 利用決定においては、利用請求のあった特定歴史公文書等ごとに、次の各号に掲げるいずれかの処分を決定するものとする。

- (1) 全部の利用を認めること（ただし、法第19条ただし書の規定に基づき写しを閲覧させる方法を用いる場合にはその旨を明記すること。次号において同じ。）
 - (2) 一部の利用を認めないこと
 - (3) 全部の利用を認めないこと
- 3 館長は、利用決定に関し、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、館長は、利用請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を通知するものとする。
- 4 館長は、利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため、利用請求があった日から60日以内にその全てについて利用決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、利用請求に係る特定歴史公文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定をし、残りの部分については相当の期間内に利用決定をすることができる。この場合において、館長は、利用請求のあった日から30日以内（第11条第5項の規定により補正に要した日数を除く。）に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面又は電子情報処理組織を使用する方法により通知しなければならない。
- (1) 本項の規定を適用する旨及び理由
 - (2) 残りの部分について利用決定をする期限

（利用決定の通知）

- 第17条 館長は、利用決定をした場合、当該特定歴史公文書等の利用請求者に対して、次の各号に掲げる事項について記載した通知書（以下「利用決定通知書」という。）により決定の内容を通知しなければならない。
- (1) 利用請求のあった特定歴史公文書等に関する処分の結果
 - (2) 利用請求書において請求した利用が認められない場合（法第19条ただし書の適用により原本の閲覧が認められない場合を含む。）はその理由
 - (3) 利用の方法
- 2 利用決定通知書には、利用請求者が利用の方法を申し出るための書類（以下「利用の方法申出書」という。）を添付しなければならない。
- 3 通知は、閲覧室で行うほか、利用請求者の求めに応じ、次の各号に掲げる方法により行うこともできる。この場合、第1号の方法において必要な送料は、利用請求者が負担するものとする。
- (1) 利用決定通知書を利用請求者に郵送等する方法
 - (2) 情報通信技術を用いて利用決定通知書を利用請求者に送付する方法

（利用の方法）

- 第18条 特定歴史公文書等の利用は、文書又は図画等については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録については次の各号に掲げる方法により行うものとする。
- (1) 当該電磁的記録を専用機器により再生又は映写したものの視聴、聴取又は閲覧
 - (2) 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
 - (3) 当該電磁的記録を電磁的記録媒体に複製したものの交付
- 2 前項に規定する電磁的記録の利用の方法は、情報化の進展状況等を勘案して、利用者が利用しやすいものとする。
- 3 利用の方法は、利用請求者が利用請求書又は利用の方法申出書に利用の方法を記載し、館長に提出することにより指定するものとする。
- 4 利用の方法申出書は、利用決定の通知があった日から30日以内での提出を求めるものとする。ただし、利用請求者において、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、

この限りでない。

5 利用の方法申出書の提出の方法については、第11条第3項の規定を準用する。

(閲覧の方法等)

第19条 特定歴史公文書等の閲覧は、閲覧室で行うものとする。

2 閲覧室における特定歴史公文書等の利用に関しては、別に定めるところによる。

(写しの交付の方法等)

第20条 特定歴史公文書等の写しの交付は、当該特定歴史公文書等の全部について行うほか、その一部についても行うことができる。この場合において、館長は、利用請求者に対し、具体的な範囲の特定を求めるものとする。

2 写しの交付は、次の各号に掲げる特定歴史公文書等の媒体について、当該各号に定めるものの中から館長が指定した方法のうち、利用請求者の希望するものについて、利用請求者から部数の指定を受けた上で実施するものとする。

(1) 文書又は図画(第7条及び法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。次号において同じ。)

ア 複写機により用紙に複写したもの(法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物に限る。)

イ 第7条により作成された複製物を用紙に出力したもの

ウ アーカイブズが貸し出すデジタルカメラにより撮影してできた電磁的記録を用紙に出力したもの

エ アーカイブズが貸し出すデジタルカメラにより撮影してできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格 X0606及び X6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したもの

オ アーカイブズが貸し出すデジタルカメラにより撮影してできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格 X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したもの

(2) 電磁的記録

ア 用紙に出力したもの

イ 電磁的記録として複写したものを光ディスク(日本産業規格 X0606及び X6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したもの

ウ 電磁的記録として複写したものを光ディスク(日本産業規格 X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したもの

3 館長は、利用請求者から、写しの交付を行う範囲、方法及び部数の指定を受けた場合は速やかに料金表(別表)に基づき手数料額を算定し、当該料金を利用請求者に通知するものとする。

4 館長は、次条に定める手数料の納付が確認されたのち、速やかに写しの交付を行うものとする。

5 写しの交付は、アーカイブズにおいて行うほか、利用請求者の求めに応じ、郵送等により行うこともできるものとする。この場合において、必要な送料は、利用請求者が負担するものとする。

(手数料等)

第21条 館長は、利用請求者が写しの交付を受ける場合には、料金表に基づき算出した手数料を、次の各号に定めるもののうち、館長が指定する方法により受け取るものとする。

(1) 館長の指定する窓口において直接納入する方法

(2) 館長の指定する銀行口座へ振り込む方法

2 前項の方法をとるための手続に必要な費用は、利用請求者が負担するものとする。

3 館長は、料金表を閲覧室に常時備え付けるとともに、インターネットの利用等により公表するものとする。

(審査請求)

第22条 館長は、法第21条の規定に基づく審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、法第28条第1項に基づく公文書管理委員会（以下「公文書管理委員会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき。ただし、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。

2 館長は、前項の諮問をした場合は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人

(2) 利用請求者（利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 利用させる旨の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る利用請求に対する処分（利用請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の裁決（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）

4 館長は、公文書管理委員会から第1項の諮問に対する答申を受けた場合は、当該答申を踏まえ、遅滞なく裁決を行わなければならない。

第2節 利用の促進

(簡便な方法による利用等)

第23条 館長は、法第16条において利用が認められている特定歴史公文書等について、前節に定める方法のほか、あらかじめ手続を定めた上で、簡便な方法（次項に定めるものを除く。）により利用に供するものとする。

2 館長は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

(展示会の開催等)

第24条 館長は、年度ごとに計画を定めた上で、展示会の開催、館内の見学会その他の取組を行い、特定歴史公文書等の利用の促進に努めなければならない。

(特定歴史公文書等の貸出し)

第25条 館長は、他の機関から学術研究、社会教育等の公共的目的を有する行事等において利用するために特定歴史公文書等の貸出しの申込みがあった場合は、別に定めるところにより、当該特定歴史公文書等を貸し出すことができるものとする。

(原本の特別利用)

第26条 館長は、原本の利用を認めるとその保存に支障を生ずるおそれがある特定歴史公文書等について、

複製物によっては利用目的を果たすことができない場合等原本による利用が必要と認められる場合は、別に定めるところにより、特に慎重な取扱いを確保した上で、当該原本の利用を希望する者に対し特別に原本を利用に供することができる。

(レファレンス)

第27条 館長は、特定歴史公文書等の効果的な利用を確保するため、レファレンスを行うものとする。ただし、鑑定の依頼、文書の解説・翻訳等、アーカイブズの業務として情報提供することが適当でないと思われる場合は、この限りでない。

2 館長は、レファレンスの申込みを、閲覧室で口頭により受け付けるほか、電話、書面、電子情報処理組織を使用する方法等により受け付けるものとする。

第3節 移管元部局等の利用

(移管元部局等の利用)

第28条 館長は、特定歴史公文書等を移管した本学の部局等（以下この条において「移管元部局等」という。）が法第24条に定める利用の特例の適用を求める場合は、当該利用請求者に対して職員証の提示及び移管文書利用申込書の提出を求めるものとする。

2 移管元部局等に属する利用請求者がアーカイブズの閲覧室外での利用を希望した場合、館長は、第19条第1項の規定にかかわらず、30日を限度として、その利用を認めることができるものとする。

第4節 開館日及び利用時間

(アーカイブズの開館)

第29条 アーカイブズは、利用に関する業務を実施するため、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

(4) その他アーカイブズの定める休業日

2 館長は、前項の規定にかかわらず、特に必要がある場合は、臨時に開館し又は休館することができる。この場合には、館長は、原則として開館又は休館の2週間前までにその旨及び理由を公表しなければならない。

3 アーカイブズの利用時間は、10時から17時までとする。ただし、特に必要がある場合には、臨時に変更することができるものとする。この場合において、館長は、事前にその旨及び理由を公表しなければならない。

第5章 研修

(研修の実施)

第30条 館長は、アーカイブズの職員に対し、歴史公文書等を適切に保存し利用に供するために必要な専門的知識及び技能を習得させ並びに向上させるために必要な研修の機会を与えるものとする。ただし、それが不可能な場合は、代替措置を講ずるよう努めるものとする。

2 アーカイブズは、本学の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ並びに向上させるために必要な研修の機会を与えるものとする。館長は、必要に応じて、その研修を行うこともできる。

- 3 館長は、前2項の研修を実施するときは、その必要性を把握し、その結果に基づいて研修の計画を立てるものとする。
- 4 館長は、第1項及び第2項の研修を実施したときは、歴史公文書等の適切な保存及び移管の改善に資するため、研修効果の把握に努めるものとする。

第6章 その他

(保存及び利用の状況の報告)

- 第31条 館長は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 2 館長は、前項に規定する報告のため、必要に応じて調査を実施するものとする。

(紛失等への対応)

- 第32条 館長は、特定歴史公文書等の紛失若しくは誤廃棄又は目録の重大な誤りが明らかとなった場合には、その旨を直ちに内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、館長は、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、当該措置及び目録の修正について、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 3 館長は、前項に規定する報告を行った場合には、その内容を公表するものとする。

(規程の備付け等)

- 第33条 館長は、この法人規程について、閲覧室に常時備え付けるほか、インターネットの利用等により公表するものとする。

(雑則)

- 第34条 この法人規程に定めるもののほか、この法人規程の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この法人規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第4章については、法第2条第3項第2号の政令で定める施設として内閣総理大臣の指定を受けた日（平成29年4月1日）から施行する。

附 則（平28.9.29法人規程66号）

この法人規程は、平成28年9月29日から施行する。

附 則（平29.3.23法人規程35号）

この法人規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平30.9.28法人規程72号）

この法人規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令元.6.28法人規程5号）

この法人規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令2.12.28法人規程73号）

この法人規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令 3. 8. 3 法人規程38号）

この法人規程は、令和 3 年 8 月 3 日から施行する。

附 則（令 4. 3. 29 法人規程43号）

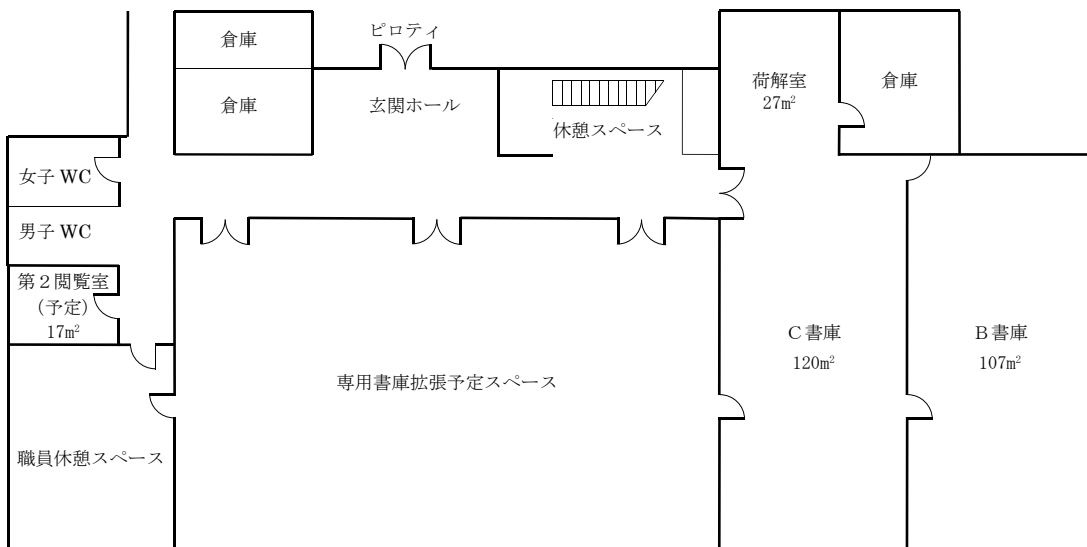
この法人規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 料金表（第20条関係）

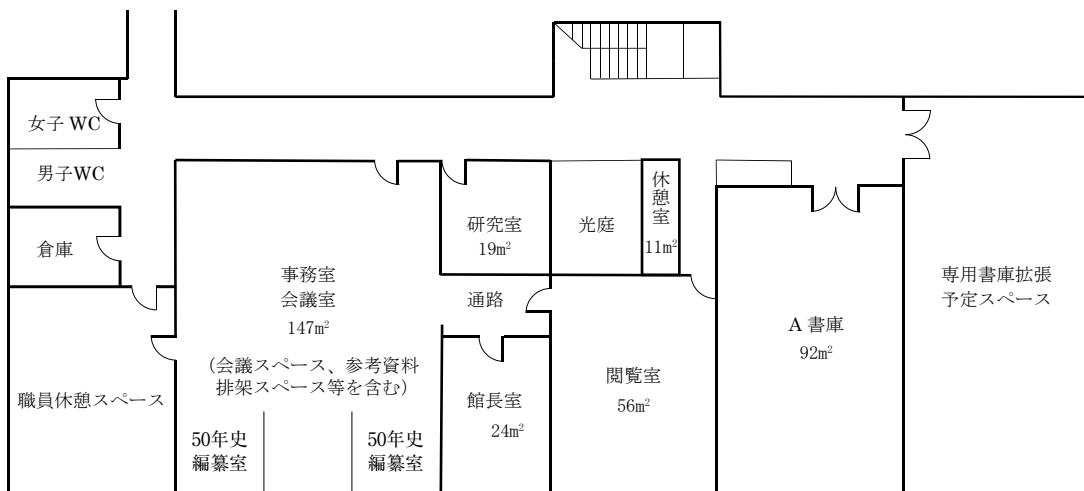
特定歴史公文書等の媒体	写しの交付の実施の方法	実施手数料の額
一 文書又は図画（第7条及び法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。）	ア 複写機により用紙に複写したものの交付	モノクロは用紙 1 枚につき 10 円、カラーは用紙 1 枚につき 20 円（いずれも A4～ A3まで同額）
	イ 第 7 条により作成された複製物を用紙に出力したものの交付	
	ウ アーカイブズが貸し出すデジタルカメラにより撮影してできた電磁的記録を用紙に出力したものの交付	
	エ アーカイブズが貸し出すデジタルカメラにより撮影してできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク 1 枚につき 90 円に 1 ファイルごとに 80 円を加えた額
オ アーカイブズが貸し出すデジタルカメラにより撮影してできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク 1 枚につき 90 円に 1 ファイルごとに 80 円を加えた額	
二 電磁的記録	ア 用紙に出力したものの交付	モノクロは用紙 1 枚につき 10 円、カラーは用紙 1 枚につき 20 円（いずれも A4～ A3まで同額）
	イ 電磁的記録として複写したものを光ディスク（日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク 1 枚につき 90 円に 1 ファイルごとに 80 円を加えた額
	ウ 電磁的記録として複写したものを光ディスク（日本産業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク 1 枚につき 90 円に 1 ファイルごとに 80 円を加えた額

6、施設 (総面積1,547m²)

平面図 (1階)



平面図 (2階)



7、筑波大学50年史編纂事業

筑波大学は2023年に創立50周年を迎えるが、それに合わせて、本格的な『筑波大学50年史』（史料編・図説編・通史編）を編纂・刊行することとし、2016年12月に筑波大学50年史編纂委員会を設置して、編纂等の準備を進めてきた。

2021年4月に実務を担う筑波大学50年史編纂室を新たにアーカイブズ内に設置し、室員会議で検討を重ねて、2023年3月に第1冊として『創基百五十一年筑波大学五十年史 史料編（下巻）』を刊行した。

令和4年度の筑波大学50年史編纂事業に係る組織及び活動状況は、以下のとおりである。

筑波大学50年史編纂室

室長

中野目 徹（アーカイブズ館長・人文社会系教授）

室員

山澤 学（人文社会系准教授）

田中友香理（人文社会系助教）

西尾チヅル（ビジネスサイエンス系教授）

大谷 奨（人間系教授）

大林 太郎（体育系助教）

澁谷 和子（医学医療系教授）

白井 哲哉（図書館情報メディア系教授）

大庭 大輝（附属高等学校教諭）

横川 翔（特任研究員）

加藤総一郎（調査員・大学院人文社会科学研究群人文学位プログラム院生）

山本 祐麻（調査員・大学院人文社会科学研究群人文学位プログラム院生）



①第3回筑波大学50年史編纂委員会

【開催年月日】 2022年4月25日

【議題】・前回議事要旨の確認について

- ・『筑波大学50年史 史料編 下巻』の収録予定史料目次（案）について
- ・その他

②第4回筑波大学50年史編纂委員会

【開催年月日】 2022年6月27日

【議題】・前回議事要旨の確認について

- ・『筑波大学50年史 史料編 下巻』の収録予定史料目次（案）について
- ・その他

③第6回筑波大学50年史編纂室員会議（メール会議）

【開催年月日】 2022年7月21日～2022年8月31日

【議題】・前回議事要旨の確認について

- ・筑波大学50年史編纂委員会での審議及び学長への報告について
- ・『筑波大学50年史 史料編 下巻』の目次案及び原稿（1～3章）について

④第7回筑波大学50年史編纂室員会議（メール会議）

【開催年月日】 2022年9月13日～2022年9月30日

【議題】・前回議事要旨の確認について

- ・『筑波大学50年史 史料編 下巻』の目次案及び原稿（4～6章）について

⑤第5回筑波大学50年史編纂委員会

【開催年月日】 2022年9月26日

【議題】・前回議事要旨の確認について

- ・『筑波大学50年史 史料編 下巻』の収録予定史料について
- ・その他

⑥第8回筑波大学50年史編纂室員会議（メール会議）

【開催年月日】 2022年10月24日～2022年11月9日

【議題】・前回議事要旨の確認について

- ・『筑波大学50年史 史料編 下巻』の目次案及び原稿（7～14章）について

⑦第9回筑波大学50年史編纂室員会議

【開催年月日】 2022年12月19日、21日、22日

【議題】・『筑波大学50年史 史料編 下巻』2校ゲラの検討について

8、その他

(1) 展示会の開催

令和4年度は、閲覧室の小展示スペースにて2回の企画小展示会を開催した。

①期日：6月1日（水）～6月17日（金）

テーマ：「高等師範学校の設立」 見学者数：78名

②期日：12月1日（木）～12月21日（水）

テーマ：「東京文科大学の時代」 見学者数：72名

展示会の開催に当たって、第1回では附属図書館から譲り受けた展示ケース2台を活用し、第2回では50周年記念事業関連予算により2台の展示ケースを追加するなど、小展示スペースの充実を図った。



また、オープンキャンパスにおいて展示会を開催した。

- ・開催期間 2022年8月6日（土）
- ・展示内容 高等師範学校『明治二十九、卅年 職員進退書』綴ほか
- ・来場者 オープン・キャンパス参加の高校生25名

(2) その他

利用参考資料の寄贈

昨年に引き続き、水口政次氏（元・東京都公文書館）から筑波大学アーカイブズに対し、下記のアーカイブズ関連文献が寄贈されました。記して感謝申し上げます。当館ではこれらを「水口政次文庫」と名づけ、閲覧室の書棚に排架し、利用者の便に供しております。本誌前号に、これまで御寄贈いただいた全ての書籍及び雑誌等の目録を掲載しました。

『アクセス権とは何か—マス・メディアと言論の自由—』、『現代のプライバシー』、『公文書は誰のものか?—公文書管理について考えるための入門書—』、『プライバシーという権利—個人情報とはなぜ守られるべきか—』、『アーカイブズ—記録の保存・管理の歴史と実践—』、『近代日本の統治機構とアーカイブズ—文書管理の変遷を踏まえて』、『アーキビストとしてはたらく—記録が人と社会をつなぐ—』、『記録と資料』第33号、『アーカイブズ学研究』第36～37号、『平成29年春の特別展 誕生日本国憲法』、『平成30年春の特別展 江戸幕府、最後の闘い—幕末の「文武」改革—』、『平成30年秋の特別展 明治150年記念 躍動する明治—近代日本の幕開け—』、『平成31年春の特別展 江戸時代の天皇』、『令和元年秋の特別展 天皇陛下御即位記念 行幸—近現代の皇室と国民—』、『令和3年春の特別展 1964高度成長と東京オリンピックの時代』、『岡山のアーカイブズ 11～記録資料館活動成果資料集～』、『地方史研究』第188号、『和歌山地方史研究』第19号・第48号、『地域史研究』第20巻第2号・第25巻第2号、『歴史評論』11月号 No.739、『群馬県立文書館例規集』、『大学史料室ハンドブック—大学アーカイブズ業務の手引き—』、『札幌市文化資料室研究紀要—公文書館への道—』第4号、『IRMC レコード・マネジメント用語集』、『利用のための資料保存—いつでも、だれでも、いつまでも、利用できるようにしておくために—』、『資料保存のための保護紙 Conservation Papers』

研究報告編

ある文化史家の戦前～戦後（二・完）

——木代修一「過眼日抄」にみる戦後の高師・文理大・教育大——

中野目 徹

はじめに

本誌第3号（2020年5月）に掲載した前稿では、東京教育大学名誉教授の木代修一先生（1898～1988年）の日記「過眼日抄」の1945年（昭和20）までを取り上げて検討を加えたので、本稿では敗戦のときから晩年までを紹介したい。この日記を含む「木代修一関係文書」は、その後、一般の利用請求だけでなく、TV番組の取材もあり、アーカイブズの企画展示会にも出展するなど、確実に利用頻度が増加している。現在進行中の筑波大学50年史編纂事業や、アーカイブズ主催で今秋開催予定の「筑波大学と前身校の歩み（仮）」特別展でも使用が予定されており、注目が集まりつつある史料群だといえよう。本稿は、それら年史編纂や展示会の準備に資することとあわせ、一層の利用促進を図ることを目的として執筆するものである。

まず、本稿で検討対象とする日記全体について述べておくと、分量でいえば、前稿で取り上げたのは25冊だけであり、今回検討対象とするのは、寄贈された197冊のうちの172冊に及ぶ（写真1及び前稿の図1及び表1参照）。形態について、多くは丸善製の4mm方眼ノート（野帳）であることは戦前・戦中の分と変わらない。布製の表紙に「過眼日抄」のほか、番号と収録年月日が墨書されていることも同じである。本文は、ほとんど鉛筆書きで名刺や葉書、新聞記事の切抜き、パンフレットなどが丁寧に貼付されている。博物館や美術展で観た絵画や土器などの精妙な模写が多数書き込まれていることも、この日記をつけ始めたときから変わらない特徴である。記述内容は、教授在職中（東京高等師範学校、東京教育大学、専修大学、駒澤大学。この間に桐朋学園理事・女子中学校高等学校校長等も兼務）は教授会での審議事項やそれに対する意見・感想も散見されるが、同僚や学生との交際や人物評、家族の動静に関する記事も多く、何より目立つのは博物館や美術展の参観記であり、文化史家の面目を示している。貼付した新聞記事（死亡記事を含む）に触発されての感想や、政治（国会審議、政府の方針、政党大会、選挙結果等）に対する論評にも見るべきものが多い。

したがって、本来であれば、それらをトータルで紹介して木代先生の全人像を描き出すべきところではあるが、本稿では、①戦後まもなくの東京高等師範学校の様子、②1949年（昭和24）の東京教育大学の発足といわゆる文理大派、高師派の対立、③所属した文学部と日本史学教室の運営と人事、史学方法論教室の創設等について、同僚・学生・卒業生との交際を中心に紹介し、④最後に筑波移転問題への態度その他をふくめて戦後の日記の内容と木代先生の人物像を探っていく。この間、何か月も日記が書かれていないこともあり、あとから回想しているところもある。叙述は必ずしも年代順ではなく、往きつ戻りつする場合がある



写真1 「過眼日抄」の全体像

ことをあらかじめお断わりしておく。

1 戦後の東京高等師範学校

木代先生は、1945年（昭和20）6月24日から7月7日まで、群馬県勢多郡芳賀村（現前橋市芳賀地区）の善勝寺（図1参照）に疎開して開設されていた軍教（高師に併設されていた傷病軍人中等学校教員養成所）生徒のための授業を行ない、同月19日から8月8日まで日光の古河電気精銅所に学徒隊として新たに配置されるようになった文四（高師文科第四部＝地歴科）1年生を迎えたあと（主任と呼ばれたクラス担任）、10日に同地を発程し中央線経由で12日に松江着、14日に郷里の島根県伯太郡母里村（現安来市伯太町母里）に戻り、



図1 「過眼日抄」に描かれた善勝寺門前の様子

ここで敗戦を迎えることになった（2019寄木1-25）。以上の記述は、敗戦前後の2か月ほど日記を怠り、この間の出来事を9月15日に追記したなかに書かれている。帰京したのは9月8日であった。

翌9日には再び群馬県に赴き、軍教生徒への授業を行なった。11日には地歴科座談会に出席し浅海正三教授（東洋史学）と「終戦後の教育について語りあふ」（同上）とあるが、語り合った内容は記されていない。敗戦による占領という事態については、歴史研究者らしく、保元平治の乱、戦国時代、維新前後の体験と較べても「比較にならぬ内実において祖国史の根柢が揺がんとしてゐる」（同上）との感慨を漏らしている。9月21日の記述では「自らの生活は自らが建設しなければならぬ、（中略）断じて圧殺されてはならぬ、顛落してはならぬ、希望を失ってはならぬ、強く生きぬかねばならぬ」（同上）という決意を示している。木代先生は、この2日後の23日に帰京した（妻子は松江に残したまま、長男の子郎は出征中であった）。

日記によれば、東京高等師範学校は10月1日から授業再開と決定したらしい。当初は、埼玉県朝霞にあった旧予科士官学校に全面的に移転する予定であったが、進駐軍の都合でそれが不可能となり、大塚の焼け残りの校舎を使用して、二部授業を行なうことになった（2019寄木1-26）。大塚のキャンパスは、本館と東館が空襲で焼失して、西館を残すのみとなっていたのである。この9月26日の条には「それにしても、この学園にはあまりに人材が欠乏してゐる、小ぢんまりとわるく固まって保身にのみ汲々たる人々が多過ぎるのである」（同上）と高師の状況を批判している。占領軍の方針や政府の対応に対するコメントも多く書かれているが、それらの紹介は別に機会を期したい（29日の条にある「報道の自由はもとより歓迎すべし、しかし、いやしくも皇室の尊厳を保持するに支障ある記事をも無制限に許容することは出来ない」という天皇観・皇室観は終生維持される。10月3日に担任の文四1年生に対して「国体護持の絶対性、これは死をもって護り通さねばならぬ最後の一线である」との「所見」を述べた（同上）。また、昭和21年の新年に当って「天皇制——いやな用語だが、終戦来つひに固定してしまった」（同上）とも書いている）。

27日、文理大の和歌森太郎講師（高師講師兼任）と雑談するなかで、高師では教授会を常設の機関とし、従来のような「幹事・部主任独裁的方法」（同上）を改めるべきだという意見に賛意を示している。前稿でも触れたように、学制上高等専門学校の扱いであった高師には旧制大学のような教授会は設置さ

れていなかったのである。10月1日には、附属小学校の講堂で文理大、高師、臨時教員養成所合同の始業式が挙行された。務台理作学長兼校長（哲学）の式辞で、「武力なき国家がいかにして世界諸民族に相伍しその俊秀性を発揚し得るか、われわれは今やその世界的課題を果たさんとして困難の途を充足した」（同上）と述べていたのは、やや戦中の京都学派を引きずっていたようにみえる。その後の部ごとの懇談には文四1年は41名が出席した。翌2日は、高師教官会議が開かれ、務台校長から「学校の運営について、今後は教官会議を重視したい」（同上）との発言があった。筑波大学アーカイブズには、東京高等師範学校の幹事会や教官会議の文書（庶務関係文書）は移管されておらず、今のところその所在すら明確になっていないので、会議の実態は不分明であり、その意味でも木代先生の日記は貴重な存在である。10月4日、文四の授業を「日本民族の黎明」から講じ始めた。

その後木代先生は、10月24日に軍諸学校在学者の転入につき口頭試問を行ない、同月30日には、教育勅語奉読式並びに学園創立記念式（従来から高師では教育勅語発布の10月30日を創立記念日としていた）に出席したが、式典で務台学長は「教育勅語の平和的精神」を述べたという（同上）。文理大・高師の教育姿勢は敗戦2か月半の時点で戦前・戦中と大きく変わっていない部分があったことを示している。12月5日から高師助教授であった西山松之助先生と播州古寺巡礼の旅に出て、その足で松江に帰郷して妻子とともにそのまま越年、帰京すべく妻子を残して同地を出発したのは2月4日であった。

帰京後の46年2月26日、高師教授懇談会で「教授会の確立による学校運営の責任者（幹事）公選のこと、高師を主体とする大学並み向上のことなどに意見一致」（2019寄木1-27）して、有志の名で学長に具申することが決まった。この「高師を主体」ということが、のちの東京教育大学発足に際して高師側のスローガンになっていく。これ以降、高師改革の機運は加速するようになる。3月19日の教官会議では、それまでの中川一男幹事（西洋史学）が退任し花井重次教授（地理学）が後任となった。有志教授提案の学校内運営に関する調査機関設置の件が認められ、文四からは木代先生がその委員に選ばれた。23日から調査を開始し、4月中旬には大綱をまとめる予定が定められた。実際、この校内刷新に関する委員会は23日以降連日開かれ、学校の企画運営に関する機構が次のように提案された（3月27日の条、同上）。

- (1) 教授会 審議機関として十分有力なるものとする、庶務・教務・生徒指導・渉外事項はもとより、現行制度（文理大学附置）にあっても、少くも予算経理の内容につき報告を徴し、また人事についても参画し得る立前をつくること、機構は教授を主体とし、必要により助教授・講師を入る、
- (2) 代議員会 教授会の委任事項及び緊急事項を処理するための常時的審議機関、各部より一名ずつ、その他より公選五名、幹事及び附属主事、二十三名をもって構成す、
- (3) 幹事 五名、内一名を幹事長とす、教育に関する企画運営等実施の任に当る、幹事長は教授会にて推薦、幹事は幹事長の推薦により、学校長任命す、任期二箇年、

幹事制については、木代先生の原案が微調整されて採択されたものだという。31日の条によれば、このあと4月に、「教育内容の革新」（同上）が主題とされる予定という。

29日には和歌森と対談、2月に文理大助教授に昇任した旨を伝えられ、「肥後（和男教授）教室（国史学講座）の陣容はいよいよ明らかとなる、これに芳賀（幸四郎講師）、池田（雪雄助手、ただし出征後行方不明。『新井白石』（1941年、ふたら書房）と題する優れた著作がある）を配すれば相当に強化されよう」（同上）と記した。和歌森助教授は、自分は間もなく著書（『国史に於ける協同体の研究』1948年、帝国書院）を刊行するが、「（木代）先生も少し自己本位にやりませんか」（同上）と言い放ったという。

前稿で触れたように、1943年(昭和18)、松本彦次郎教授が定年で退官し、肥後助教授がそのあとを襲い、和歌森元助手が講師に着任した時点で、木代先生の文理科大移籍の目はなくなった。このような人間関係と待遇や処遇の違いが、文理大と高師の教官の間に言葉にしにくい対立感情を生み、東京教育大学発足時や発足後の諸問題(たとえば名誉教授授与資格年限の問題等)に継続していく。日本史学では、木代、西山と家永三郎教授が高師系、文理大系は肥後、和歌森、芳賀ということになる。

4月8日の刷新委員会に出席した翌日、木代先生は島根に帰省する。したがって、その後の高師教育内容に関する調査立案には関わっていないことになる。帰京の途次、天理図書館その他で調査を行ない、東京に戻ったのは5月5日であった。その間の奈良滞在中、1937年から文理大(国史学第二講座)の教授を兼務していた村岡典嗣が、本務の東北帝国大学を定年退官した直後に死去したことを新聞の死亡記事で知った。日記には「村岡さんには当面の研究について指導を得たいことが多かったのに寔に痛恨の至りである」(同上)とあるが、具体的には本居宣長と鈴屋学派に関する教示を期待していたのであろう。最後に会ったのは1944年11月の京都であったという。

以上のように、1945、46年は、戦災の影響で住居も得られない状況で、木代先生は妻子を松江に置いて、西館の研究室で煮炊きをして過ごす日も多かった。当時の文理大・高師の様子を、著者は小西甚一先生(国語国文学、筑波大学教授・副学長)からも聞いたことがある。戦後新教育のスタートに当たってとりわけ高師は戦前・戦中の反省もふまえて改革が急がれたわけだが、日記からもその雰囲気の一部はうかがえる。しかし、わずかに学内管理運営体制の改革案策定では、木代先生の提案が活かされたこともあったものの、帰省のためしばしば東京を離れていたこともあり、その中心に立っていたわけでないことがはっきりした。後述する先生の性格や姿勢もこれに与っていたであろう。

2 東京教育大学の発足

1947年(昭和22)から、占領軍の指導による教育改革が進められ、3月31日に教育基本法と学校教育法が公布、いわゆる6・3・3・4制の戦後学校制度が導入され、このうち新制大学は2年後の1949年に発足することになった。結果として、文理大・高師を主な母体として東京教育大学が誕生したわけだが、一時は空中分解する寸前まで事態が悪化した。その間の経緯が木代先生の日記によって明らかになれば幸いなのだが、なぜだろうか、日記の残存状態がきわめてよくない。前項で取り上げた4冊(2019寄木1-25~28)を含めて、同時期に書かれた日記は次の8冊しか残っていない(写真2参照。番号は筑波大学アーカイブズにおける利用請求番号の末尾の数字である)。



写真2 形態が不揃いな戦後期の「過眼日抄」

- 25 過眼日録 XXIII 昭和18・10~20・9
- 26 過眼日抄 XXIV 昭和20・9~21・2
- 27 過眼日抄 XXV 昭和21・2~6
- 28 過眼日抄 XXVI 昭和21・7~10(ただし調査旅行記)

*以上4冊は、製造者不明の黒表紙方眼ノート使用

- 29 過眼日抄 XXVII 昭和22・10～24・11
 30 過眼日抄 XXVIII 昭和24・11～25（・3）
 *以上2冊は、丸善製方眼ノート（野帳）使用
 31 〔日記〕昭和26・12・11～27・11・21
 32 〔日記〕昭和27・11・22～12・21
 28・7・25～9・18
 29・6・4～6、10・18
 *以上2冊は、育英出版「自由日記」帳使用

このうち、まず検討を要するのは29と30である。29は、収録範囲が新制大学発足と重なるのであるが、内容は講演会の参加記や博物館の見学記、旅行記や訪問記と多くのスケッチで占められ、学内の動向はもとより、政治や経済に関する記述も一切見られない。30も旅行記から始まって、訪問記や雑誌の読後感と相変わらずスケッチで埋められていて、学内外のことは全く書かれていない。注目すべきなのは、冒頭部分に28枚56頁分の切り取りが見られることである。よほど他見をはばかりることが書いてあったと想像するしかない。日記の他の部分には、他人への悪口もかなり直截に記され、それらがそのまま残されているので、そう想像するしかない。そのようななかで唯一、1950年3月10日の条で、民俗学研究所に和歌森らが通っている関係で、桐朋学園に柳田国男を招いて講演会を開催したことが記されている。後述する史学方法論講座の開設と関わる記述である。

こうしたわけで、当該期の木代先生の日記からは東京教育大学発足をめぐる学内の様子はいかかろうことができない。一連の経過をまとめたかたちで瞥見できるのは、当時の『文理科大学新聞』であろう。これに加えるに学生部からアーカイブズに近く移管予定の東京文理科大学の教授会議事録（2022年度第2回企画小展示会「東京文理科大学の時代」で部分公開）から、簡単にその経過だけ記しておこう。

- | | | |
|-------|--------|---|
| 1947年 | 3月中旬 | 東京文理科大学宣言決定（起草者は下村寅太郎教授） |
| 同年 | 4月 | 大学本部は茗溪会館に置かれる |
| 同年 | 4月30日 | 第1回大学高師合同委員会開催 |
| 同年 | 7月25日 | 文理大は「文理大」を、高師は「東京教育大学」を希望 |
| 同年 | 9月25日 | 茗溪会は「教育大学」を主張 |
| 1948年 | 1月23日 | 4官大（文理大・商科大・工業大・千葉医大）学生横断組織、関東総合大学（仮称）を構想 |
| 同年 | 2月27日 | 新大学の構想決定、文・理・教育・体育の4学部 |
| 同年 | 4月21日 | 合同委員会（四校協議会）で人事委員会設置決定 |
| 同年 | 5月5日 | 務台学長、文理大・高師の対立激化で辞意表明 |
| 同年 | 6月10日 | 新学長に杉村欣次郎教授を選出 |
| 同年 | 8月25日 | 新制大学申請書を文部省に提出、名称を一応「東京教育大学」とする（輿論で校名決定） |
| 同年 | 9月20日 | 校名、「東京教育大学」「文教大学」が有力 |
| 同年 | 11月29日 | 大学創設委員会、新大学名決定持ち越し。文理大は「文理大」（「教育大学」は絶対に不可）を主張 |
| 1949年 | 1月22日 | 文部省の調整で「東京文教大学」と決定（高師は不満） |
| 同年 | 4月15日 | 参議院文部委員会で校名問題が審議される |

- 同年 5月14日 衆議院文部委員会で「教育大学」が可決、文理大は反対で2名の助教授を除いて合同脱退を声明（5月27日）、同学生自治会も反対でストライキ突入（同月18日）。26日参議院通過
- 同年 6月1日 柴沼直前文部省管理局长、初代学長に任命される

これ以後、柴沼新学長による文理大復帰の調整が開始され、『文理科大学新聞』第180号はそれを「解決の曙光」（6月15・25日付合併号）と評したが、木代先生の後年の日記では、次のように書かれている（1952年8月5日の条、2019寄木1-31）。

柴沼氏は教大設立にあたり、文理大、高師の間に紛争がおこり、文理大は脱退を声明しておどかしをやったをり、文部省のむねをうけて来任、この紛争のおさめ役をやった人、もっともそれには、花井重次氏らの推薦で、高師単独の内選に一位をしめたことも与ってゐるが、結局、文理大側の意を迎へてその復帰をはかり、学部長人事をその教授会にゆだね、高師側を押へて曲りなりに、局面を収めた、（柴沼については、小林行雄編刊『追憶 柴沼直』1986年）

この52年8月5日の教授会では、9月1、2日に予定されていた学長選挙が議題となるが、柴沼学長の2期目当選が確実視される情勢のなかで、木代先生は次のような感想を書いている。「Aクラス大学を自称しながら、実は、学長にもたえうる人物払底とは、少々情けない話しである、福原麟太郎、藤岡由夫のよび声あるも、ともに全学の支持をうるに至らず」（同上）。

1956年（昭和31）は「もはや戦後ではない」といわれた年であるが、6月11日に開催された文学部有志懇談会では7月3に予定されている学長選挙をめぐる議論がなされ、柴沼学長の3選には反対であり、候補者としては文学部で稲田正次と美濃部亮吉の両教授、理学部で朝永振一郎教授が考えられることが確認された（2019寄木1-33）。このときは、結果として朝永教授が当選し、途中安保闘争をはさむとはいえ、教育大は比較的安定期に入ったとされている。しかし、高師派の木代先生は6月27日の日記に、「旧文理大主流派の古いアカデミズムが、これを契機として全面的に勢を得てくる」という藤崎三雄農学部教授の発言を書き留めている（同上）。

次の学長選挙は、安保闘争の渦中にあった1960年（昭和35）6月13日、ハガチー事件に関連して警視庁による教育大捜索が実施されるというなかで、同月16、17日に行なわれた。文学部は一致して朝永再選を支持し、大差で当選が決まった。この朝永学長の2期目に、教育大の移転問題が発生することになる。これは木代先生の定年退官後の出来事であり、日記からは一OBとしての間接的な情報しか得られないが、後節のなかで簡単にふれることにしたい。

以上のように、教育大は発足の過程から文理大と高師の激しい対立が繰り返されたが、文部官僚出身の柴沼学長によって「両方に適当なゼスチュアをおくりながら」（1952年8月5日の条、2019寄木1-31）なんとかやりすごし、朝永学長にバトンタッチされた。朝永学長は文理大系ではあるが、誰もが認める卓越する研究業績によって、対立を乗り越って1964年に退き、翌年ノーベル物理学賞を受賞した。むしろ、文理大と高師の対立が顕在化したのは、学部や学科・教室の運営や人事をめぐることであり、さらに筑波移転問題に際してであった。次に、それらを順に木代先生の日記を中心に検討してみよう。

3 文学部の運営をめぐる対立

前節で述べたとおり、教育大発足に際して、一時は文理大教官が合同からの脱退を表明するなど、当

初から高師派との尖鋭な対立がみられた。その後の新制大学の運営において、そうした対立はいかなる様相を見せたのか、木代先生の属する文学部を中心に検討していこう。1957年（昭和32）になって、木代先生はこの48年当時を回顧して、文学部の人事構成を議論する委員会で、文理大を代表する福原麟太郎教授（木代先生が高師の生徒時代に英書講読を習ったという）とやり合った際に、「ぼくの孤軍奮闘の場となった、在職三十年の中、このときが最も気負った一ときであった」（同年7月2日の条、2019寄木1-38）と述べている。書きぶりからして相当のやりとりがあったことは推測されるわけだが、如何せん、1948年の日記が残されておらず、くわしい経緯を知ることができない。そこで、日記が継続的に残っている1951年末から始めることにする。

1952年（昭和27）の新年度から教育大の各学部教授会を正式に発足させ、そちらに人事権を移すことになった。それにとまなう学部長選挙では英語英文学の福原麟太郎教授が再選されたが、経済学的美濃部亮吉教授との差は33対30の3票であり、これを木代先生は「文理大派の凋落」（2019寄木1-31）と見ている。しかし、大学院では依然文理大系が優位で、「かかる派閥意識ははやく解消すべきだ」（同上）とも書いている。

この52年は旧制最後の年であり、11月24日の文学部臨時教授会では翌年から開設される新制大学院の学則案が議論された。学部と一体として運営する原案の作成者は高師派の稲田正次（法学政治学）と家永三郎（日本史学）両教授であり、文理大派の下村寅太郎教授（哲学）らは学部と切り離して運営することを主張したが、原案のとおり採決された。これをみた木代先生は、同日の日記に以下のように書いた（2019寄木1-32）。

旧文理大系と高師および社会科学系との対立、最終の場面として興味あり、うたゝ感慨なきをえな
い、昭和二十三年ごろ人事委員として参画したころの文理大系のがう然たる態度を思ひ、まことに
隔世の感である、これで、一等切符、二等切符といった教授の差別扱ひは、一おう解消したわけ、
あとは、世の評価にまかせるのみである、

しかし、この問題は同年12月10日の福原麟太郎学部長の辞職表明という事態を招くことになった。くわしい経緯は省略するが、教授会終了後、文学部教授有志の会（高師派）は図書館階下の食堂に会し善後策を練ることになり、木代先生はこのグループに属することになった。同月18日の臨時教授会で福原は正式に辞職した。この日の日記に「次期学部長を誰にするか、ほとんど見当がつかない、哲学の坂崎侃、政治の木下半治、稲田正次などが、構想にうかぶが、一長一短らしい、旧文理大系の後退はこのところ急激をしめす観あり、感慨ふかし」（同上）と記した。

その後、「心のブランク」により約半年間の日記を欠くことになるが、この間に稲田正次教授が有志の会を母体として文学部長に選出され、日記復活後の1953年9月18日には木代先生の自宅を会場に有志の会合が開かれた。出席者は、坂崎侃、木下半治、稲田正次、家永三郎、西山松之助、小牧治（倫理学）らであり、打ち合わせ事項は哲学第一講座教授選考の件であった。これは務台理作元学長の後任ポストであり、候補者をめぐって文理大派の下村教授らと対立しているという。木代先生は否応なしに高師派の教授グループに属して行動することになった。同日の日記には次のようにある（同上）。

このグループの会合は、さきに稲田正次君の学部長就任とともににはじまり、その後とくに倫理学の大島康正、小牧治両氏の教授昇任の件で数回会同し、気分的にも親しい間柄となったが、かうした争ひの場に加はることを好まぬぼくが、そのメンバーに入れられたのは、稲田君と親友の関係からきてゐるらしい、（中略）それ以上、どうも積極的に学部の政治や人事に関与したくない、

けふ集ったメンバーにしても、態度のニュアンスは種々であるが、前も強く一派（旧文理大主流―福原、藤岡、岡田、下村、和歌森など）に反撥し感情的にも根づよい反対的態度に一貫してゐるのは、坂崎、家永の両氏、（中略）ほく自身など、むしろ是々非々の自由の立場にあって、一方に遍重^{ママ}することを避けたいと思ふ、とくに感情や個人的事情で、公けの問題に対処したくないのが、ほく自身の心情である、

そうはいかないのが「学部の政治や人事」というものなのであろうが、引用者としては木代先生の「心情」の方に大いに首肯したいところではある。

次の学部長改選は1956年であった。このときは、英語英文学の成田成寿教授が当選した。投票のあった12月12日の教授会の日々の日記には、「福原麟太郎氏の第一の弟子で、その後継者、いわゆる文理大系」ではあるが、「これまで、両系の雪解を提唱して来たほくとして、これからは、一派の暗躍独占を排し、事を公明に運ぶことを期待したいが、文理大系が、旧い牙城を背景に、不当にのさばるやうでは、意味がない」（2019寄木1-36）と書き記した。

ところが、事情はそれほど単純ではなかった。同年10月10日の日記に、夜、池袋で「錦ずしの会」があり木代先生も出席しているが、他のメンバーは稲田、小牧、西山ら高師派の人びとで、話題は12月の学部長選挙であった。木代先生も発言して、「自由投票が理想であるが、現在の状況では、一応この種のグループで適任者を内談し、なるべくグループ以外の人にも同調できる人物をあげて、適当の方法で協力を求める事にしてはどうか」（2019寄木1-35）と提議した。その結果、このグループとして木代、小林信明（漢語漢文学）、楫西光速（経済学）の3人に絞り、24日に茗溪会館で開催される有志懇談会に臨むことに決定した。そのあとに続けて「ほくの名も出てゐるので、よほど自重しないと、とんだとばっちりを受けなくてもあるまい、こんな役職よりは、停年までの二ヶ年をみっちり勉強して、論文でもまとめるのが、至当のみちである」（同上、当時は停年が60歳であった）と書いている。

3名連記の予備投票の結果は、成田21票、木代11票その他であったが、12月12日の本投票では1回目成田34票、2回目が39票（過半数38票）で、成田教授の辛勝だったのである。

次の1960年の学部長選挙については、日記のなかに一切記述がみられない。停年（この時点で3年延長され63歳になっていた）が三か月後に迫っているなかで、木代先生にとってもはや他人事だったのであろう。ちなみにこのときは言語学の熊沢龍教授が当選している。

東京教育大学の文学部は、文理大の哲学科、史学科、文学科を基礎につくられた。高師の専攻は旧制中等学校の教科目を単位として、例えば文科第四部は地理歴史というように構成されていたので、大学学部の学科講座名としてふさわしいものではなかった。このような学問内容の実質と、大学の名称「教育大学」がもたらす“縛り”、旧制大学と高等専門学校の教官の格付けの違い（高師教授が文理大助教授、高師助教授が文理大助手を兼務するようになっていた）、そして何よりそれらにともなう各々の教官組織の有する“文化”の違いと感情的なもつれ（文理大系の優越感と高師系のコンプレックス）が、その後も長く続く文理大派と高師派の対立の要因であったと結論できよう。文理大派には、教育大発足時の校名問題をめぐる遺恨と怨念が色濃く残っており、それが筑波移転問題の発生から新構想大学の創設へという一連の経緯に結び付くとみるべきであろう。

4 日本史学教室と史学方法論教室

続いて、木代先生が所属した日本史学教室の運営と人事に関して、日記からうかがえることを明らかにしていこう。教育大では、日本史学3講座を合わせて日本史学教室と呼びならわしていた。学部では

古代史・中世史・近代史の3講座、大学院では文化史・思想史・社会史の3講座が立てられていた。ただし、教育大と新制大学院の発足時には近代史と文化史の講座は設置されていなかった。

前述したように日記が継続的に残されているのは1951年の年末からであるが、なおこの時点では旧制の学生が多数残っており、日本史学の教授は木代、家永、和歌森（教育大教授発令は昭和28年、和歌森太郎著作集刊行委員会編『和歌森太郎著作集』別巻、弘文堂、1983年）の3名であった。12月12日の文学部教授会では、大学院の設置問題が議題に上り、日本史学では家永教授が準備委員となった。18日の史学関係教授懇談会では、公職追放処分を受けていた肥後和男教授の復帰問題が焦点となる。しかし、家永教授が肥後の文学部教授復帰には反対で、結局肥後教授は1954年、新制の体育学部に戻るようになった（芳賀登編『肥後和男歴史学を考える』教育出版センター、1993年）。年明けにかけて、大学院設置問題と新規人事案が検討され、このとき日本史学では津田秀夫先生の講師着任が決定した（津田秀夫先生古稀記念会編『津田秀夫先生 学歴・職歴・業績目録』1988年、発令は52年9月16日付、翌年11月1日付助教昇任）。

52年7月になると、大塚史学会の役員人事をめぐり、和歌森教授作成の原案が文理大出身者を主流とする傾向があるのに対して、家永教授が反対の書簡を木代先生に送付した。これに対する木代先生の家永評が同月29日の条に記されている（2019寄木1-31）。

家永氏の純理主義は尊敬すべきであるが、それだけに純理をもって、すべてをわり切らうとするあまり、ときに却って一方的に陥り、人間の全体をみ失ふやうな場合がなくもない、教室問題や教授会のをりにも、さうした印象を伴ふことが少くない、しかし、個人的には、なかなかゆとりもあり、妥協的態度にも欠けないが、公式には驚くほどに強い、

その後も頻出する家永評のまとまった最初として挙げておく。そもそも家永三郎を高師に迎えたのは、先任教授として在職していた木代先生であり、家永も終生それを恩義に感じていた。木代先生は、すでに昭和23年に上代倭絵の研究で学士院恩賜賞を受けていた家永の学識に深い敬意を示すと同時に、妥協のない性格には違和感を示すこともあった。1965年（昭和40）に家永が教科書裁判の第一次訴訟を起こしたときには、「家永氏の一貫した正義感、何ものにも安易な妥協をしないシンのつよさ、それも学問的な識力にうらづけて発言する良心的な意図は、尊敬せざるを得ないが、その見解がただちに真実だとする直線的な動きには、同調しかねることが多い、自信過剰にすぎはしないか」（同年6月12日の条、2019寄木2-102）と記している。さらに後年、1977年（昭和52）春に家永教授が教育大を停年退官したあとの記念論集刊行記念会（1979年6月29日、東京青山会館）に出席した木代先生には、結局スピーチの機会は回ってこなかったが、当日準備していったメモ全文が日記に書き付けられている（2019寄木4-180）。

「私は、戦中戦後にわたり二十年ちかく、家永さんと教室を共にし、個人的にも、大へん親しくていただいた旧き友人のひとりであります。先生のことについては、ここにお集りの方がたから、それぞれの角度にたつてのお話しがあることと思いますが、私は、ただ一つだけ、蛇足を加えますならば、——かつて家永さんが、こし方の思い出をつづられた文章のなかで、森鷗外が、明治四十四年「三田文学」に寄せた自伝的なエッセイ「妄想」の中でのべている言葉——

「自分は辻に立ってゐて、度々帽を脱いだ。昔の人にも今の人にも、敬意を表すべき人が、大勢あったのである。帽は脱いだが、辻を離れて、どの人かの跡に附いて行かうと思はなかった。多くの師には逢ったが、一人の主には逢はなかつたのである、」

という一節を引かれて、思想史学者としての自身の心境を、それに託して語っておられます。それこそ、家永さんの人間態度をもっとも端的に示されたものとして、かねがね共鳴を禁じ得ぬところでもあります。あれほどに豊かな幅ひろい思想を吸収され、また、影響をうけられながら、輝やかなしい「家永史学」をうちたてられましたその原点は、あくまで家永さん自身のものであって、ある特定の思想、特定の学派グループ、また、ある種の勢力や集団とかとは、つねに一線も二線も画されて、あくまで自主自由の精神信条に貫かれていること、——私がか永さんに脱帽し尊敬おかないのは、じつにその点であります。

私ごとき、すでに老耄ところありませんが、家永さんは、なお澆刺春秋に富まれており、今後、生命のある限り、ひとり閑かに、真に熟成されたお仕事のかずかずを味い、教えをかみしめたいと念じます。」

時間は戻るが、1957年7月5日の日記には、家永、和歌森両教授の比較論がある（2019寄木1-38）。

家永氏は和歌森氏と相並ぶ教大日本史の双璧的存在であることは、何人も疑はない、しかし、両者のゆき方なり考え方には、かなりの差がある、人柄もまるで違ふ、頭脳の回転の速さには、共通の点もあるが——

両者とも、文章をなすことは非常に速い、ともに表現も達意である、たゞ、和歌森氏の文章は、一種の機智に富み、弾力性のあることに特色が示されるが、ときに、持って廻ったやうなくどきがつきまどふ、それに対し家永氏の文章は、さえた銘刀でずばりとたちきるやうな直截性と論理性がある、その代り、何かゆとり欠く憾みがなくもない、学風の相違にもよるが、家永氏の仕事には、はっきりした依拠の資料に裏づけられ、それだけに説得力が高い、和歌森氏の場合、ときに手先きの器やうさで運ばれる感がなくもない、おもしろい対照といへる、

2人の比較論として貴重である。要するに、木代先生（1898年生まれ）は年齢的には15歳前後も下の「教大日本史の双璧的存在」である家永（1913年生まれ）、和歌森（1915年生まれ）両教授を立てながら教室運営と人事に従事していたのであり、木代先生に対しては厳しい言い方になるかもしれないが、大学教授としての最終的な評価、存在感というものが研究業績によるものであることを物語っているのではない。この点は後段のなかで木代先生自身による認識を確認していくつもりである。

それより以前の1952年（昭和27）には次のようなこともあった。すなわち同年11月12日の文学部教授会で明らかになるのだが、新制大学院の講座設置審査で、日本思想史（家永）と日本宗教社会史（和歌森）は認可されたのに、日本文化史（木代）は不許可となってしまったのである。同日の日記の記述には、査定が旧制大学の講座を基準に行なわれたためであるとし、「もとより文句はない、自らの力量を顧みても、当然であらう」（2019寄木1-31）と書かざるをえなかった。

実は、それをさらに遡る1948年（昭和23）11月5日付の『文理科大学新聞』第166号には、文理大・高師の合同をめぐる各教室の動きとして、国史では「木代教授昇格に不満を持ち反て空席のまま、発足あるいは和歌森助教授の昇格を望み又西山助教授は適格と認められず助手あるいは専任講師である」と報じられていた。つまり高師の教授から新制教育大の教授に移行することは「昇格」とみなされ、いずれにしても業績不足から講座主任教授には不適格とみなされ、授業担当教官に据え置かれたのである。木代先生には、1934年（昭和9）に刊行された『日本文化史図録』（四海書房）があり版を重ねてはいたものの、これは高師（高等専門学校）あるいは師範学校レベルの教科書副読本というべきで、学術書・専門書とはいえないものであった。

文化史の分野でも、すでに芳賀幸四郎助教授や西山松之助助教授が専門の学術書を続々と上梓しはじめていた。1952年の史学方法論（史方）講座開設と木代先生と同講座への移籍には以上のような背景もあったと思われる。史方講座は学生定員のない講座として出発し、5名の入学定員がついたのは同58年になってからであった。木代先生は、停年まで史学方法論講座が本務、日本史学講座が兼務となっていたのである（東京教育大学文学部編刊『東京教育大学文学部記念誌』1977年）。史学方法論教室が民俗学と考古学の2講座になったのは、木代先生の退官後の1965年（昭和40）、大学院に学生定員が配置されたのは1970年になってからであった。

なお、近代史講座の新設経緯についても、木代先生の日記はその内情を明かしてくれる。1956年（昭和31）7月7日、日本史学教室会議に先立ち、木代先生は家永教授を訪ね当面の近代史人事について私見を披歴した。その内容は、近代史を強化する必要から家永教授を近代史講座に移籍し、さらに将来を担う人材を助教授として採用するというものであった（2019寄木1-33）。木代先生の頭の中には、かつての高師クラス担任生徒の福地重孝先生（のちに日本大学文理学部教授）が候補にあったようだが、福地先生の近代社会史の方法に自分は「賛成」だが、家永教授の支持は得られないのではないかと書いている（同年9月4日の条、2019寄木1-34）。

この問題は1958年まで持ち越され、その年10月3日の教室会議では、候補者として遠山茂樹（横浜市立大学教授就任により難しい）、大江志乃夫（広島大学助教授）、補欠候補として大島太郎（のちに専修大学教授）と藤原彰（のちに一橋大学教授）、新たに井上清（当時京都大学助教授、和歌森教授の提案）、田中彰（桜井徳太郎助手の提案）らの名前が挙げられたが次回に持ち越され、木代先生は「難航の予想十分」（2019寄木1-43）と書かざるをえなかった。結局、大江志乃夫が助教授として採用されたのは1960年となり、近代史講座が家永—大江の体制で成立した。これについても、退官の年度のことであったからか、木代先生の日記には何らの記述もない。

5 退官と筑波移転問題

木代先生が教育大を停年で退官したのは1961年（昭和36）3月31日であった。前述したように3年前にいったんは退官を覚悟したものの、規程改訂によりこの日まで延長されたのであった。

ところが、この年の2月3日になっても、日記には最終講義の予定がないと書かれている。同月10日の午前「史学方法論」（一般科目）、午後「近世画論・画蹟の研究」（大学院）で最後の講義を終えた。この日の日記には次のような感慨が記されている（2019寄木2-60）。

講壇三十二年をかへりみて、じつに多くの青年学徒に接したわけだが、「孤高」を自らのモットーとして持し、親鸞の言葉にある弟子といふものをもたぬといふ心がまへもつよくはたらいて、世の学者先生のやうに直系のまな弟子とかいふものを得なかったことは、決してさびしいとも思はないし、当然のことにすぎない、

それでも自分の学風を理解し発展させた今城甚造（のちに武蔵野美術大学教授）、国学研究で高田岩男（都立高校教諭）、芳賀登（のちに筑波大学教授・副学長）などの名前を挙げている。しかし結局、2月28日に日本史学・史学方法論両教室主催で最終講義を行なうことになった。会場のE205教室には高師同期の稲田正次教授、卒業生の藤野保（のちに九州大学教授）、田中彰（同じく北海道大学教授）、所理喜夫（同じく駒澤大学教授）らが駆け付け、西山助教授の司会、家永教授の送別の言葉、熊沢文学部長の挨拶のあと、「身辺の感想と回憶を中心に」した原稿用紙19枚分の回想談を50分ほど話した（同

上)。

さらに、3月29日には東京文科大学に「平城京の都市生活についての研究」と題する博士論文を提出(翌年学位授与)、4月1日の日記には「今日からいよいよ“天下の浪人”となる」(2019寄木2-61)と書いた。同日付で専修大学の教授になっているのだから「天下の浪人」というのはどうかと思うが、続きを読むと「公務員の地位を離れること」がこのような感懐を催させたらしい。人生における「大きな断層にちがいない」とも記しており、官立・国立の高師・教育大の教授であったことが木代先生の人生の基軸だったのだと、改めて気づかされる。

その後も、かつての同僚や卒業生から「母校」の情報はさまざまなかたちで伝えられる。なかでも、「母校」の筑波移転問題と新構想大学の開学、教育大の廃学について木代先生はどのように考えていたのだろうか。

「母校」の今後について考える契機となったのは、1964年(昭和39)9月4日の新聞に掲載された国立大学の整備拡充計画を見たときであったようだ。池田内閣の高度経済成長政策によって、全国の多くの大学で学部学科講座の新設・増設が認められたなかであって、教育大では1名の学生増員も認められなかったのである(2019寄木2-92)。同月22日の日記には、「母校どうなる?」という茗溪会有志による檄文が貼付されている(2019寄木2-93、参考資料1参照)。翌65年2月26日には、「東京教育大学に交渉中 学園都市への移転」という新聞記事を貼付し、「十分な条件をつけて移転し、のびのびした自然のキャンパスに新しい学園をつくりあげるのが、百年の計である」(2019寄木2-98)という意見を書き加えた。文学部が当初掲げていた条件付き賛成案に近い考えである(移転問題に関する教育大とくに文学部の動向については、最近刊行された筑波大学50年史編集委員会編『創基百五十一年筑波大学五十年史』史料編下巻、2023年、筑波大学、をご参照いただきたい)。また、同年4月21日の条には、茗溪会機関誌『茗溪』母校問題特集号のアンケートに、「現在母校の一部、占春園をふくめて保持すること(たとえば、東館を研究センターに転用、西館をとりはらい講堂をたてる、校庭を緑化するなど)を条件とし、移転に賛成したい」(2019寄木2-100)と答えたとある。

しかし、教育大の廃学が2年と迫った1975年(昭和50)10月10日、『松本彦次郎書簡集』刊行の相談のため西山研究室を訪ねたあと、日記に次のような感慨を記した(2019寄木4-161)。

この大学も、あと二年たらずで廃校の運命にあり、西山氏は、明春三月定年退職するという、そのあとどうなってゆくか、全く未知数である、三宅米吉先生の胸像をたずね、カメラにおさめる、この像もまたいつまでここに安座されるであろうか、三宅先生を直接識る人びとも、年とともに少くなる、今日同席の西山、和歌森など、定年も近いというのが、三宅先生は知らない、

1976年4月9日の『朝日新聞』に、都留文科大学長に転じた和歌森太郎の「よし涸れよ濁さんよりは東京教育大学を去るにあたって」という記事が掲載された(参考資料2参照、著作集未収録)。そのなかで、「教え子の一人で、筑波大学の教授になった某君は、率先して私たちの学脈を筑波に根づかせると誓ってくれ、大いに奮闘している。しかしそうやすやすとはいかない」と書いている。記事によれば、学脈には「高師・文理大・教大の本幹」があるという。「某君」はおそらく芳賀登先生だろう。それから1か月と経たない5月1日、和歌森の創案によって大塚史学会の後身として歴史学会の準備会が虎ノ門の国立教育会館で開催され、木代先生もそれに出席した(2019寄木4-166)。筑波大学の歴史学、とりわけ日本史学にとって苦渋の歴史はすでに始まっていた。

おわりに

停年後も長命を保った先生の周辺は賑やかだった。恩師や同級生たちは順に身罷っていったが、高師や教育大の卒業生たちがご自宅を訪ねた。専修大学では経営学部の一般教養科目や教職科目担当だったが、その後の駒澤大学では文学部の史学科担当だったので、卒業生たちが聴秋会というグループをつくり、一緒に史蹟めぐりなどを行なった。美術館の特別展やデパート展、古書店巡りなどは相変わらずで、この日記の一番の価値は60年にわたる展示会情報と史蹟探訪記録にあるのではないかと思わせる。

最後に、木代先生の自己認識にかかる日記の部分を抜き出してみよう。1957年（昭和32）7月3日の条には次のようにある（2019寄木1-38）。

ぼく自身に対する他人の評価で一応いはれるのは、いはゆる「温厚」といふことらしい、よくいへば、円満、むりをしない、お人よしといふところ、うら返しにいへば、迫力がたらず、頼りにならず、闘志にかける、といふことになるらしい、女性的だともいふ、自身として反駁する勇気もないが、たゞそれだけだったら人間として、一生涯として、まことにつまらぬ男である、しかし、ぼくとして、いかに評価されようとバックボーンは具へてあるつもりだ、これだけは壊れぬといふ独自の見識だけは、失ってゐないつもりだ、（中略）

文学部教授会では、ほとんど積極的な意見開陳もしなかったが、人事選考についての民主的方針の決定にあたり、委員長として、成立させたことも、よき思ひ出とする、こんどの考古学民俗学の独立案は、ぼくの在職最後の課題とならう、停年後は、かねて手を染めてきた研究課題を一つでも二つでも、完成することに、全力をそゝぎたい、さうした希望がつよく湧くのを覚える、ありがたいと思ふ、

この部分に続いて、こうした自己認識を筆にした機会ということで、自身の思想の変遷を子供時代から順に辿っている。そして、現在の思想状況として、「A、個人的立場 理想主義的自由主義」、「B、社会的・政治的立場 社会民主主義」の大きく2つを挙げている（同上）。Aについては、人格の平等、基本的人権の尊重、ヒューマニズムに立つ個人の自由の確保優先を掲げ、Bとしては、性急な革命主義を排し、健全な改良主義を志向している。日記の他所をみると、木代先生は具体的には社会党、のちには民社党を支持していたようだ。青年時代から影響を受けた人物としては、河上肇と河合栄治郎の2人を挙げているのが象徴的であろう。しかし、1960年5～6月の安保闘争に際しては、長期の実習旅行に出かけてデモには参加しなかった。

以上のことをみただけでも、先生の謙虚さや真率さとともに慎重さをうかがうことができる。全部で200冊になんなんとする日記「過眼日抄」は、それにかけた時間や労力という点からみても、先生の人生にとって著書や論文以上に大切なものだったのではないかと考えることができる。今後もし可能ならば、日記全体ともう一度向き合っ、テーマを立て解説を付した翻刻書刊行の機をうかがってみたい。

前稿と本稿では、膨大な木代修一先生の日記「過眼日抄」の内容を摘録することをとおして、30年余にわたる戦前～戦後を高師、文理大、教育大のなかで教員、研究者として送った側面を中心に紹介した。それはこの日記のもつ豊潤な内容のほんの一部分にすぎず、他の読み方、たとえば史学史の一側面として、あるいは生活史の一事例として読みとおすことも可能である。先生を文化史家としてとらえたのは、最初の著書が『日本文化史図録』であり、還暦を機にまとめたのが『日本文化の周辺』（1961年、明治書院）だったことから、先生もお認めくださるであろう。

最後に、この「過眼日抄」を含めた貴重な「木代修一関係文書」を筑波大学アーカイブズにご寄贈くださったうえ、それらを紹介する拙文の執筆をお許しくださった先生の令嗣木代勝美氏に、更めて深い感謝をささげます。なお、前稿にも記しましたが、本稿で取り上げた人物のなかには著者が直接ご指導を賜った先生も多く、尊称を省略することは困難でした。著者の意のあるところをお読み取りいただき、学術的論文というよりは、随想的論説としてお読みくださいますことをお願い申し上げます。

参考資料1

母校はどうなる？—全同窓と大学当局に訴える—（原文縦書き）

一、去る九月四日の新聞を読まれた方は、文部省が発表した「来年度の国立大学拡充計画」に目をとめられたことと思います。私たちもその記事を読んで大きなショックをうけたのであります。

これは来年度からはじまる大学生の急増にそなえた文部省の対策で、全国ほとんどの大学が、学部の増設、学科の新設、改組拡充、学生増募等が行われる中に、わが教育大学には一学科の新設も一人の学生増募も含まれていないのであります。

一、他の国立大学がどしどし拡充発展する中において母校だけが現状の規模に止まるとすれば、それは比較的にはむしろ後退縮少と言えましょう。今日、あらゆるものが伸び榮えてゆく中に、ひとり圏外において現状に止まるものは、やがては時勢に取り残されてジリ貧の途をたどる外ありません。

中には形の拡充よりも実質内容の充実が重要だとする意見があるかも知れませんが、それらは私たちには弁解か自嘲としか思われません。

一、母校がひとり拡充計画の外に見放されている原因はどこにあるのでしょうか。仄聞するところによると、文部省は「教育大学は現在の校地規模では一人の学生増募も考えられない。況んや学部学科の増設などどうてい問題にならない」としているとのことではありますが、われわれ同窓としては、このような母校のおかれている地位を拱手傍観していることはできません。

一、かつて母校が大学昇格に取り残されようとしたとき、学生、同窓、教授が一団となって昇格運動を起し、これを解決した往年の歴史を想起せざるを得ません。

私たちが全同窓と大学当局に訴えて、今こそ真げんに対策を検討して、名誉ある歴史と伝統を有する母校の百年の大計を樹てる秋であると考えるのであります。

昭和三十九年九月 茗溪有志

参考資料2

和歌森太郎 東京教育大を去るにあたって よし潤れよ 濁さんよりは（原文縦書き）

飲むと必ずうたうのは

今でも東京教育大学の学生たちが、いわゆるコンパなどでメートルをあげると、必ずうたう「宣揚歌」という歌がある。校歌や寮歌よりも、はるかに親しまれている。

桐の葉は木に朽（く）ちんより秋来なばさきがけ散らん 名のみなる廢墟をすてて 醒（さ）めて立つ 男（お）の子ぞ我らが一番。二番の後句にある「人も知る茗溪の水 よし潤（か）れよ 濁さんよりは」がみな好きな言葉で、

反復斉唱するのが常である。

この歌は、大正八年、東京高師を大学に昇格せよと、まず学生大会が口火をきり、教官や同窓会を動かして猛運動をおこしたころ、生徒だった大和資雄が、即興的に作り、昔の慶応義塾の応援歌の曲を借用してうたい出し、今日まで伝わっているのである。

じつは私もこれがたまらなく好きで、年々歳々、学生や同窓生の集まりでうたい続けている。母校でもあり、三十七年間の奉職先である東京文理大、教育大の学脈は「筑波大学法」の付則によれば、明後年三月三十一日を以て「廃学」となっている。ために、この二、三年は、大学院生も、学部学生も入学して来ず、同僚、職員も、ほとんど他に転出している。私が文学部長だった十年前の学部教官数の五分の一しか、今は専任を擁していない。

「名のみなる廃墟」と「宣揚歌」がいう意味は、もちろん、いたずらに教育界に高名を馳（は）せていた東京高師の、学問的衰退を焦慮してのことだから、意味の取りちがえを承知で、今の東教大について、痛切にその実感を私はおぼえる。その名も間もなく消えようとしている。

筑波大に期待できない

教え子の一人で、筑波大学の教授になった某君は、率先して私たちの学脈を筑波に根づかせると誓ってくれ、大いに奮闘している。しかしそうやすやすとはいかない。筑波大と東教大には基本的に性格の差が大きいし、大学の構造体系が余りにも違い過ぎているのである。全国の各地の大学で研究指導にあたっている教え子のそれぞれのところで、東教大での学脈、学風らしいものが継承されているのと、同じ程度のことしか、筑波大にも期待はできない。その本幹を筑波に移すことを拒否しておきながら今さら何をいうか、といわれよう。

その点は、全く見とおしの相違だが、とりわけ文学部の先生方は、筑波大の構想の中では高師・文理大・教大という百年の過程で、じみに、しかし意義深い学究の成果を積みあげ育てた本幹を、さらに大きく伸ばすことが困難だと判断したからである。ことに教育界への学術的貢献という伝統は、その大学ではどうかな、と怪しまれもしたからである。

移転論争に明け暮れる

東教大に移転問題がおこり、それが筑波における新構想大学への参加是非問題に転じてから、もう十数年になる。正直なところ、この件をめぐっての論争に明け暮らしたその十余年間に、すでに大学本来の使命達成が、年ごとに不如意になっていた。教授たち学生たちの精神消耗がひどくなっていた。こんな時であればなおさら、研究、教育に奮い立たねばいかん、というわけでそれがムキになって来たお互いだが、或る必要なもの一悠々学問をたのしむという境地に浸る一を、無意識のうちに喪失してしまったと思う。(下線は木代先生の付した傍線を示す)

かてて加えて、「大学紛争」は東教大にも、当然他大学に増す深刻さでおこった。こうして荒廃化路線を歩み続けるばかりで、大学人が自主的に、大学の在り方を変革させつつ、学問のあり方をあらためようとする気力さえ失ってしまった。

同志とともに、大学の自主改革を試みる中で、功罪さまざまにいわれる東教大の伝統が含むプラス面を継承発展させる方策を、だいたい熱心に立案もした。だが筑波へ筑波へとひた向きになっていた大勢のもと、そんな立案を力にすることはできなかった。

大学について考える癖

かくてはただ、在学中の院生や学生が、東教大最後の卒業者として、学界、教育界にりっぱに育ち出ていけるよう、わずかな力で能うかぎりめんどう見よう。そしてバタバタせずに「よし潤れよ 濁さんよりは」とうたって別れようと思っていたこの三月半ば過ぎ、突如私自身の境遇変化を促す誘いがあった。

都留文科大学長に選挙してしまったという。少なからず戸惑った。半分は東教大に対する、独りよがりかもしれ

ぬが、責任を感じて。もう半分は、貧しい公立大学の発展をすすめる立場に就くことのわが身の非力さからである。

前者については、やはり卒業生や院生から憾（うら）みの言葉を寄せられたが、大学は講師としてかかわる条件で諒（りょう）としてくれた。後者については、文理大・高師等合併の教育大設立当時から、移転・筑波問題の紛糾時へと、さまざまの苦渋を嘗（な）め、大学というものにつきかなり深く考える癖がついている私に、つとまりそうだとの曙光（しょうこう）をおぼえた。

こんな次第で、愛着深い学園を去る。今後は古来筑波と仲の悪い富士の裾（すそ）で同窓諸氏とだけ「よし潤れよ 濁さんよりは」と、どなることになろう。

（歴史学者）

敗戦後の京都府立盲学校校長・島田俊平と「文化国家の建設」

——「島田俊平関係文書」の紹介をかねて——

田中友香理

はじめに

筑波大学の前身校のひとつである高等師範学校は、明治19年（1886）4月9日に師範学校令によって「教員トナルヘキモノヲ養成スル所トス」とされ、同校の卒業生の多くは教員の道を選択した。彼らは全国各地の中等学校に赴任し、その連帯感の強さから茗溪派としてわが国の教育界で隠然たる勢力を有した。

しかし、彼らの悲願は母校の大学昇格にあった。大正7年（1918）12月6日に大学令が公布され、翌年4月1日に施行されると、慶應義塾大学や早稲田大学等が相次いで大学として認可を受けたが、東京高等師範学校校長の嘉納治五郎は大学昇格に後ろ向きであった。茗溪会と東京高等師範学校の在校生は熾烈な大学昇格運動を先導した。そのなかで生まれたといわれる歌がある。宣揚歌「桐の葉」である。大正10年文科第一部乙組卒の大和（城生）資雄が作詞したとされるこの歌は、彼らの、そして私たちのやや屈折しながらも清冽な愛校心を象徴するものである。

日の本の教えの庭に／いと高き学舎ありと／人も知る茗溪の水／よし涸れよ濁さんよりは

無邪気に触れれば火傷を負うような歴史をもつ筑波大学において、私たちは「茗溪の水」が今も清らかなまま受け継がれ、これからも流れ続けていくことを心のどこかで想っている。それは、大学昇格をめぐる壮絶な戦いの最中であつた彼らにとって、より深刻で、より純粋な祈りそのものであつたであろう。

東京文科大学は、東京高等師範学校専攻科を発展させるかたちで、ようやく昭和4年（1929）4月に勅令第37号「官立文科大学官制」をもって設置された。まさに苦節10年、この間、政府当局との折衝にあつた中心的な人物が三宅米吉であつた。三宅は東京高等師範学校教授の代表として、大正9年（1920）からは嘉納の跡を襲つて校長として、常に運動の先頭に立ち続け、大学設置後は学長を兼任するも、半年後に没した。東京文科大学の系譜を意識する教員が現在の筑波大学にも存在することを思えば、三宅はまさしく「茗溪の水」の守り人であつた。

同じ昭和4年3月、東京高等師範学校を島田俊平という人物が卒業した。ある不幸な事件のために通常より2年長い在学期間を経てのことであつた。彼もまた多くの卒業生と同様に教員になり、昭和24年に没した。

これまで、筑波大学において、島田が主要な卒業生として着目される機会はあまりなかったと思われる。しかし本稿で論じるように、彼の思索と行動をみるに、まさに「茗溪の水」を受け継ぎ、伝えていった人物のひとりであつたといえる。本稿では、筑波大学アーカイブズ所蔵「島田俊平関係文書」¹および

1 平成29年（2017）～令和4年（2022）にかけて、御子息の嶋田俊恒様から御寄贈いただいた、特定歴史公文書等45点、参考資料76点からなる文書群である。特定歴史公文書等には、写真集や『昭二会雑誌』という同窓会

京都府立盲学校所蔵「島田俊平関係文書」²と「京都盲啞院関係資料」³を用いて、とくに敗戦前後の彼の足跡を辿りたい。なお、本稿の性質上、物故者の敬称は省略させていただく。

1. 島田俊平と京都府立盲学校

島田俊平は、明治34年（1901）4月29日に農家の島田乙蔵の次男として千葉県海上郡（現在の旭市）に生まれた。弟に、銚子市で島田医院（現在の島田総合病院）を開業した医師の島田隆がいる。大正6年（1917）4月1日に千葉県師範学校本科第一部に入学、同10年3月23日卒業、同時に小学校本科正教員の免許状を取得し、同月31日から千葉県海上郡本銚子小学校に訓導として勤務、その間、同年6月から6週間兵役に服し、第1師団第2旅団歩兵第57聯隊に入隊した。

そして、本銚子小学校に勤務するかたわら、向学の思いから東京高等師範学校への進学を望み、同11年10月30日付で入学願書を同校に提出した（11月2日同校入学試験課受付）。第1希望は理科第二部、第2希望は理科第三部であった⁴。翌年4月15日、第二部に入学した。理科第一部は数学、第三部が植物学・動物学を専門とするのに対して、第二部は物理学・化学を専門とする。島田在学中に物理学を担当した教授は元田伝と渥美正、助教授は尾坂文雄で、化学を担当した教授は和田猪三郎、倉持源四郎、石川清一である。第二部の学科目は「修身、教育学、物理学、化学、心理学及論理学、国語、英語、数学、天文気象、手工、体育」であり、物理と化学の「程度」は物理が「力学、物性学、音学、熱学、光学、電磁気学」、化学が「無機化学、有機化学、鉱物学、理論及物理化学」とされている（大正4年2月制定東京高等師範学校規則第3条）。筑波大学アーカイブズには、「物性学」「熱学」「光学」、「電磁学」についてのノートが残っており、受講もしくは自習ノートと推定される⁵。

万年筆を用いて端正な字で記されたノートからは、彼の律儀で篤実な性格がうかがえる。東京高等師範学校の「昭和四年三月卒業 為人録」にも、「人物評定」の欄に「勉強家」と書き込まれている⁶。

しかし、卒業を間近に控えた大正15年（1926）4月、凶事が彼を襲った。縁側にいた島田は、侵入者に凶器で頭を割られ、ひと月もの間、人事不省に陥ったのである。一命をとりとめた島田であったが、同年9月17日から昭和3年8月31日まで休学し、右手と右足にやや不自由が遺ってしまった。それでも、4月1日には復学、昭和4年（1929）3月25日に卒業し、10月31日、京都市立盲学校（同6年から京都府立盲学校）の教員（月俸85円）に採用された。

採用の経緯は現在のところ不明であるが、同校には、明治36年（1903）3月に東京高等師範学校第三

雑誌、在学中の受講ノート等が含まれる。拙稿「島田俊平関係文書の紹介」（『筑波大学アーカイブズだより』第6号、2022年、3頁）参照。以下「筑波大学アーカイブズ所蔵島田文書」とする。本年新たに87点受領。

- 平成28年～翌年にかけて、嶋田俊恒様が京都府立盲学校に寄贈された文書群である。島田俊平の日記、読書録、講義ノート、写真、書籍からなる。以下「京都府立盲学校所蔵島田文書」とする。なお、京都府立盲学校の岸博実先生と坂本健次郎先生には、同文書の閲覧に際して、多大なるご配慮を賜りました。心より御礼申し上げます。
- 京都府立盲学校が所蔵する文書・記録類1153点、教材・教具類193点、典籍・教科書類1253点、凸字・点字資料221点、生徒作品84点、書跡・器物類64点、写真・映画フィルム32点からなる文書群で、平成30年に重要文化財に指定された。このうち明治期の文書については、木下知威「待賢小学校瘖啞教場と京都盲啞院に関する資料分析 京都府立盲学校と京都市学校歴史資料館所蔵の明治期資料から」（『日本建築学会計画系論文集』第75巻第651号）参照。
- 『大正十二年 予科生履歴書（文科理科）』（筑波大学50年史編纂室所蔵）。
- 筑波大学アーカイブズ所蔵島田文書2019寄島1-2～9。
- 『昭和四年三月卒業 為人録』（筑波大学50年史編纂室所蔵）。

部（数学、物理学、化学）を卒業した岸高丈夫が昭和4年7月25日から校長として勤めていた（京都市立聾唖学校校長を兼務）。岸高は卒業後まもなく高等小学校教師や師範学校生徒等を対象とした『応用理化学』を執筆、刊行し、大阪府師範学校、大阪府女子師範学校、愛媛県師範学校等で教諭を勤めていたが、明治44年5月に東京盲学校に教諭として着任し（大正14年4月依願免官）、その間、大正7年4月から同9年8月にかけて「盲人教育研究」のために英米両国に留学し⁷、主に視覚障害児の教育方法等に関する研究を続けるかたわら、「こはぜ算盤」等の教育器具の開発にも従事した⁸。同時代の盲教育とその研究実践を率先した人物であった。彼は京都市立聾唖学校では、東京高等師範学校の卒業生である黒田利平（大正14年文化第1部卒）と佐藤泰一郎（昭和5年物理化学科卒）を採用しており、おそらく島田の採用にも岸高が相当程度関与をしたと思われる。盲学校において、島田とほぼ同時期に採用された鳥居篤治郎は東京盲学校時代の岸高の教え子である⁹。ちなみに、岸高が東京盲学校に採用された際の同校校長は、雑誌『内外盲教育』『帝国盲教育』『盲教育』を主宰し、当時の盲教育界の中心的人物であった町田則文で、彼もまた明治11年に東京師範学校を卒業し、岸高着任の前年に校長になったばかりであった。茗溪派の人事の一端がうかがえる。

京都市立盲学校について述べると、同校はわが国初の近代的な盲学校で、その淵源は明治8年頃に設立された待賢校瘖教場に求められ、同11年5月24日に京都盲唖院が中京区御池通東洞院上るに開設された。東京で中村正直や津田仙、古川正雄らの尽力によって楽善会訓盲院が開設される約2年前である。京都盲唖院は大正4年4月1日に盲学校と聾学校に分離し、京都市立盲学校となるが、昭和6年に府に移管され、京都市立盲学校と改称された¹⁰。

2. 「逆境」と「修養」

教員として新たな一步を踏み出した島田であったが、その内面は苦悩に満ちていたようである。昭和6年（1931）正月から書き始めた随感録の同月7日条にはこうある。

吾京都盲学校に参りしは神の摂理に依る。故に誠心誠意以て職に奉ずるは即ち神の啓示を行ふものなり。神の道を行ふものに不能の事なし。故に一切の不安を抱く事なく進みに□〔破損、「進」か〕むべし。

島田は盲学校への就職が、自身の足に残った不自由と関係していると考えていたのであろう。だからこそ、盲学校への就職自体を「神の摂理」と表現し、納得しようとしていたのではなからうか。自身の

7 東京盲学校編『東京盲学校六十年史』（東京盲学校、1935年）334頁。

8 通称岸高式算盤。珠が足袋の留め具（こはぜ）のような形をしており、誤って上から触っても珠が動かないよう工夫がされている。

9 鳥居篤治郎は東京盲学校において、ワシリー・エロシェンコと交友関係にあり、エスペラントを学び、盲人基督信仰会の一員として点字新聞『あけぼの』の創刊に携わり（大正8年4月創刊）、三重盲唖学校勤務時代には子供向け点字雑誌『ヒカリノソノ』を刊行するなど、盲教育における大正デモクラシーの一端を担い、戦後は京都府盲人協会会長、京都ライトハウス初代館長等を歴任した人物。岸博実『盲教育史の手ざわり 人間の尊厳を求めて』（小さな子社、2020年）第51、55、74章参照。同書によれば、京都ライトハウスには鳥居の日記が所蔵されているということである。

10 京都市立盲学校の歴史については、盲聾教育開学百周年記念事業実行委員会編集部会編『京都市立盲聾教育百年史』（京都府教育委員会、1978年）、同上『盲教育史の手ざわり』。

置かれた状況を、島田はこう言っている。同月10日条である。

□〔破損、「逆」か〕境は神の試練なり。神は望みなき者には試さじ。故に逆境には神の恩寵満ちに満つ。

さらに、同月15日条。

吾人は逆境にあつて始めて真の同情心を培はる。故に逆境を吾人に授くるは愛の心を授くるなり。

「逆境」——これこそ、島田自身が認識していた自身の現在地であった。自身に何の落ち度もなく、突如奪われた未来、将来の夢、無限の可能性。その「逆境」をいかに克服するか。上記の史料では、「逆境」自体を「神の恩寵」、「神の摂理」と捉えることで、それを果たそうとしているようにみえるが、「神」と対峙する以前に「自己」そのものの琢磨の必要性を痛感するようになった。

苦難に会して始めて自己の力を知る〔同年7月24日条〕

自己を尊重し自己を信ぜよ〔同月27日条〕

心の逆境者となる勿れ。心の逆境者とは常に不安恐怖の念にかられ、□〔破損〕は自己の良心に責められ煩悶苦悩する者を云ふ。〔同年9月30日条〕

そして、「自己」を琢磨するための実践的な行いを自身に課すことになる。

睡眠を節約！食物を節約！時を最も節約せよ！〔同年10月20日条〕

勤労は身体健全の基にしてしかも精神平和の根源なり〔同年10月28日〕

只修養と努力、是人格完成の根源をなす〔同年9月13日条〕¹¹

つまりは、修養主義である。修養主義は、明治末年、とくに日露戦争後の国家目標喪失という時代状況のなかで生まれた。学歴と「立身出世」が緊密に結びつくことで受験戦争が激化し、それに背を向ける「煩悶青年」や「墮落青年」が現れた。青年たちは、「明治の青年」のエートス——自身の「立身出世」と国家そのものの成長を同一視し、進歩に価値を置く精神——を引き継がず、自身の生き方や内面に目を向け始めた。そのとき「人格至上主義」と「努力第一主義」をもって、「現在の自己の職責を忠実に果たせ」という等身大の「立身出世」を志す修養主義が誕生した。修養主義に対して、教養主義は「人格至上主義」ではあるが、「努力」や「立身出世」を重視しない。修養主義の「エリート的形態」であったという¹²。

竹内洋氏が昭和13年の文部省教学局『学生生徒生計調査』を用いて算出した総合雑誌読書率によれば、『中央公論』『日本評論』『改造』を読んでいる学生の割合は、帝国大学45%に対し、高等師範学校はわず

11 「NOTEBOOK」〔随感録〕（京都府立盲学校所蔵島田文書）。なお、同文書は現在整理中ということで、まだ文書番号が付与されていないため、以下文書番号は記載しない。また、〔 〕内に記した文書名は、筆者が本稿執筆に際して便宜的に付与したものである。

12 筒井清忠『新しい教養を求めて』（中公叢書、2000年）77頁。

か19%に過ぎず、高師の学生が最も多く購読していた雑誌は『文藝春秋』であるという¹³。教養主義＝帝大とすると、高師の学生はいかなる文化圏にあったのだろうか。今回は島田個人に着目し、「修養」の内実を見ていきたい。島田が昭和16年5月～17年12月頃に執筆した、あるいは講義ノートとして用いたと推定される一冊のノートに注目する。目次は以下のとおりである。

1 詔書と勅語／2 乃木学習院長の訓示／3 精神の修練／4 努力1／5 勇気／6 快活／7 自国を知れ／8 努力2／9 熱心と不熱心／10 恥を知れ／11 いぢけ人とねぢけ人／12 信用／13 誠／14 運命打開／15 好かれる人と嫌はれる人／16 青年の意気／17 修養の意義／18 心の余裕／19 誠実／20 隠忍自重／21 自重自敬／22 自己一人の力を重ぜよ／23 悔悟は更生なり／24 常に催促される人／25 猜疑心／26 自利と他利／27 雅量批判／28 逆境にあふ／29 世の中／30 明るい級／31 人の真価は頭か心か／32 職業／33 幸福を得る道／34 逆境と順境／35 太陽人主義の生活信条／36 光明と闇黒とは背中合わせ／37 偉大なる真心の力／38 国民精神作興の詔

各項目の分量はおおよそ見開き2頁程度で、1、2、38を除き「精神の修養」の方法や内実、重要性を説くものになっている。たとえば、3において、「精神の修養」の種類として「身体の鍛錬」「知的修養」「情的修養」「意的修養」を挙げている。「知的修養」とは「善悪に対する正しい知識をもつ様にする」ことを目的とし、「情的修養」とは「美を好み、悪を憎み、強きを望み、弱きを恥ずる」精神の獲得を目的とし、「意的修養」とは「善と思ふ事を実行に現はす」こととし、「強い精神」と「善い精神」からなる「健全なる精神」の育成を目指すものとなっている。

島田は一体何を典拠としてこれらを書いたのだろうか。たとえば、20番の「隠忍自重」は増田義一『運命の打開』（実業之日本社、1930年）に依拠している。「隠忍自重」には小項目が立っており、「調子に乗りすぎるな」「神の試練」「青年の隠忍自重」となっているが、このうち、「神の試練」以外は、ほぼ『運命の打開』の書写しとなっている。京都府立盲学校所蔵島田文書には同書が収録されており、見返しに手書きで「昭和五年拾二月廿日第一回読了」と記されている。『運命の打開』のうち島田が書き写した箇所は、「逆境には細心で謹慎であるが、順境になつて段々得意になると、細心の用意が何時の間にか姿を消して、太腹になると共に詰らぬ事に手を出して思はぬ失敗を招く人は世上少なくない」として¹⁴、とくに青年の「順境」の時の気のゆるみを戒めるものとなっている。島田は増田の書籍とともに新渡戸稲造『人生読本』（実業之日本社、1934年）も所有しており、彼の「修養」が実業之日本社のそれに近いものであったことが伺える。

一方で、小項目「神の試練」は『運命の打開』にはない。「周囲の人が全部自分と反すの立場に立つ様になる事」があるが、「天は只苦しめるために人を逆境には陥れない、その人をして大成さすためにかくするものである〔中略〕それ故逆境に陥ることあるも自暴自棄せず隠忍自重黙々として時を待てばよいのである」という。逆に、『運命の打開』において、自動車王H. フォードや英仏戦争におけるウェリントン将軍の例を用いて「隠忍自重」の大切さが説かれている箇所は、書写されていない。島田は、「逆境」のときも「隠忍自重」することを、順境の際の「隠忍自重」と同等に重視しているのである。それは、新渡戸が『修養』において、「修養」の目的を「自ら省みて屑しとし、如何に貧乏しても、心の中には満足し、如何に誹謗を受けても、自ら楽しみ、如何に逆境に陥つても、其中に幸福を感じ、感謝の

13 竹内洋『教養主義の没落 変わりゆくエリート学生文化』（中公新書、2003年）15頁。

14 増田義一『運命の打開』（実業之日本社、1930年）220～221頁。

念を以て世を渡ろうとする」精神の錬成だとしたこと¹⁵、相似ている。

しかし、彼は「逆境」を乗り越える実践的な方法を増田や新渡戸よりも徹底して追及する。その際、着目したのが「太陽人主義」というものであった。「太陽人主義」とは、京都大学哲学科卒の村田太平が提唱したもので、太陽に「天照大御神様と、神武天皇様と、明治天皇様と、今上天皇様」を同一化し、太陽を拝むことで「太陽の霊力」を自身に憑依させ、「太陽人」にならんとするものである¹⁶。島田は、村田の『太陽人主義』を所蔵し、見返しに「昭和六年七月五日第一回読了」と記している。ノートでは、この書の冒頭の「太陽人の生活信条」という項目を書写している。

それによれば、やはり、「逆境」について「苦勞が来た時には、天が自分を励まし給ふと確信して、歓び勇め」とされ、「朝希望を抱いて置き、昼努力を捧げて働き、夕感謝に溢れて眠れ、かくすれば君の居る所、日々皆好日であり、年々皆好年である」、「毎朝の黎明東方に向ひ、顔に微笑、こゝろに愛を湛へて、太陽を礼拝せよ、而して一日中、その時の明るい心持をもつて、総ての人に接せよ、」という望ましい朝の行ないが記されている¹⁷。「修養」における日常の実践、その継続の重要性を説いたのは新渡戸であったが、ここでは、朝太陽に礼拝するという具体的な行ないが提起されている。つまり、新渡戸や増田の実業之日本社の「修養」に、実践を通じて限定的な日本主義的傾向が付与されているのである¹⁸。

ところで、このノートはいったい何のために書かれたのだろうか。ひとつは、随感録と同じく、自身の「逆境」に耐え抜くための思索そのものであろう。しかし、もうひとつ、中等部の修身の授業準備の側面があったことは確かである。16番の「青年の意気」には、「昭和九年度第二学年」とペン書されており、その端に鉛筆で「17.4.14」と記さているので、このノートの作成年は昭和9年で、同16～17年にかけて再度修身の授業に用いた可能性がある。島田は京都市立盲学校に採用された際、「受持科目及時間」は「理科八時間、数学八時間、英語八時間」とされたが、修身を教えることもあった。ちなみに、島田が高等師範学校卒業と同時に取得した教員免許は「師範学校、中学校、高等女学校の物理、化学、教育、修身」である¹⁹。別のノートでは、教育勅語の詳細な解説文を作成しており、さらに彼の蔵書には、寛克彦『皇国精神講話』（春陽堂、1930年）、杉浦重剛『選集倫理御進講草案』（第一書房、1938年）、三浦藤作『青少年学徒に賜りたる勅語謹解』（東洋図書、1939年）鈴木重雄『日本精神史要論』（理想社、1942年）のほか、広島文理科大学の西晋一郎の著書や西の教え子で天王寺師範学校講師の森信三の『修身教授録』（同志同行社、1940年）等がみられ、島田が修身の授業準備のためにこれらの書籍を求めたことがうかがえる。

盲学校及聾啞学校令（勅令第375号、大正12年8月27日公布）において、盲学校は「盲人」に「普通教育」と「生活ニ須要ナル特殊ノ知識技能」の両方を体系的に授ける所とされ、初等部と中等部を置くものとされた。併せて同月29日に文部省令第34号として公立市立盲学校及聾啞学校規程が定められ、中等部の教育課程は中学校、高等女学校、実業学校に準じて編制されるとされた²⁰。京都府立盲学校中等部（音楽科と鍼按科設置）の修身では第一学年で「道德ノ要旨、作法、教育勅語」、第二学年で「道德ノ要旨、作法」、第三、四学年で「道德ノ要旨、作法、政治、経済、社会上の事項」を教育するとし

15 新渡戸稲造『修養』第25版（実業之日本社、1913年）16頁。

16 村田太平『太陽人主義』（大倉広文堂、1931年）32頁。

17 〔修身講義等ノート〕（京都府立盲学校所蔵島田文書）。

18 身体と右翼思想の関係について、片山杜秀『近代日本の右翼思想』（講談社選書メチエ、2007年）。

19 『自大正十二年度至昭和四年度 職員進退ニ関スル書類』（京都府立盲学校所蔵『京都盲啞院関係資料』516）

20 文部省『特殊教育百年史』（文部省、1978年）112頁。

た²¹。しかし、教科書に関しては、中学校のものをそのまま使うのは困難で、昭和4年から文部省で盲学校用の教科書が編纂され、また大阪毎日新聞社でも点字教科書が発行されており²²、同校では中学校と異なる教科書が選択されていた可能性がある。島田がノートを使用したと考えられる昭和16年、中学校の修身教科書は検定制から5種選定制になったが、盲学校における対応は管見の限り定かではない。したがって、島田がいかなる教科書を用いたのかは不明であるが、自身が昭和6年頃に読んだ書籍の引用がみられることから、島田独自のエッセンスが加えられていたと推測される。というのも、昭和12年3月27日、教学刷新の流れのなかで中学校修身教授要目が改正され、「修身ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ヲ奉体シテ我が国体ノ本義ヲ明徴ニシ国民道徳ヲ会得セシメ其ノ実践躬行ニ導クコトヲ要ス」とされ、「国民道徳」の教授に重点が置かれるようになった²³。当時の小学校の国定修身教科書は「臣民の倫理」を中心的に説くものであったとされるが²⁴、島田が心を砕いて授業したのは、個人の「逆境」における「修養」の在り方であった。

島田は昭和17年5月17日に、広島高等女学校の校長就任を内々に打診されたことがあるが、当時の宮川造六校長（東京高等師範学校第一部丙組大正12年3月卒）に対して丁寧な断り状を出している。まず、自身が「不慮の遭難」に遭いながらも「人々の手厚い看護」や「学校当局の御計らひ」により無事学校を卒業できたことが述べられている。

身体の部位こそ違へ、矢張り不具者と共に朝夕を送りますことが何か胸奥に一脈相通ずるものがありまして、これが天与の道ではないかと考へております。右様の次第で御座います故折角の御厚情では御座いますが何卒悪しからず御海容の程御願ひ致します²⁵。

島田にとって、「逆境」にあるのは自身だけではなかった。目の前の光を失った生徒たちこそ、彼と同じくいかんともしがたい「逆境」にあったのだ。自身の精神的苦痛を和らげることは、すなわち彼らの精神的苦痛を和らげることであった。「一脈相通」じた盲目の生徒たちが、社会に出て、様々な理不尽や差別にあったときに感じる苦しみ、これに対する精神の持ちようを「修養」によって示したのである。島田の教え子のひとりが、島田の印象を「不自由を克服自ら範を垂れ」と歌にしていることから²⁶、それは明らかであろう。

21 京都府立盲学校学則（昭和7年2月3日制定）第14条別表。ただし、「職員会議録自昭和18年度至昭和21年度」（京都府立盲学校所蔵島田文書）に挿入されている「入学者心得」を見ると、中等部の国民科修身では第1～4学年まで「皇国ノ道、礼法」を教授するとある。昭和16年3月1日公布の国民学校令において、小学校の修身、国語、国史、地理が国民科にまとめられるが、京都府立盲学校がこれに対応するような科目編制を行ったのがいつのことであるかは不明。島田の職員会議録を見ると、昭和18年7月5日に「改正学則」を文部省に提出したとの記述がある。

22 前掲註（20）112頁。

23 文部省『学制百年史』本篇（帝国地方行政学会、1972年）588頁。

24 昭和6年から使用されたいわゆる第4期国定教科書のこと。唐沢富太郎『教科書の歴史』（創文社、1956年）436頁。

25 [書簡下書き等ノート]（京都府立盲学校所蔵島田文書）。宮川造六のもとには島田の書簡があったはずであるが、未調査。宮川の長子裕行氏によれば、昭和20年8月6日に宮川は爆心地近くで被爆、自宅も爆風を受けて損壊したという（2018年8月6日付『中国新聞』）。

26 大町弥三郎「在学当時追想の句」、京都府立盲学校『開学百周年記念文集 もゝとせにつどふ』（京都府立盲学校創立百周年記念事業委員会、1978年）9頁。大町は昭和5年鍼按科卒業。なお、同書は、令和4年11月7日の京都府立盲学校資料室での調査に際して、坂本健次郎先生がお示しくくださったものである。

3. 敗戦と「大日本帝国興隆」

昭和20年（1945）3月、島田は校長事務取扱となり、同21年4月校長就任を経て、同23年3月に退任するまで、敗戦直前・直後の京都府立盲学校の運営を主導した。ここでは彼の日記・職員会議録と訓辞原稿等を用いて、その実態を明らかにしつつ、彼の内面に迫りたい。

島田の職員会議録には、学校と職員、生徒が戦時体制に組み込まれていく様子が描かれている。学校では、昭和17年9月頃から防空壕を校内に掘りはじめ、翌年7月5日には職員会議で「防火資材整備」と「頭巾」作成が話し合われている。同19年2月22日には同窓会校内役員会において、「古川先生銅像回収の件」が議論された²⁷。「古川先生」とは、京都市の待賢校（小学校）の元教師で、京都盲啞院の初代院長になった古川太四郎のことで、銅像とは大正14年5月23日の教育開始50年記念式にあわせて盲学校玄関前に建てられたものを指す。昭和19年3月10日に今宮神社神官を招いて「銅像壮行式」を行う予定と記されている。金属の供出についてはそのほか、同年12月5日に「銀製品」「優勝杯」供出が記録されている。また、同18年4月17日、9月18日、翌年1月22日、4月22日、5月20日等に「思想対策研究会」に参加したことも記されている。これは開催場所や参加者についての記載が特段ないため、おそらく、文部省教学局の意向で府県に設置された思想対策研究会（会長は京都府府知事、副会長は学務部長）ではなく、校内において教職員が開いていたものを指すと思われる²⁸。研究会では「仏道講話」（昭和18年9月18日）や「乃木將軍」（翌年4月2日）を「輪読」したとのことであるが、これらが刊行された書籍なのか、執筆者が誰なのか等については不明である。さらに、学内では報国団が結成されており、その役員会で収支決算と予算について議論があったことも記されている（昭和19年4月25日）。職員会議録には、「京都府教育報国団綱領」の写し（京都府立盲学校片面11行罫紙使用、ペン書）が挿入されているが、京都府教育報国団とは同18年5月22日に全国で最初に結成されたもので、同日に結団式が開催されているが、「職員会議録」を見る限り、島田は式に参加していないようである²⁹。

昭和20年2月22日に校長小山莊太郎が体調を崩し入院し、3月24日に逝去すると、島田は校長事務取扱として、太平洋戦争最末期の学校運営に当たることになった。3月14日、島田は府庁に出頭を命じられ、視学官から「全校授業休止」の指示を受けた。あわせて、父兄会の緊急開催と新年度の生徒募集停止、職員新採用停止を命じられ、生徒たちについては「極力疎開推奨、残りは授業」ということであった。本件は、3月16日に職員会議で教職員に伝達され、翌日、聾学校講堂にて府当局から「非常措置説明」がなされた³⁰。これらの措置は、政府の決戦教育措置要綱（18日閣議決定）における、「国民学校初等科ヲ除キ、学校ニ於ケル授業ハ昭和二十年四月一日ヨリ昭和二十一年三月三十一日ニ至ル間、原則トシテ之ヲ停止」するという方針に沿うものである。疎開についても同月9日に学童疎開強化要綱が閣議決定されていた。

休校措置から8月15日までの校長としての島田の内面に迫るべく、彼の言動を3点取り上げよう。まずは3月21日の卒業式における島田の式辞である。

27 「職員会議録自昭和18年度至昭和21年度」（京都府立盲学校所蔵島田文書）

28 京都府内の中学校の教職員による自主的な思想対策研究会の例として、東山中学校思想対策研究会が挙げられる（東山学園百年史編纂委員編『東山学園百年史』、東山学園、441頁）。

29 前掲註（27）。

30 同上。

〔前略〕 偕て短きは二カ年、長きは十余年に亘り身の不自由を克服して皇国民としての錬成を積み今日こゝに晴れて卒業の栄冠を得られた諸子の胸中さぞかし喜びに溢れ過去を顧みまた将来に思を致して万感交々到つておること、信じます。また父兄の方々に於かれましては長年の御心労が報ひられて今こそ日本晴の御氣持であられること、推察致し御喜びを申し上げます。諸子が今日深き喜びに浸ることのできるのも一に皇国日本に生を享けた賜でありまた府当局がこの教育に深き御理解を御持ちになつておられるからでありましてこの御恩に御報ひする道は只々ひたすら職域奉公に敢闘し戦力増強に寄与する様真一文字に精進努力するあるのみです。諸子は七十年の伝統に輝く京都府立盲学校の卒業生たるの矜りに生きて私共の期待に添ふ様奮闘されることを確く確く信じます。又諸子は今日卒業の栄冠を得られたとは謂ふもの、斯道は深遠にして生涯研鑽しても尚足りりとはしません。今後も一層の研究・練磨を切に希望します。尚諸子の前途は必ずしも担々たる一路とは限りません。必ずやいばらの道もありませうが日頃錬成された力を發揮して百折不撓、正しく、明るく泰然として処置を誤らぬ様念願する次第です。〔中略〕最後に諸子に念願して止まないことは健康こそは御奉公の基であります故に呉々も健康保持に注意せられ神州日本護持の為に飽くまでも戦ひ抜き一路戦争完遂に邁進せられんことを。終り³¹。

島田は、校長時代の訓辞、式辞の原稿を多数保管しており、上記式辞もそのひとつである。式には府当局者が出席しており、決戦教育措置要綱が「国民防衛」と「生産」増強のために「全学徒ヲ食糧増産、軍需生産、防空防衛、重要研究其ノ他直接決戦ニ緊要ナル業務ニ総動員ス」とするものであったこともあってか、卒業生に対して、「神州日本護持」のため「戦争完遂」に尽力し「職域奉公」に従事せよと激励している。しかし、島田らしいのは、卒業生の前途が「いばらの道」としたうえで「日頃錬成された力を發揮」して対処するよう伝えている点である。ここには「逆境」を「修養」で乗り切ろうとした島田の思いが息づいている。

とはいえ、「戦争完遂」に純粋に向き合ってきた教職員や生徒たちの一部はある心情を抱くことになる。島田と同じ年に盲学校に赴任した島居篤治郎はこう述べている。

戦時中、夜間空襲警報が出て灯火管制になると、私たちはほっとしたものだ。いくら暗くても、点字は読み書きが出来るので、日頃は何一つ戦争のお役に立てない為、肩身のせまい思いをしている盲人も、世の中が暗闇になると多少のお手伝いもできる、本も読めると言うので、私たちは一種の優越感をさえ、その時ばかりは味わうことが出来たものだ³²。

戦時体制は、「世の中が暗闇になると多少のお手伝いもできる」というひたむきな思いをからめつつていく。この年1月4日付の新聞『点字毎日』では、「我々は過去において陸海軍への『航空機献納』に、直接『兵器増産』に、将又第一線の神鷲たちの疲労回復のため『航空あんま』に、産業戦士の『産業あんま』に、戦病勇士の『慰問治療』に、又『音楽報国』に『食料増産』に、盲人としてなし得る、ありとあらゆる方面に挺身して来た。そして一般人以上に、『貯蓄』に、『献金』に、国家の要望するありとあらゆる方面に戦いぬいて来た、然し、これでもうよいのではない。醜敵米英を完全にたたきのめすまで戦いつづけねばならないのだ」として³³、目の見えない者たちにそうでない者たち以上の「報国」を

31 昭和20年3月21日付「卒業式ノ式辞」(京都府立盲学校所蔵島田文書)。

32 島居篤治郎『すてびやく』(京都ライトハウス、1967年)166頁。

33 昭和20年1月4日付『点字毎日』、清水寛『太平洋戦争下の全国の障害児学校 被害と翼賛』(新日本出版社、

呼びかけていた。5月22日公布に戦時教育令が公布されると、同日、鳥田は日記に「学徒隊を結成し一旦緩急の時は教育はかくすべしと規定す」と記し、6月から、盲学校の教職員と府内在住の生徒の一部が午前中一時間の授業の後、外来治療にあたり「治療報国」に従事することになった。このとき、生徒たちは配布された「動員章」を「きまりが悪いから」と言って、つけたがらなかつたらしい³⁴。鳥居のいう「優越感」と生徒たちの「きまり」の悪さは、おそらく根底の部分において地続きであり、結果として彼らを「報国」に駆り立てた側面もあるのであろう。

鳥田自身は「治療報国」だけでなく、ある特殊な経験をした。御真影の「奉遷」と「奉護」である。昭和18年（1943）9月17日、文部省は、文部次官・内務次官連名の通牒によって学校防空指針を発し、学校に対して非常時の御真影の奉遷所を指定するよう指示した³⁵。昭和20年3月22日午後2時、京都府は府立医科大学や盲学校等の府立学校10校と同志社等私立学校23校の御真影を京都府愛宕郡鞍馬国民学校（現京都市立鞍馬小学校）に奉遷した。府は文部省に対して、府の学務課長、視学官等が侍立するなか、学校長が御真影を「奉侍」し、警察官の警護のもとで「奉遷」を実施したと報告している³⁶。鳥田は、22日当日、御真影を「奉遷」し、その後、何度か国民学校に泊まり込み、「奉護」業務にあたった。これまで鳥田は、修身の授業や式辞の作成等を通して、国体論を当然否定せずに受け入れ、生徒にも「神州日本護持」のための「戦争完遂」を呼びかけてきた。しかし、それは修身担当の教員として、校長として、与えられた役割を果たすための紋切り型の言い回しであるように見受けられる。空襲は受けないと判断された鞍馬国民学校は、四方を山に囲まれ、謡曲「鉄輪」の舞台である貴船神社からほど近い場所にある。そこで夜を徹して御真影と向き合うのは、尋常ならざる経験といえよう。鳥田は明治20年の日記のなかで、ほぼ毎日「敵機」飛来の有無について記している。「蠅のような奴らだ」（同年1月30日条）と言いつつも、いつ生命を絶たれるかわからぬという恐怖が彼を苛んだ。鞍馬の御真影のそばにあれば、B29の襲来から逃れることができた。御真影の「奉護」は同時に自身を護ることにもなったのではなかろうか。このようななかで、天皇の存在が鳥田の心中で重きをなしはじめたと考えるのは、想像の範囲を出ない。しかし、8月15日にそれは決定的なものとなる。

正午畏くも陛下御親らラジオの御放送を遊ばされるとのこと！唯不安が胸中にキラメイたが正午をまった。君が代に次いで玉音。畏くも明瞭ならず、愈々不安は高まる。結局連合国に対し和を申入れてポツダム宣言を受諾したのである。嗚呼！しばしは涙も出ない。生徒を帰宅させ職員室に入って始めてどつと涙が溢れ出た。何冀、20年後を見よ、必ず、この仇を報ひずに置くものか。今日から忍びだ、耐へ難きを耐へ忍び難きに忍んで大日本帝国の興隆に精進せねばならない。人生に栄枯盛衰あり、国家にも亦興廢あるは歴史の教ゆるところ。吾等は今日までの自己を反省し強韌なる力を發揮し只々大日本帝国興隆に邁進しやう。新生涯の発足だ、徒らに過去を回想するのを止めよう。陛下の御心中を拝察して只再び興隆日本の1日も早からん事を祈るのみ³⁷。

鳥田は昭和天皇と同じ日に生まれた。8月15日をもって、昭和天皇もまた「逆境」の存在となった。

2018年、179～180頁）から引用。

34 「日誌 昭和二十年」（京都府立盲学校所蔵鳥田文書）。

35 小野雅章『御真影と学校 「奉護」の変容』（東京大学出版会、2014年）254頁。

36 「京都府ニ於ケル御真影奉遷概況」（「空襲時ニ於ケル御真影奉護対策二関スル件」所収、国立公文書館所蔵『白昭和十五年四月至昭和二十一年一月 帝室雑載 第三、四冊』、昭59文部1099）。

37 前掲註（34）。

天皇が自ら語った「帝国ノ受クヘキ苦難」は、島田自身の「苦難」になった。島田にとっての天皇とは国体論における天皇ではなく、どこまでも昭和天皇個人であり、「耐へ難きを耐へ」て再び「大日本帝国」を「興隆」させることが、彼の「新生涯」となったのである。

それでは、島田において、敗戦後の「大日本帝国」はいかなるものとして描かれるのだろうか。島田の「新生涯」を見ていこう。

4. 「盲人」の人権と「文化国家の建設」

昭和20年8月20日付文部省訓令第5号において、地方総監・北海道庁長官・府県知事・直轄学校長・公私立大学高等学校及専門学校長宛てに「国体護持ノ一念ニ徹シ教育ニ従事スル者ヲシテ克ク学徒ヲ薫化啓導」するよう指示があり、東久邇宮内閣が成立し、元内務官僚の前田多門が文部大臣に就任すると、9月15日に文部省から「新日本建設ノ教育方針」が発表され、「文化国家道義国家」建設のため、「国体の護持」をしつつ「軍国主義的思想」を払拭することと、社会教育と科学教育重視の方針が示された。

京都府においては、8月16日に緊急全学校長会議が開催された。島田の日記には当日の知事による訓示が挿入されている³⁸。それによれば、「国体ヲ無窮ニ護持」することを前提として、「諸君ハ如何ナル事態ニ処シテモ固ク皇国教学ノ本旨ヲ操守シ誓ツテ皇国ノ隆盛ヲ期セラレ度イノデアリマス」とし、「部下職員ノ統督ト学徒ノ掌握」に努める指示されている。その後、17日に生徒を召集して詔書奉読式を執り行い、18日から授業を開始するよう指示があった。翌日の府の教務主任会では、学務課長の訓示があり、「秘密文書類消却」の指示が出て、「秘密文書」として「国力を現はすもの、敵を誹謗したもの」が挙げられた。9月5日の中等学校長会議においては、「戦後に於ける京都府学校教育の方針」として、「神州不滅は只教育の如何にある。詔承必謹、臣道実践に徹し国体を護持し新日本建設の為に総力を結集し戦時中に示した忠誠を戦後の建設に捧ぐ」と発表されたようである。また、教職員の「実践要項」として、引き続き、「皇国教育者たるの責務完遂」に尽力すること、「承詔必謹」、「道義昂揚、率先垂範」、「師魂」の「錬成」が挙げられるなか、新たに「文化の貧しさ、精神の貧困さに深き反省をなし、特に科学の振興に留意し、真の世界文化に功献する」として、「文化」がキーワードとして出てくる。

一方、GHQは同年10月22日に「日本教育制度の管理」に関する指令を出し、軍国主義と極端な国家主義思想の普及を禁止、軍事教育の廃止とともに、議会政治、国際平和、個人の権威、集会・言論・信教の自由の観念の教育の確立という基本方針を示した。そして、より具体的に「教員及び教育関係者の調査、除外、認可に関する指令」（同月30日）、「国家神道、神社神道に対する政府の保証、支援、保全、監督並びに弘布の廃止に関する指令」（12月15日）、「修身、日本歴史及び地理の停止に関する指令」（同月31日）が発された。

これらによって、島田は職務に忙殺されることになる。10月30日の指令について、翌21年5月までに関係法令が整備され、京都府では京都府教員適格審査委員会が設置され、同年7月10日に第1回委員会が開催された。島田は同年6月26日の校長会で、教員適格審査委員会への提出書類について指示を受け、7月初旬までに「審査書」を作成、提出した³⁹。この間、島田のもとには、京都府教育民生部から「復員教職員」「特高警察経歴」「軍務履歴」を持つ教職員についての調査依頼があり、同年5月9日付で回答

38 同上。

39 京都府の教員適格審査については、京都府教育研究所『京都府教育制度沿革史』（京都府教育研究所、1956年）339～362頁参照。

している⁴⁰。なお、翌年2月には、他校の教員で不適格の判定を受けた者の「嘆願書」を作成したようである。この頃、府への報告業務は膨大で、数度にわたる増俸や手当支給のための報告のほか、学務課に「民主主義教育研究についての報告」(同年7月22日付)を提出している⁴¹。

新たな教育理念の注入と教育体制の再構築のなかで、島田の思索と行動はいかなるものであったのか。昭和22年5月24日の京都府立盲学校第69回創立記念式での式辞を見てみよう。

今や平和国家、文化国家の建設を旨として学制は全般的に改革され、吾々が多年念願してゐた盲啞教育の義務制も明二十三年度より実施されんとしております。これに伴ひ本校は学制を改正し、小学部六カ年、中学部三カ年の上に高等部五カ年をおき、この高等部で職業教育をなし、尚此の外に別科・研究科をおいて職業教育をすることにしております。そうして中学部の一年を他の中学校同様全国盲学校にさきがけて新制度によって発足することにしました。従つて日本の盲教育の進むべき道は本校が開いて行くことになるのです⁴²。

島田はここで「文化国家の建設」について述べているが、これは文部省およびGHQが掲げた「文化国家」と同じなのだろうか。あるいは、私たちが敗戦後の「文化国家」で想起するのは、「学者文相」として米国教育使節団に「抵抗」のスピーチを行なった安倍能成の「文化」論であり⁴³、南原繁のキリスト教思想に基づく「文化国家」論であり、あるいは高山岩男の「日本文化」論であろう⁴⁴。島田のいう「文化国家」は安倍らのそれに比べると、理念の高尚さや理論の緻密さでは劣るのかもしれない。しかし、そこには、敗戦前後の盲学校を担った校長として、自身も「逆境」を抱えた者としての思いが込められていた。敗戦後の島田は、盲教育の義務教育化や京都府立盲学校の充実等を目指して、様々な運動に従事しており、これらの運動のなかで、「文化国家」の内実が造り上げられたのではなかろうか。

以下、敗戦後の島田の運動について論じたい。まずは、彼の帝国議会への請願に着目しよう。島田は昭和22年1月22日、突如、帝国議会に「盲人啞人に関して請願」を提出することになった。代議士の田中伊三次から請願を出してはどうかとすすめられたのである。島田はその日のうちに職員会議を開き、「請願決意」の旨を田中に書き送った。22日の職員会議において出された意見は、「1) 国民医療法に鍼灸マッサージ師を入れる、2) 法律的職業に従事し得るよう、3) 養老年金制度の確立、4) 盲人の附添に対し交通費、文化施設入場料等免除のこと、5) 義務制を、初、中、同時に実施をされたきこと、6) 盲、啞、教員検定試験制度確立されたきこと、7) 盲人大学の建設、8) 国立の点字図書出版所設置、各図書館に点字図書備附⁴⁵」である。

これらは島田によってまとめられ、27日に田中に発送された。3月7日に衆議院請願委員会にかけられた際には、「盲啞者処遇改善に関する請願」となり、以下の3点に腑分けされた。

40 『昭和三十一年度 報告書綴』(京都府立盲学校所蔵「京都盲啞院関係資料」706)。

41 昭和22年7月22日付京都府学務課長大山正宛京都府立盲学校長島田俊平「民主主義教育研究についての報告」控、『自昭和二十二年一月一日 例規』(京都府立盲学校所蔵「京都盲啞院関係資料」709)。

42 昭和22年5月24日付「京都府立盲学校第六九回創立記念式式辞」(京都府立盲学校所蔵島田文書)。

43 青木一平「岩波文化人と文部省」、中野目徹編『官僚制の思想史 近現代日本社会の断面』(吉川弘文館、2020年)219頁。

44 梅原宏「南原繁の文化国家論 個人と共同体の関係について」、『文学・芸術・文化 近畿大学文芸学部論集』第29巻第2号(2018年)12頁。

45 前掲註(27)。

(一) 法的差別を撤廃

- (イ) 判事・検事・弁護士等になり得る道を開く
- (ロ) 医療関係者になり得るように国民医療法を改正すること

(二) 社会施設を充実

- (イ) 養老年金制度を確立し、老後の生活を保証する
- (ロ) 交通機関の乗車及び有料文化施設に入場の際は、附添人の料金を全免
- (ハ) 国立点字出版所を設立して、優良図書を出版
- (ニ) 全国の図書館に盲人部を設け、点字文献の整備を図書館法文中に追加

(三) 学制改革

- (イ) 義務就学制を実施
- (ロ) 高等諸学校、大学の門戸を開放
- (ハ) 盲人で盲学校教員に、聾者で聾学校教員になろうとする者には、検定試験により資格をとり得るようにする
- (ニ) 国立盲人大学を各地に設立して、地方盲人に大学教育をうける機会を与えること、もしそれができない場合には、京都に設立すること等の措置を取ること⁴⁶

このうち、衆議院請願委員会では、(一)の(イ)については政府委員の吉田安(司法参与官)から、「実際上の実現」は「相当困難」とされ、(一)の(ロ)については、寺島竜太郎(厚生参与官)から医師と歯科医については難色を示されたが、伊藤日出雄(文部省事務官)からは、(二)の(イ)(ロ)について、前向きな説明が得られ、結局、衆議院・貴族院ともに同月27日に採択された。

この第92回帝国議会では、教育基本法と学校教育法について審議され、双方ともに3月31日に公布された。教育基本法は、前年11月3日に公布された日本国憲法に示された国民の教育を受ける権利(第26条)に基づき、教育の機会均等の原則とともに9年の義務教育制を規定した。それらをふまえて、学校教育法第71条では、盲学校を「盲者〔中略〕に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、併せてその欠陥を補うために、必要な知識を授けることを目的とする」学校と定め、その小学部と中学部を義務教育の学校とした。わが国ではじめて盲教育の義務化が法的に明示されたのである⁴⁷。島田の請願のうち、「義務就学制」はすでに準備されていたわけである。これには、同年1月の教学刷新委員会において、川本宇之介(東京聾啞学校校長)の盲聾義務教育制に関する発言が容れられたことの影響があるとされている⁴⁸。

さて、田中と島田の接点は、昭和21年11月16日に島田が田中の自宅を訪問し、京都府立盲学校の職員に「憲法の話」をしてもらうよう依頼したときに求められる。会合は同月22日に実現し、島田の日記には、「憲法の話」とその後の「晩餐」は「実に有意義」であったとし、「特殊教育に力を尽くされることを堅く誓って下さったことは何よりも力強さを感じた」という感想が記されている。島田のノートには、当日の配布資料と考えられる「新憲法の講演資料(田中伊三次)」という一枚のレジュメが挿入されており、「基本的人権の尊重」の項目のうち「教育を受ける権利(二十六条)」「勤労の権利(二十七条)」「最低生活権(二十五条)」等に赤ペンで傍線が引かれている。田中は立命館大学出身の弁護士で、京都

46 『第九十二回帝国議会衆議院請願委員会議録(速記)第二回』(衆議院事務局、1947年)11頁。

47 前掲註(20)178～182頁。

48 清水寛「わが国における障害児の「教育を受ける権利」の歴史」、『障害児の教育権保障』(明治図書出版、1975年)121～122頁。

府議等を経験した後、戦前の翼賛選挙において非推薦で当選したことで有名で、前月に日本国憲法の解説書を出版したばかりであった。同書では、やはり「基本的人権の尊重」の項目が立てられ、「新憲法が『公益の枠』内に、凡ゆる自由と権利を保障し、法律をもつてしても、制限することを許さぬことを原則としたのは、素晴らしい世界に誇るべき人権宣言である」と述べている⁴⁹。

ちなみに、田中は第22回衆議院議員選挙（昭和21年4月10日）の時点では第無所属の代議士であったが、翌年3月28日に進歩党の幣原喜重郎と自由党の芦田均によって結党された民主党に入党した。民主党は、党の綱領として「個性の完成を目標とする教育の振興」を挙げている。民主党は、国民協同党と日本社会党とともに5月24日に成立した片山内閣の与党になり、翌年3月10日には同じく国民協同党と日本社会党とともに芦田内閣の与党となる。民主党結成時に自由党から移った京都選出の代議士に富田ふさがいるが、富田は21年11月14日に京都府立盲学校を訪れており、「議会の模様」を職員一同に話したという⁵⁰。社会党一民主党が島田らの要望を掬い上げる役割を果たしていたのである。

盲学校の義務教育制に話を戻すと、実は、学校教育法第93条において、盲聾、養護学校の義務教育実施について、施行日を別に定めるとされたことで、事実上延期となってしまった。これに対して、昭和22年6月の日本教職員組合の結成大会において盲聾義務教育制実施が決議され、全国盲学校長会や全国聾学校長会等も義務教育制実施を文部省に対して強く求めた。島田の職員会議録をみると、同年5月6日条に、近畿盲学校長会（4月18日）の報告が掲載されており、「新制中学校をおくよう文部省から通牒」が出る予定であることや「盲人附添乗車賃免除」、「理療医師法案請願貴族院はメ切であつた」ことなどが挙げられている。前述の請願に現れた島田の要望は、近畿盲学校長会も共有するところであった。また、6月10日の職員会議では、「日盲教組合」に参加することが決定されており、この前後から、職員会議では、「組合の報告」という時間が設けられることになった。さらに、5月31日のPTAでは、父兄から「義務教育促進運動」のための署名を集めた⁵¹。以上のように、島田は義務教育制度実施を訴えるために、代議士を介した帝国議会への請願だけでなく、近畿盲学校長会やPTA、組合といったあらゆる機会を活かしたものであったといえよう。こうして、12月26日に盲聾教育の義務教育実施が閣議決定され、翌年4月7日に「盲学校及び聾学校の就学義務と設置義務に関する政令」が出されたことで、島田たちの運動は実を結んだのである。

最後に、京都府立盲学校における学則改正について触れよう。「京都府立盲学校則」は昭和24年1月1日に制定され、さかのぼって前年4月1日から適用されることになったが、島田は22年3月11日に京都府知事宛てに「昭和二十二年度より新学則の実施及教員定員増加に就ての御願」を出し、そこで「新憲法によつて盲者たりと雖も等しく教育の権利、義務は確認され、教育の機会均等は保証され」たとし、これに伴う新たな学則の制定を願い出た。別紙として「京都府立盲学校学則改正案」が添付されており、「学校の目的」を「社会人として盲人の生活に必要な普通教育及び職業教育を受け独立自主の気魄ある文化人を養成することを目的とする」としている⁵²。実際に制定された「学則」では、学校教育法の規定にあわせて「盲人に対して幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に準ずる教育を施し併せて其の欠陥を補う為に必要な知識、技能を授けることを目的とする」とあり、島田が「独立自主の気魄ある文化人を養成すること」を独自に準備していたことがうかがえる。

49 田中伊三次『新憲法の解明』（扶桑閣、1947年、初版は1946年）87頁。

50 「日誌 昭和二十一年度」（京都府立盲学校所蔵島田文書）。

51 「職員会議 自昭和二年四月」（京都府立盲学校所蔵島田文書）。

52 「昭和二十二年度より新学則の実施及教員定員増加に就ての御願」控、『昭和二十二年度 諸申請書綴』（京都府立盲学校所蔵文書8昭和（追加）7）。

おわりに

学則改正案に示された、目の不自由な生徒を「独立気魄ある文化人」として「養成」すること——これこそ、島田の思索の終着点であった。どういうことか。

島田は自身の「逆境」に痛いほど真剣に向き合い、「修養」にその克服方法を見出そうとした。島田の修養主義は、確かに明治末年～大正初期の思想状況のなかでは育まれたもので、とくに新渡戸稲造をはじめとする実業之日本社系の影響を強く受けていたと考えられる。しかしそれは、立身出世のような見返りを求めるものではなかった。「逆境」における自己の心の持ちよう、それは島田だけでなく、目に見えぬ生徒たちにとってどれほど重要であったか。島田の修身の授業は、国体論の注入に偏らず、個人の生き方を説いたという点で、ある種の個人主義的傾向をもつものであったといえよう。

敗戦によって「大日本帝国」そのものが「逆境」に陥ると、昭和天皇は「逆境」日本の象徴的存在になり、島田は「大日本帝国の興隆」を心に誓うことになる。いったい国家の「興隆」とは何をもってするのか。島田にとってそれは経済的発展や版図拡大、あるいは「国体護持」を意味するものではなかった。敗戦後の島田の様々な運動から、「大日本帝国の興隆」を「文化国家」への飛躍をもって成し遂げようとしていたことがうかがえる。

しかし、この「文化国家」もまた同時代のそれとは異なる特色を有するものであった。島田の「盲啞者処遇改善に関する請願」で描かれたのは、「盲啞者」がそうでない者たちと同じように義務教育を受け、望めば高等学校や大学にも進学でき、弁護士にも医療関係者にもなることのできる国家の在り方であった。それは、戦後知識人が構想した「文化国家」とは異なり、基本的人権の思想に基づき、「盲啞人」とそうでない者の間の垣根を取り除き、徹底的な平等と自由を実現する国家である。

島田は、それを理念として構想したのではない。盲教育の義務教育化を求める運動や学則改正、そして本稿では言及できなかったがGHQの按摩・針按廃止方針への反対運動等に積極的に参与することで「文化国家」の内実を造り上げていったのである。「文化国家」において、平等と自由を一身に享受すべき未来の子供たちは、目が不自由であるという「逆境」にあるからこそ「独立自主の気魄」をそうでない者以上に堅固に持たなくてはならない。島田の「修養」が再び必要とされたのである。

しかし、島田は昭和22年中頃から体調を崩し、同23年3月に校長を辞し、後任として京都府師範学校の岩下綏を選んだ。岩下もまた東京高等師範学校の卒業生であり、島田はわざわざ岩下に面会に行き、後任を依頼したという。それは単なる茗溪派の派閥人事を意味しない。島田は、盲教育の未来を心底から信頼できる人物に託したかったのであろう。彼の日記を読むと、次第に病魔にむしばまれていくながらも、戦後の盲教育改革に全力を尽くし続けたことが読み取れる。同24年2月8日、島田は死去した。

私たちは、自身の命をなげうって、盲教育の改革に身を投じた島田の生涯にこそ、清冽な「茗溪の水」が流れていることを見出すのである。否、見出すだけでなく、引き継いでいきたいと思うのである。

* 嶋田俊恒様におかれましては、当館に「島田俊平関係文書」を御寄贈くださり、また、継続的な御理解と御援助をいただいておりますこと、心より御礼申し上げます。

筑波大学の草創期における第2次計画の策定過程

横川 翔

はじめに

本稿は、草創期筑波大学における第2次計画策定の検討を通して、その意思決定過程の特質を明らかにするものである¹。

昭和48年〈1973〉10月1日に開学した筑波大学は、青表紙と呼ばれる『筑波大学の創設準備について—まとめ—』（筑波新大学創設準備会、昭和48年〈1973〉9月29日）の開設全体計画に沿って、整備が進められていた。開学1周年を迎えようとする翌年9月、新しい計画の策定を試みる動きが起こった。すなわち、青表紙を基礎としながら「本学独自の構想を新たに策定することを目的²」とした「筑波大学長期計画シンポジウム」が開催されたのである。もっとも、大学建設が軌道に乗りはじめたなかであり、個別的な課題の解決は推進されたとはいえ、全学的な「本学独自の構想」を新たに策定するまでは至らなかった。

開学4年目となる昭和51年〈1976〉は、開設全体計画の達成を目前に控えた時期である。同年8月に第2代学長に就任した宮島龍興は、「机上のプラン」では想定できなかった問題が出てきていることを認識していた。宮島は評議会の学長就任挨拶において、「ですから、ある場合には最初の構想そのものをある程度再検討することも必要になって来るかもしれないし、個々のこまかい部分については、なおさら、それが非常に多く出て来ることは当然のことでございます³」と述べ、「最初の構想そのもの」を再検討する可能性に触れたのである。

その後、昭和52年〈1977〉12月22日に「ポスト青表紙」の第2次計画を策定するための将来計画委員会が設置された。宮島の発言をふまえれば、第2次計画は第1次計画にあたる青表紙の単なる継続ではなく、実際の開設整備の反省に基づいた新しい計画という性格を有していたといえる。第2次計画の具体的な検討は、将来計画委員会委員長・福田信之のもとで進められ、「第2次5か年計画の基本方針について」・『筑波大学の基本構想』（通称「茶表紙」）・『筑波大学の創設とその実績について—実施状況のレビュー—』（通称「7周年レビュー」）が作成されたのであった。

本稿の課題は、以上のような第2次計画の策定について、意思決定の過程からその特質をさぐることにある。制度設計の過程から大学の建設と整備の実態を追体験的に検討する手法によって、大学人たちが新構想大学をどのように方向づけようとしたのかを明らかにしたい。なお、用いる史料としては、筑波大学50年史編纂室が去る3月31日に発行した『創基百五十一年筑波大学五十年史 下巻 史料編』とその編纂過程で得た成果を援用しつつ、筑波大学アーカイブズ所蔵の「評議会議事録」・「学長・副学長会議記録」・「参与会議抄録」などを用いた。

-
- 1 現在のところ、筑波大学50年史編纂委員会・同編纂室では、筑波大学50年の歴史を草創期・成長期・転換期・発展期に分けているという。本稿が対象とする草創期は、昭和48年〈1973〉10月から昭和55年〈1980〉3月までの初代学長・三輪知雄と第2代学長・宮島龍興の時代にあたる。
 - 2 高橋進「筑波大学の長期計画」『広報筑波』No.4、昭和49年〈1974〉10月、1頁。
 - 3 「宮島龍興学長就任挨拶」、筑波大学アーカイブズ所蔵「筑波大学評議会議事録 昭和51年度」2017総巻4。

1. 大学創設直後の「長期計画」

本論に入る前提として、冒頭で触れた長期計画シンポジウムをめぐる動きを整理しておきたい。

開設全体計画が軌道に乗りはじめようとするなか、新しい長期計画の策定は早くも念頭に置かれていたとみられる。昭和48年（1973）10月25日の第2回評議会において、尾留川正平企画調査室長の提出による「企画調査室準備資料⁴」が議事につけられたことがあった。同資料は学内業務の分担表である。そのうち、企画調査室の分担として、「長期計画」が掲げられている（【表1】参照）。

当時、企画調査室は副学長の所掌であった。同年10月作成の「副学長業務分担表⁵」によれば、研究担当副学長の福田信之の所掌として、「企画調査室を含む」とある。長期計画は当初から福田—企画調査室のラインで進められていたことがうかがえよう。規則的な裏づけも意識されていたとみられ、「企画調査室運営規則（案）⁶」中の第三の（4）では「大学の長期および中期計画の企画立案」が任務の一つに掲げられている。ただし、運営規則案は成立せず、代わりに「企画調査室規則⁷」が昭和49年（1974）6月7日に施行された。「企画調査室規則」では、長期計画関係の項は削られ、運営規則案と比べると全体的に簡素化されている。

しかし、長期計画は破棄されたわけではない。同年9月3・4日、湯島会館で「筑波大学長期計画シンポジウム」（【表2】参照）が開催され、冒頭の一般説明を福田副学長と尾留川企画調査室長が担当している。シンポジウムで提起された問題点は企画調査室で整理ののち、学長・副学長会議（以下、学副会議）に提出されたい⁸。ただ、学副会議の「要点記録」が取られるようになるのは昭和51年度からであり、この時点でどのようなことが議論されたのかは明らかでない。そのため、参与会議抄録に編綴された「筑波大学における長期計画の策定について⁹」などをもととして、シンポジウムの成果をうかが

【表1】 企画調査室準備資料中の長期計画関係部分

調 企 査 画	国際 交流	大塚 跡地	長期計画	筑波大学 基本計画	年次別計画 (物的人的)	広報委			
			中期計画委	50年度 実施計画	第2学群 R1 センター		芸術専門 学群 工作 センター	1C 2年次計画 水理実験 センター	TPS 2年次計画 附属病院
			49年度計画 実施(学群 を除く)	加速器 センター	農林技術 センター	外国語 センター	学習資料 センター	体育 センター	計算器 センター

「企画調査室準備資料」（筑波大学アーカイブズ所蔵「筑波大学評議会議事録 昭和48年度」2017総経1）から作成。

- 4 「企画調査室準備資料」、同上「同上 昭和48年度」2017総経1。
- 5 「副学長業務分担表」、同上。ただし、青表紙の組織図における企画調査室は、学長と評議会に直属する位置づけである。「副学長業務分担表」には、大学の組織が完成していない草創期特有の措置が入り込んでいると思われる。
- 6 「企画調査室運営規則（案）」、同上「筑波大学学長・副学長会議記録 昭和48年度（1月-3月）」2017総経42。
- 7 同上「筑波大学企画調査室規則について」2017総法1-4-12。
- 8 高橋進「筑波大学の長期計画」『広報筑波』No.4、昭和49年（1974）10月、2頁。
- 9 「筑波大学における長期計画の策定について」、筑波大学アーカイブズ所蔵「[筑波大学参与会議抄録 昭和49年度]」、2017総経121。

うことにしよう。

同年12月作成とみられる「筑波大学における長期計画の策定について」によれば、学副会議は長期計画委員会を設置したという。同委員会は、副学長、企画調査室長、同室員及び事務局長から構成された。さらに17個のワーキング・グループを設置した（【表3】参照）。表に示した17個のワーキング・グループから、当時の大学が直面していた課題がわかる。なお、企画調査室の発行による『速報つくば』でも長期計画関係記事が断片的に掲載されている。このような作業は、学副会議、各審議会、各室で分担して検討を進めていたようである。評議会が出てこないのは、評議員を出す学群組織が未完成のためであったことによると思われる。

昭和51年（1976）1月17日、改めて長期計画シンポジウムが開催¹⁰されたが、その後に目立った進展は見受けられない。青表紙の開設全体計画の遂行に注力したということであろう。あるいは、個別的な計画の推進に注力し、青表紙に代わるような新計画の策定まで及ばなかった。長期計画に関与していた長崎憲之事務局長が同年4月1日付で退職するほか、初期メンバーが入れ替わる時期であったことも影

【表2】 長期計画シンポジウムのスケジュール

9月3日（一般説明）		
1. 長期計画委員会の発足とシンポジウム計画	福田信之副学長・尾留川正平企画調査室長	（10：00～10：40）
2. 学園都市建設計画の見通し	石川充国土庁学園都市推進室長	（10：40～12：00）
3. 筑波大学施設建設計画と予算との関係	足立武企画調査室員専門職員	（13：00～13：40）
（トピックスの説明と討議）（座長 高橋進、高野文彦）		
① 学生問題	高橋進企画調査室員	（13：00～13：40）
② 研究教育問題	小西甚一第一学群長	（14：40～16：10）
Alec M.Ross 氏の講演		（16：30～17：30）
9月4日		
① 公開大学室問題	辰野千寿副学長	（10：00～10：40）
② 国際交流問題	宍戸駿太郎教授	（10：40～11：30）
③ 広報問題	高野文彦企画調査室員	（11：30～12：00）
④ 人事問題	大島清副学長	（13：00～13：50）
⑤ 管理運営問題	酒井忠夫図書館長	（13：50～14：40）
⑥ 教育大との関係	尾留川正平企画調査室長	（14：40～15：30）
総括		（15：30～16：00）

「筑波大学における長期計画の策定について」（筑波大学アーカイブズ所蔵「筑波大学参与会議抄録 昭和49年度」2017総総121）などをもとに作成。

【表3】 17個のワーキング・グループ

・附属学校問題 ・移行問題 ・広報問題（Ⅰ） ・広報問題（Ⅱ） ・助手問題 ・キャンパスのルール整備と運用方針 ・大学院修士課程経営政策科学の構想 ・大塚跡地利用問題 ・国際科学振興財団（仮称） ・各学群カリキュラムの再検討 ・第三学群の具体策 ・第四学群の具体策 ・大学公開問題 ・大学院の組織 ・学生参加問題 ・課外活動問題 ・国際交流
--

「筑波大学における長期計画の策定について」（筑波大学アーカイブズ所蔵「筑波大学参与会議抄録 昭和49年度」2017総総121）をもとに作成。

10 「長期計画シンポジウム」『速報つくば』No.59、昭和51年（1976）1月、1頁。「学長・5副学長ほか各管理職および関係者71名が出席し」という。

響しているかもしれない。

より肝心なこととして、経済事情の悪化が挙げられる。開学から1ヶ月も経たない頃、第4次中東戦争がはじまり、第1次石油危機が惹起した。それ以来、経済事情の悪化は尾を引き、同年7月20日の評議会で初代学長の三輪知雄が述べた退任の挨拶においても開設全体計画の不調が言及されている。

特に経済事情の悪化という問題もございまして、どうしても毎年まったなしに入ってくる学生の教育施設を優先しなければならず、先生方の研究施設がともすれば遅れがちであるということで、活発な研究を続けられてこられた方々が突然ここにいらしてそれが少し立ちどまりをしなければならなかった、ということになりましたことにつきまして誠に申し訳ないと思っております。¹¹

ここまで、開学直後における長期計画関係の動きを整理してきた。続く次節では、第2次計画の直接的な発端を検討してみたい。

2. 第2次計画策定の準備

昭和51年(1976)9月2日の参与会において、第2代学長の宮島龍興は「筑波大学の現況¹²」という資料に基づき、将来計画に言及した。「筑波大学の現況」では、翌年4月開設予定の第3学群などに関連して、「これらが開設されると、教育計画のおよそ9割が達成されることになる」と説明しており、さらにその後の計画についても「なお第二期計画として第四学群その他も要望されており、理想的な学園の完成をめざして、さまざまな試案が出ている」とある。

宮島学長の説明を受け、同日の参与会で議論となったのは、新構想大学の目標の達成状況であった。参与会議抄録によれば、「目標として設定した新大学構想が、现阶段でどの程度実施されたかについて検討し、実施のむずかしい問題点及び洗い直す必要のあるものについて、今後の参与会においても検討することとした¹³」という。新構想大学の成果をレビューするという発想は遅くともこの時点から出ていたことになる。

その後、第2次計画の始動に向け、徐々に動きは活発になったようである。宮島学長体制となったあとに初めて開催された同月6日の学副会議のメモによれば、企画調査室の人事について、「室長および室員・委員の補充を早急に行いたい。将来計画と共に、これまでの事業の評価ができるような人材がほしい¹⁴」とあり、第2次計画策定の意欲がうかがえる。その結果、鈴木博雄教育学系教授が企画調査室長となり、室員に高橋穰二応用生物化学系教授、委員に司馬正次社会学系教授と滝田斉臨床医学系教授が加わることとなった¹⁵。

同年12月9日の学副会議では、長期計画委員会が学長、副学長、企画調査室員全員及び事務局長のメンバーで12月23日に開催することが決められた¹⁶。同委員会で何が話し合われたのかは明らかではないが、翌年2月24日の学副会議で長期計画の策定に向けた「アンケート調査」の実施が議題にのぼっている¹⁷。恐らくはこのことと関連があると思われる。また、宮島学長は昭和52年(1977)9月8日の参与会

11 「学長退任のあいさつ」、筑波大学アーカイブズ所蔵「筑波大学評議会議事録 昭和51年度」2017総総4。

12 「筑波大学の現況」、同上「筑波大学参与会議抄録 昭和50年度・51年度」2017総総122。

13 昭和51年9月2日付、同上。

14 昭和51年9月6日付、同上「筑波大学学長・副学長会議記録 昭和51年度(7月-9月)」2017総総51。

15 昭和51年9月30日付、同上。

16 昭和51年12月9日付、同上「同上(10月-12月)」2017総総52。

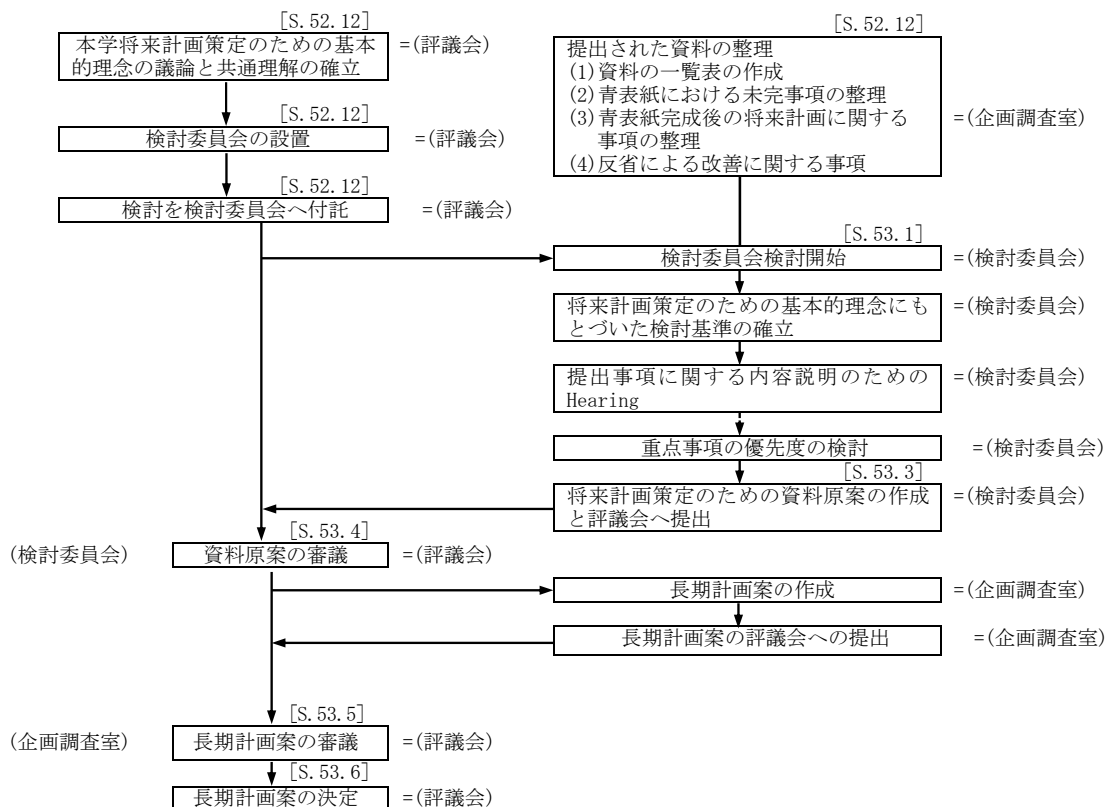
17 昭和52年2月24日付、同上「筑波大学学長・副学長会議記録 昭和51年度(1月-3月)」2017総総53。

で「いわゆる第二次計画を立案したい¹⁸」と表明し、参与から意見を聴取する機会も持った。アンケート調査や参与からの意見聴取などを通じ、少しずつ問題点を整理する手法を採ったようである。

同年12月22日の評議会において、宮島学長から「将来計画の策定資料整備及び将来計画策定について検討する委員会」の設置についての提案が出された¹⁹。本格的な立案のまえに検討を進めるための委員会であり、ここでは便宜的に検討委と呼ぶことにする。具体的な工程表（【表4】参照）も提出されており、計画の策定に意欲的であることがわかる。検討委は「学群・学系等から提出された将来計画の策定資料を整理することを任務」とし、企画調査室長を委員長とする体制で進められることが同日の評議会です承された。翌年1月26日には、早くも「学群・学系等から提出された将来計画の策定資料」を整理したものが評議会に出され、宮島学長から「資料を土台に意見を出してほしい、今後の取り扱いとしては、当面、今までどおり企画調査室を中心に学内の意見を聞きながら、全学的観点でもう少し問題点を整理したい²⁰」という趣旨の発言があった。

しかし、将来計画を策定するうえで懸念の一つとなったのは、予算の問題である。昭和53年（1978）5月19日の参与会では、予算措置のあり方が議論となった²¹。同日の参与会において、大学側は「予算等

【表4】 青表紙以降の将来計画に関する資料整理と将来計画策定のフローチャート



昭和52年12月22日における評議会の配付資料（筑波大学アーカイブズ所蔵「筑波大学評議会議事録 昭和52年度」2017総総5）から作成。

18 昭和52年9月8日付、同上「筑波大学参与会議抄録 昭和52年度・53年度」2017総総123。

19 昭和52年12月22日付、同上「筑波大学評議会議事録 昭和52年度」2017総総5。

20 昭和53年1月26日付、同上。

21 昭和53年5月19日付、同上「筑波大学参与会議抄録 昭和52年度・53年度」2017総総123。

の面でも特別に考えていただかないと、短期間に成果をあげることは、非常にむずかしい、また、青表紙以降の計画についても、他の国立大学と横並びであると先導的発展が困難」と予算面での働きかけを参与に要請している。さらに大学側は、「本学を80余の国立大学の一つであると位置付けるのか、それとも、先導的試行のモデル大学として位置付けるのかの問題である、今後とも後者の認識で政府当局に措置してもらいたいとも要望した。対する参与側の意見として、「概算要求についても、これをこうしてほしいという、具体的な内容を示してもらわないと、関係省庁等に働きかけようがない」や「青表紙の大筋については、文部省も理解してきたが、それも終りにきているので、青表紙の次の計画をつくる必要があるのではないか」といった意見が出た。

同年6月29日の評議会において、鈴木企画調査室長から「将来計画の策定について（中間的まとめ）」（【表5】参照）が提出され、「関係審議会等でも検討願ひ、また、個々にも意見を出してほしい旨の発言があった²²」とある。同資料に示された将来計画の策定目的は、実現した開設全体計画をレビューすること、青表紙に代わる新しい目標を設定することが掲げられている。そして、将来計画については、昭和55年度から開始する5か年間の短期的計画、短期的計画終了後の長期的計画に分けることが示された。将来計画への道筋が立ったことを受け、同年9月28日の評議会で策定のための委員会を設置することが提起され、次回に諮られることとなった²³。

【表5】 将来計画の策定について（中間的まとめ）（抄）

将来計画の策定について（中間的まとめ）	
	企画調査室長 鈴木博雄
一 基本の方針	
(1) 建学の理念を拡充する方向で考える。そのためには、	
a) 青表紙のレビューをして、そこから拡充すべき方向や、ひずみを是正すべき事項を明らかにする。	
i 既設の施設設備の効率的利用を図る。	
ii 運営面の合理化を進めることで、肥大した体質を改善する。	
iii 教官を雑務から解放し、研究と教育に専念させる。	
iv 研究学園都市内の諸研究機関との共同研究、人的物的施設の共同利用を図る。	
b) 青表紙に代わる新しい目標を設定するべきである。	
(2) 本学に課せられた社会的責任を具体的に達成するという現実的な観点から将来計画を策定する。	
(3) 将来計画は長期的計画と短期的計画との二つに分けて考える。当面は短期的計画を中心に考える。	
a) 短期的計画は昭和55年度より5ヶ年間の計画とする。	
長期的計画は5ヶ年計画後の計画を指す。長期的計画は5ヶ年計画の実施に際して、毎年度年次計画の策定の際に必ず見直しをしながらつくりあげて行く。	
二 手順	
(1) 6月末 将来計画の策定について（中間的まとめ）提示	
(2) 7月～9月 ・中間的まとめについて学内で検討	
・アンケート調査	
・提出された将来構想の個別的検討（7月～11月）	
・将来計画懇談会での意見交換	
(3) 10月中旬 5ヶ年計画に関する第一次案を提示する	
(4) 10月中旬～11月 ・第一次案についての学内検討	
・提出された将来計画案の個別的検討	
(5) 12月 将来計画案の提示	
三 将来像を検討する際に考えなければならない条件〔略〕	
四 将来計画の大綱を策定する際に選択すべき事項〔略〕	

昭和53年6月29日における評議会の配付資料（筑波大学アーカイブズ所蔵「筑波大学評議会議事録 昭和53年度」2017総総6）から作成。

22 昭和53年6月29日付、同上「筑波大学評議会議事録 昭和53年度」2017総総6。

23 昭和53年9月28日付、同上。

ここまで、第2次計画策定の準備過程を検討してきた。次節からは将来計画委員会が設置され、第2次計画策定が本格化した過程を検討する。

3. 将来計画委員会設置と「第2次5か年計画の基本方針について」

昭和53年（1978）10月26日、評議会で将来計画委員会（以下、将計委）の設置が承認され、将来計画の原案作成が本格化した（【表6】参照）。企画調査室主導ではなく、将計委を新たに設けるかたちを採ったのは、全学的な共通理解としての将来計画を策定したいという考えがあったためと思われる。将計委の工程表（【表7】参照）によれば、同年12月に原案の中間報告をすることになっており、計画は煮詰まりつつあったことがうかがえる。第1回将計委は同年11月9日に開催され、宮島龍興学長も出席するなか、委員長に福田信之副学長、副委員長に高橋進附属図書館長が選ばれた²⁴。いずれも開学当初から長期計画に携わってきた人びとである。企画調査室員は委員や幹事として引き続き関与した。

同年12月21日の評議会において、福田委員長から「『筑波大学の基本構想』（試案）作成の趣旨」（以下、趣旨）と「筑波大学の基本構想（試案）」（以下、試案）が提示された²⁵。福田委員長はその場で2つの資料を「中間報告ではなく経過報告的なもの」と説明している。趣旨のほうでは、「本学建学の理想を明確にし、今後のあり方を方向づけるため」に基本構想の試案を作成したとうたっており、「最終的には、全学的共通理解にもとづく本学の基本指針としてとりまとめ、それによって実施状況を点検し、将来計画を立案するための基礎としたい」という展望が述べられている。一方の試案は、目次も備えられ、内容的にもちの茶表紙の素案に当たるものである。

注意しておきたいのは、筑波新大学の計画段階で提出されてきた『筑波における新大学のビジョン』や白・黄・青表紙と異なり、試案（茶表紙）は当初から将来計画そのものと考えられていなかったという点である。前述したように、試案はあくまでも「実施状況を点検し、将来計画を立案するための基礎」であった。同じ色表紙シリーズであり、そのうえ「ポスト青表紙」と銘打たれていながら、茶表紙（試案）は異なった性質を有していた。

第2次計画は基本的な方向性が示されたが、翌年1月25日の評議会で方針の変更が報告された²⁶。すなわち、福田委員長は、将計委で昭和56年度から5か年計画ではじめる短期的計画を中心に策定することを決め、長期的計画は「検討課題」となり、実質的に後退したのであった。また、前掲した「将来計画の策定について（中間的まとめ）」では、短期的計画を昭和55年度から5年間としていたため、1年間の後ろ倒しとなったことになる。第2次5か年計画という考え方はこの時期から前面に出てきた。

工程表で前年12月に提出となっていた中間報告が出されたのは、昭和54年（1979）5月31日の評議会であった。席上、福田委員長は評議員に意見・要望を求め、それをもとに必要な修正を加えることとした。このように予定が遅れたのは、折りからの第2次石油危機と無関係ではないと思われる。その頃、学内でも省エネ対策の協力要請²⁷がなされ、あるいは室内灯を改造する試み²⁸もあった。エネルギー情勢の不安感は概算要求にも影響を与えていたのではないかと考えられる。

同年9月27日の評議会ではレビューへの言及がある。福田委員長は「5年間のレビューについては、

24 『速報つくば』No.182、昭和53年（1978）11月14日。

25 昭和53年12月21日付、筑波大学アーカイブズ所蔵「筑波大学評議会議事録 昭和53年度」2017総経6。

26 昭和54年1月25日付、同上。

27 昭和54年6月28日付、同上「同上 昭和54年度」2017総経7。

28 昭和54年9月27日付、同上。

従来の大学との比較に重点をおいてレビューしてもらいたい²⁹⁾と述べた。「従来の大学との比較」というところに新構想大学としての成果がどこまで挙げたのかを強調しようとする意図がうかがえる。

同年11月15日の第22回将計委において、第2次5か年計画の基本方針が決定され、その翌週22日の評議会に報告された。同日の評議会で配られた「第2次5か年計画の基本方針について³⁰⁾」によれば、その基本方針は2つ掲げられている。すなわち、「本学の教育・研究組織の特色を活用して、基礎的な教育・研究を充実するとともに、他大学では実現し得ないもので、特に今後、長期的に我が国の社会的ニーズに対応し得るもの」と「我が国の国際化に伴い、教育・研究の国際的交流を推進するに値するもの」の2本柱である。筑波大学ならではの持ち味を推進し、なおかつ「社会的ニーズ」を意識しており、他大学との差異を示そうとするところに予算獲得のための説得に資しようとする意図がうかがえよう。このような考え方は、次に掲げる将計委員の阿南成一の論説でもあらわれている。なお、阿南は第4代学長・阿南功一の双子の兄弟である。

したがって、将来計画を考えるに当たっても既存の部局の組織の量的拡大は、過去の実績に対するこのきびしい自己点検を経た上でのよほど説得的内容を持つにいたったものに限られることになるであろう。言うなれば、将来計画は総花的ではなく、特色あるものを中心に進めて行かざるをえないのである。³¹⁾

【表6】 将来計画委員会の設置について

1 性格

将来計画委員会（以下「委員会」という。）は、評議会の下に置き、本学の将来計画の原案作成に当たる。

2 構成

(1) 委員会の構成は、次のとおりとする。

ア 副学長 1人

イ 人事委員会、財務委員会及び各審議会の委員のうち評議員であるもの 各1人

ウ その他の評議員 若干人

エ 企画調査室長

(2) 委員会に、次に掲げる幹事を置く。

ア 企画調査室員

イ 事務局次長

(3) 所掌事項

委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 将来計画の基本方針の企画立案

(2) 本学の基本構想の実施状況に関するレビュー

(3) 短期計画の大枠の策定（特別プロジェクト研究組織、センター、教員、学生定員、施設等の適正基準の検討）

(4) 重点項目の決定並びに短期計画及び長期計画の振り分け

(5) 短期計画の年次別計画の立案

(6) 長期計画の基本構想の立案

4 原案作成の手続

将来計画の原案作成の手続は、次のとおりとする。

(1) 将来計画の素案は、各審議会等との緊密な関係のもとに、企画調査室が作成する。

(2) 企画調査室は、作成した素案を委員会に提出する。

(3) 委員会は、昭和53年11月から素案の実質審議を開始し、12月の評議会において中間報告を行う。

(4) 短期将来計画案は、昭和54年3月までに完成させ、昭和55年度分については概算要求の作業と整合性を図る。

昭和53年10月26日における評議会の配付資料（筑波大学アーカイブズ所蔵「筑波大学評議会議事録 昭和53年度 2017総絵6）をもとに作成。

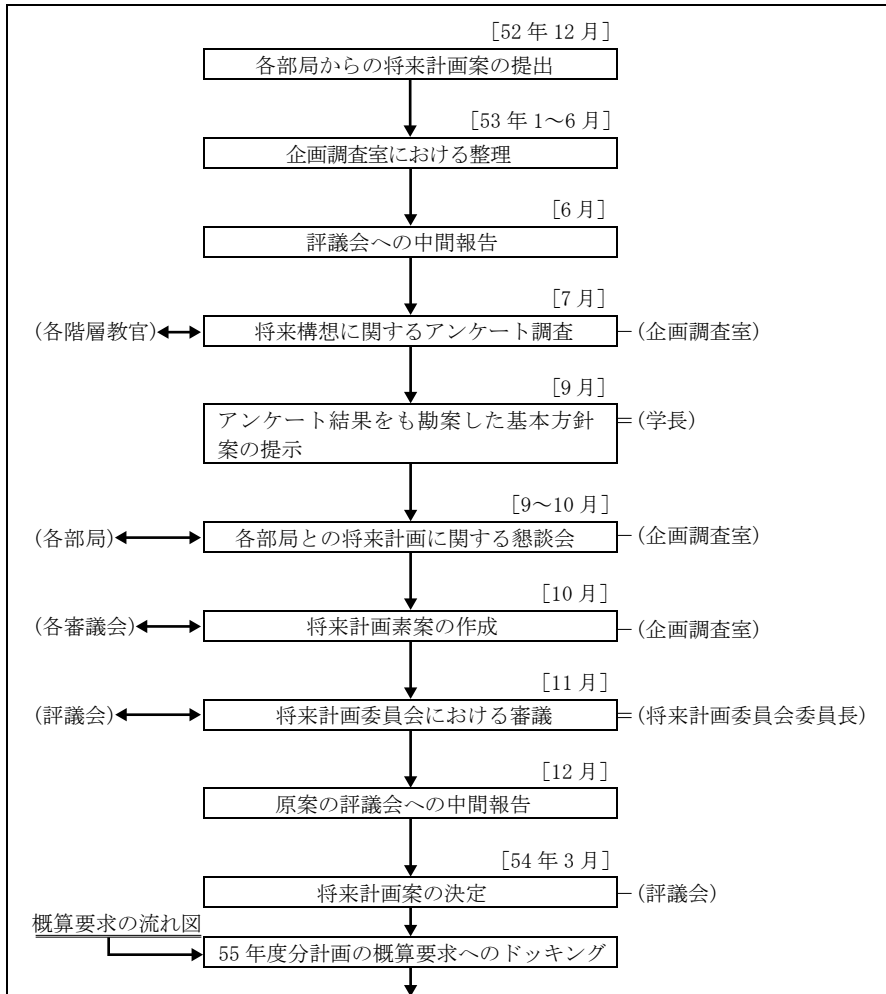
29 同上。

30 「第2次5か年計画の基本方針について」、昭和54年11月22日付、同上。

31 阿南成一「未来を見つめ将来計画を」『筑波大学新聞』第38号、昭和54年11月16日付、第2面。

第2次5か年計画の基本方針が示され、昭和55年（1980）に入ると茶表紙の完成も目前に控えるに至り、宮島学長は年度末での辞任を表明した。宮島学長は、「筑波大学建設の第1次計画はほぼ達成し、次期計画についても見通しがもたれるようになり、課せられた任務は今年度中にほぼ果たすことができると思う³²」という趣旨のことを述べ、新年度から新体制で臨むことを希望したのであった。第3代の学長となったのは、将計委の委員長を務めていた福田である。

【表7】 将来計画案作成のフローチャート



昭和53年10月26日における評議会の配付資料（筑波大学アーカイブズ所蔵「筑波大学評議会議事録 昭和53年度」2017総総6）をもとに作成。

4. 「茶表紙」と「7周年レビュー」の完成

昭和55年（1980）2月、茶表紙と呼ばれる『筑波大学の基本構想』が発行された。茶表紙の学内にお

32 昭和55年1月24日付、筑波大学アーカイブズ所蔵「筑波大学評議会議事録 昭和54年度」2017総総7。

ける位置づけは、学内の共通理解を具体化したものとしてのそれであり、将来計画の基礎となるべきものであった。

ところで、茶表紙には「建学の理念」が掲載されている。「建学の理念」自体は開学当初から大学発行の『筑波大学年次報告書』・『学生便覧』・『筑波大学概要』などでも掲げられてきた³³。しかし、それぞれの媒体で表現がまるで異なっており、新大学建設に携わってきた人びと以外からすると混乱をきたすものであった。また、学園祭問題が猖獗を極めていた当時においては「建学の理念」に基づいた実施を呼びかけていたこともあり、その明確化は課題の一つであったと考えられる。

上記のような問題を受けてであろう。同年5月22日の評議会において、「建学の理念」の文章表現を茶表紙のものに統一することが決められた³⁴。評議会における決定は、茶表紙がそれだけ学内の共通理解を得たものと認識されていたことを意味している。

将計委で作成された計画は、どのように反映されていったのであろうか。基本的には、年度ごとの概算要求の過程でその実現が図られた。同年6月26日の評議会では、概算要求の策定は前年に決定した「第2次5か年計画の基本方針について」に基づき、さらにそれを財務委員会で検討するという手順を踏んだという説明がなされている³⁵。もっとも、同日の評議会では、福田学長から「今後文部省との折衝の過程において若干の修正もあり得る旨説明があつた」とあり、さらに続けて松浦悦之副学長から財務委員会に省エネルギー特別小委員会を設置することが報告され、予算面での不安は常につきまっていたようである。

同年12月18日の評議会においては、「昭和57年度概算要求の取扱いについて」が報告され、松浦副学長から「将来計画委員会策定の基本方針を尊重しつつ、開学10周年記念事業との関連をも考慮して作成することを基本方針としたい」という説明がなされた³⁶。将計委の基本方針は、毎年度の概算要求に反映されるという手続きが定まっていた。ここに至り、将計委は同日付での解散が承認され、残されたレビューについては企画調査室がまとめの作業を行なうことが福田学長から説明された。

翌年1月22日の評議会では、企画調査室によるレビューのまとめ作業は最終段階に入ったとみえ、レビューを3月に報告することが説明された³⁷。また、続けて、「第2次5か年計画の基本方針について」や将計委における審議結果を今後の概算要求や開学10周年記念事業で十分反映させたいという企画調査室長からの説明が了承されたのであった。そして、予定通り3月に7周年レビューと呼ばれる『筑波大学の創設とその実績について—実施状況のレビュー—』が発行された。

おわりに

本稿では、筑波大学アーカイブズ所蔵の「評議会議事録」・「学長・副学長会議記録」・「参与会議抄録」などを用いつつ、第2次計画策定の意思決定過程を明らかにしてきた。

筑波大学の長期計画は、開学当初から福田副学長と企画調査室のラインによって、第1次石油危機に伴う経済事情の悪化を背景とする予算節減に見舞われながら、問題点の検討が重ねられた。青表紙の開

33 「建学の理念」に関しては、『創基百五十二年筑波大学五十年史 史料編 下巻』（237～240頁）に関連史料が収録されているので御参照いただきたい

34 昭和55年5月22日付、筑波大学アーカイブズ所蔵「筑波大学評議会議事録 昭和55年度」2017総経8。

35 昭和55年6月26日付、同上。

36 昭和55年12月18日付、同上。

37 昭和56年1月22日付、同上。

設全体計画の完成を控えた昭和52年（1977）に至り、企画調査室を中心とする「ポスト青表紙」の策定作業が活性化した。その後、新しい計画策定の中心は、企画調査室ではなく、新たに設置された将計委に移った。それは、将来計画についての全学的な合意形成を醸成する考えが背景にあったとみられる。全学的な共通理解としての将来計画を策定するため、参加会やアンケート調査などで得られた意見も徴されていた。

組織上の中心は将計委に移ったとはいえ、人的な構成としては開学以前からの新大学立案者や企画調査室が主導的であった。そこには、新構想大学のあり方を理解しているのは、計画段階から携わっている教員に限られていたという実情があったと思われる。東京教育大学以外から移ってきた教員も多く、事務局のほうは数年で人員が転出してしまいう問題があった。そのため、結果的に将計委は新構想大学の建設段階から携わってきた人びとが目立つこととなる。また、鈴木博雄によれば、「泣く子も黙る鬼の企画調査室」時代³⁸があったというから、企画調査室としてもかなりの自意識のもとで職務を遂行していたことがうかがえる。

将計委のもと、第2次計画のために『筑波大学の基本構想』と『筑波大学の創設とその実績について—実施状況のレビュー—』がつくられた。もっとも、肝心の第2次計画そのものは、経済事情の悪化のために尻すぼみとなり、「第2次5か年計画の基本方針について」というまとめを毎年度の概算要求の資料とする措置が取られるに留まったのであった。例を示せば、第4学群構想が国際関係学群構想となり、最終的に第3学群のなかの国際関係学類として日の目を見たことは、第2次計画の収縮を物語っている³⁹。

しかし、草創期筑波大学における将来計画の策定は、新構想という理念の全学的な再共有が図られた点で特別な意味を有していたといえる。「建学の理念」が茶表紙掲載のものに統一されたのは象徴的である。新構想大学を現在に通ずる軌道に乗せたのは、新大学立案者を中心に行なわれた継続的な制度設計であった。

38 鈴木博雄「企画調査室の思い出」、筑波大学十年史編集委員会編『回顧篇・筑波大学十年史』筑波大学・総務部総務課、昭和59年（1984）、60頁。

39 第4学群構想と国際関係学類設置に関しては、『創基百五十一年筑波大学五十年史 史料編 下巻』（829～833頁）に関連史料が収録されているので御覧いただきたい。

三浦周行が視察した海外アーカイブズ（上）

筒井弥生

1. はじめに

三浦周行（みうらひろゆき：1871-1931）は大正11（1922）年、京都帝国大学教授として官命により欧米に出張した。5月7日京都を出発、神戸から箱根丸に乗船、12月25日に帰国した¹。出発以前に比して見違える程肥満した元気に満ち満ちた姿²だったという。

世界大戦後の欧米諸大学の史学の研究および教授の状況と大戦の国家社会に及ぼした影響観察を目的とし、フランスのパリを三度、イギリスのロンドン、オランダのライデン、ハーグ、ドイツのベルリン、ライプチヒ、オーストリアのウィーン、イタリアのベネチアとローマ、そしてパリ、イギリスから出発前の予定にはなかったアメリカに渡り、ワシントン、ニューヨーク、ニューヘブーン、ボストン、シカゴ、カリフォルニア州と回って、イギリスのロンドン、ケンブリッジ、オックスフォードを訪問した。

この欧米での体験を講演³、雑誌に報告等を載せた。これらと書き下ろしをまとめたものが大正15（1926）年刊行の『過去より現代へ：欧米観察』⁴である。『史林』に何度か掲載された「欧米の古文書館」⁵が「古文書館」という章となっている。図版が増やされるなどしている。

三浦のこの書籍と『史林』掲載記事の間に三井文庫による写本がある。安澤秀一が、以前、三浦周行の『欧米の古文書館』を文部省史料館⁶で読み、そこにはジェンキンソン⁷との出会いが書かれていると述懐していた。国文学研究資料館の所蔵資料に『欧米の古文書館／[三浦周行著]』があり、その書誌には、墨書写本／書名は題簽による／和装、袋綴、四つ目綴じ／印記：「三井文庫」／朱書識語あり／『史林』第9巻（大正13年刊）第1号、第2号、第4号、第10巻（大正14年刊）第1号掲載／大正14年2月

-
- 1 勝田勝年「三浦周行博士の生涯 - 五十年忌を前にして [含年譜]」『國學院雑誌』82巻4号、1981年4月、p.95。勝田勝年は母が三浦の姉。
 - 2 中村〔直勝〕「新刊案内●欧米観察過去より現代へ」『歴史と地理』第18巻3号、1926年9月、p.89-90。書籍の定価三、八〇とある。
 - 3 入山洋子「〈資料紹介〉西田直二郎日記（2）」『京都大学大学文書館研究紀要』19号、2021年3月。西田直二郎は京都帝国大学国史科の一期生。大正11（1922）年12月に留学から帰国、ちょうどこの時期の日記が紹介されている。これによると三浦は、大正12（1923）年12月1日の読史会で欧米の古文書館について話している。京都大学大学文書館には西田の書簡も所蔵されていて、ベルリン滞在時の三浦の礼状も含まれていることが目録からわかる（西田直二郎関係資料書簡 I-910）。
 - 4 三浦周行『過去より現代へ：欧米観察』内外出版、1926。第三版は1929年刊。国立国会図書館デジタル化資料として公開され、全文検索も可能である。
 - 5 三浦周行「〈雑纂〉欧米の古文書館（上）」『史林』第9巻1号、1924年1月、「〈雑纂〉欧米の古文書館（中の一）」『史林』第9巻2号、1924年4月、「〈雑纂〉欧米の古文書館（中の一）」『史林』第9巻4号、1924年10月、「〈雑纂〉欧米の古文書館（下）」『史林』第10巻1号、1925年1月。
 - 6 国文学研究資料館の前身でもある文部省史料館は文部省が三井文庫から土地・建物を購入して開館した。文庫の収蔵資料もそのままであったが、十年余の交渉の末、図書は折半する覚書が交わされた。参考：国文学研究資料館 史料館文書 A1-353から A1-387。
 - 7 Hilary Jenkinson. 参照：Geoffrey Yeo, "Sir Hilary Jenkinson", *Encyclopedia of Archival Writers, 1515-2015*, Rowman & Little Field, 2019, pp. 319-323.

1日謄写／校訂：栄謙太郎とある（請求記号は018.2：1資料番号1001021500）。実際に閲覧してみると、三井文庫の印が入った表装で、和綴じ、墨書手書き楷書、本文は下げられていて、上部に小見出しがあり、綴りのままのところは、カタカナに改められ、原文の引用は翻訳文に置き換えている。最後のページには、この謄写本が大正14年の南家三井高陽のドイツ留学に際して作成され、さらに昭和8年北家三井高緯英国留学に際して副本が作成されたことが記されている。目次と著者見学の欧米の古文書館が加えられ背には三浦文学博士海外巡視実録とあり、仏パリ 国民古文書館附パリ古文書学校／英ロンドン記録局／蘭ハーグ国立古文書館／独ベルリン 国立古文書館／伊ベネチア 国立古文書館／伊ローマ バチカノ法王庁古文書館／米ワシントン 議院図書館文書部／英ロンドン 大英博物館写本部／英オックスフォード ボードレアン図書館／英ケムブリッジ コルプスクライスト大学図書館／米ワシントン カーネギー学院史料蒐集部／米ボストン マサチューセッツ史学会附属図書館とある。

『過去より現代へ：欧米観察』の目次は、欧米の史風／史学研究室／古文書館／博物館／史的遺物の保存／地方史会／史学専門雑誌の経営／大学の夏期講演／大学教授及び学生々活／ケンブリッジでの日記から／セファール教授と故アダムス教授／ムッソリーニ氏と語る／スパイ／書肆／国民的信仰である。このうち既に発表したものとして、「最近の欧米の史界管見」「欧米の古文書館」「Schäfer 教授と故 Adams 教授」（『史林』）「欧米の国民的信仰」「欧米に於ける学生々活」（『太陽』）「欧米政界のムッソリーニと語る」（『大阪朝日新聞』）がある。

本稿は、『過去より現代へ：欧米観察』第三版所収の「古文書館」に取材し、百年前に三浦周行が観察したアーカイブズとアーキビストを、各国ごとに再構成し、アーカイブズの営みを考察する試みである。アーカイブズ学では、戦前に欧米の古文書館を紹介した、として必ず取り上げられる文献であるが、その内容への言及は少ない。ここでは、三浦の観察や出会った人物、引用文献を確認して、より具体的なものとし、現代のアーカイブズをも視野に入れて案内したい。原則として、原綴のままのところが多いので、三井文庫に倣い、筆者によるカタカナ読みにし、日本語仮訳を入れ、その部分には初出のみ下線を施す。原綴と追加情報は注記におく。読み易くするため、新字・現代仮名遣いに改める。人物については、姓のみの記載であるので、人物辞典等で情報を収集、できる限り、フルネームとその生没年を記し、文献等については、オンラインで公開されているものを探した。

アーカイブズ界での言及として、「アーカイブズについての歴史、史料の蒐集、施設、史料の保存および修復方法、パリの *École des chartes*⁸での教育内容、整理方法、閲覧や展示などの利用者普及業務などを記載しており、戦前のアーカイブズ見聞記の中でももっとも詳細なものである」としている青山英幸⁹、「三浦周行による欧米アーカイブズの紹介」を3ページ以上にわたって記し、「各項目の記述からは、三浦の欧米のアーカイブズに対する正確な理解と日本の現状に対する的確な把握が読み取れるが、帰国後詳細な内容の旅行記が刊行されたにも関わらず、日本にこのアーカイブズ制度が普及しなかったのは、残念なことであった」としている渡邊佳子¹⁰の論考を挙げる。また、小川千代子はその論文¹¹で、以下に挙げる三浦の「アルカイヴの本質」を全文引用している。

三浦が観たアーカイブズのリスト作成に先立ち、三浦の略歴と「古文書館」の内容を簡単に紹介する。

8 *École des chartes*, <https://www.chartes.psl.eu/en>. エコール・デ・シャルト、古文書学校と訳される。

9 青山英幸「〔解説〕欧米アーカイブズの紹介」『日本のアーカイブズ論』岩田書院、2003、pp.58-59。

10 渡邊佳子『近代日本の統治機構とアーカイブズ 文書管理の変遷を踏まえて』樹村房、2021、p.234。

11 小川千代子「『アーカイブ』の流転・展開・拡張」『藤女子大学文学部紀要』54号、2017。

2. 三浦周行の略歴

三浦周行の生涯は簡単に紹介すると、次のようである¹²。明治4(1871)年6月4日 三浦周行は父正祐・母タマの長男として出雲国鳥根郡に生まれた。鳥根県松江師範学校附属小学校、鳥根県尋常中学校で学んだ後、東京英和学校(現・青山学院)に進んだ。明治23(1890)年9月、帝国大学文科大学撰科に入学、栗田寛(1835-1899)、三上参次(1865-1939)、ルードウィヒ・リース(1861-1928)¹³、久米邦武(1839-1931)らに学び、明治26(1893)年帝国大学国史科を修業する。明治28(1895)年4月史料編纂所に勤める。やがて國學院大學法科、東京帝国大学で授業を担当する。明治38(1905)年、史料編纂官に任ぜられる。明治40(1907)年、京都帝国大学文科大学に史学科が開設、国史学講座が置かれ、国史材料蒐集ついで京都帝国大学文科大学国史学講師を嘱託される。明治42(1909)年5月京都帝国大学教授に着任、10月博士号を授与される。大正9(1920)年、『法制史之研究』によって帝国学士院の恩賜賞を授与される。大正11(1922)年、欧米へ出張、昭和6(1931)年7月京都帝国大学を退官、名誉教授の称号を受けるも同年9月6日胃を病んで61歳で没した。

京都帝国大学に赴任してからの三浦は、『史林』を創刊、編集を務め、読史会をはじめするなどに加え、史料の探索蒐集保存も行なっている。近衛家の文書は三浦が仲介して京都帝国大学に寄託(のちに解除)とした。京都大学総合博物館の古文書は、三浦が所属した文学部国史学研究室のコレクションを引き継いだもので、古記録も含めると5万点以上に及ぶ。三浦は堺市の市史編纂も行なっている。

三浦の著作には、単著、共著のほか大変な数の雑誌論文や講演録がある。『鎌倉時代史』(1916年)、『法制史の研究』(1919年)、『続法制史の研究』(1925年)、『日本史の研究』1・2・新輯(1922、1930、1982年)が主著とされ、著作は米議会図書館、大英図書館等にも所蔵されている。

3. 『過去より現代へ：欧米観察』「古文書館」の内容

「(欧米の)古文書館」の内容は、①アルカイヴの本質②アルカイヴの成立③マヌスクリプト・デパートメント④古文書の蒐集⑤古文書の保存⑥古文書の利用で構成される。各項目の古文書館の機能を紹介するのに、具体的に各館の事例を提示している。各館別にリスト化する4章では、記述箇所を示すのに、この番号を使用する。

ところで、上記のように、古文書館の視察だけが目的ではなく、博物館も訪問しているし、そもそも大学の視察に重点がおかれている¹⁴。重要なことは、官命で、帝国大学教授また博士の肩書をもって、

12 次の文献を主に参照した。勝田勝年『三浦周行の歴史学』柏書房、1984 / 「修学期の三浦周行博士—青年史家の刻苦精励の記録」『國學院雑誌』82巻7号、1981年7月 / 「本会評議員三浦周行計」『史林』第16巻4号、1931年10月 / 京都大学百年史編集委員会『京都大学百年史総説編』1998、京都大学後援会 / 京都大学附属図書館『京都大学附属図書館六十年史』京都大学附属図書館、1961など。

13 Ludwig Riess. 1887年から1902年の雇用。『史学会雑誌』5号(明治23年4月)に「史学会雑誌編纂に付て意見」を發表、雑誌 *Archiv* (ドイツ)、*Reports of the Royal Historical Manuscripts Commission* (イギリス)に言及する。三浦はベルリン訪問時にリースを自宅に訪ねている。

14 博物館は、フランスのルーブル美術館、ベルサイユ、カルナバレ美術館、ギメー美術館、イギリスの大英博物館、ナショナル・ギャラリー、ビクトリア & アルバート博物館、フィッツウィリアム美術館、オランダのライデン博物館、ドイツのベルリンのフリードリヒ皇帝博物館、ライプチヒ(市歴史)博物館、アメリカのボストン美術館、マサチューセッツ史会とあればその友の会や協会、大学は、ロンドン大学、ライデン大学、ベルリン大学、ハンブルグ大学、ライプチヒ大学、ミュンヘン大学、ケンブリッジ大学、オックスフォード大学、コロンビア

著名な学者による紹介の場合もあり、どの館でも館長クラスが対応していて、非常に親しい関係になったように見受けられる。

後日談として、1930年、すなわち三浦自身が死去する前年発行の『史林』の記事¹⁵では、この視察旅行を懐かしむとともに知人の消息を述べている。

イタリアでは通訳を必要としたが、フランス語、英語、ドイツ語については、不自由なくコミュニケーションをとっていたようだ。英語を十代で学んでいたこと、東京帝国大学でリースについたこと、日頃から最新の海外文献に接していたことなどがそのような三浦をつくりあげたのだろう。旅行中も大変精力的に活動している。

3.1 アルカイヴの本質

ここでは、ジョンソン (1870-1961)¹⁶による定義、三井文庫本の訳によると「アルカイヴとは現在では最早使用されない古文書の一団又は数団をいう。斯くの如き集団は本来、事務執行の道次からして、遂には一個人又ハ官署の一部局の許に蒐集蓄積せられたものであって、此文書を作成した官署の組織や歴史を示しながら、文書其者が全組織を構成する。保管の引継ぎ移管は毫も此定義にハ影響しない。」が紹介されている。これはジョンソンの著書『文書の手入れとアーカイブズの管理』¹⁷にある。

三浦はまず、「史学の研究上に利用されて他大な寄与をなすつゝある諸機関の一つとしてアルカイヴ (archive) がある」と述べ、古文書館はその訳語であるが、我国にはまだ設けがなく、稀に類似するものがあったとしても少数の関係者に独占されていることを遺憾としている。そして一部の史家からその設立の希望を發表されたこともあるが、自分が親しく視察した結果として、いわゆる“アルカイヴ”(“ ”は著者による)なるものの本質が我国には未だ十分に理解されていないことに思い当たる。この機関としての“アルカイヴ”が古文書館を設立しようとしている歴史家にも正しくは理解されていない、と指摘している。ここで思い起こすのが「古文書館設立の必要」¹⁸を著した黒板勝美である。明治41 (1908)年から2年間で欧米各国を訪問した。岩生成一 (1900-1988)による¹⁹と万国エスペラント大会などに参加しつつ諸国を巡り、この旅行について明治44 (1911)年『西遊二年欧米文明記』²⁰を著した。黒板が視察した古文書館はフランスのアルシーブ・ナショナルであり、このほかドイツ、オーストリアを挙げている。英国の記録局やイタリアの古文書館も紹介している。

三浦は、ジョンソンの定義を示して、これを穏当なものとして、至るところの官公署とこれに準ずる

大学、エール大学、ハーバード大学、シカゴ大学、カリフォルニア大学、スタンフォード大学などである。

- 15 三浦周行「<雑纂>欧米史界の思出」『史林』15巻4号、1930年11月。訃報に嘆くなかで後出のラングロア館長、ギルソン部長について詳述している。
- 16 Charles Johnson は、アーキビストで歴史家。三浦はイギリス現代の古文書学者と紹介している。Oxford Dictionary of National Biography (以下 ODNB) によると、オックスフォード大学トリニティ・カレッジを卒業して1893年 PRO に入る。ヒラリー・ジェンキンソンとの共著もある。
- 17 Charles Johnson, *The care of documents and management of archives*, Society for Promoting Christian Knowledge, 1919, p.8, <https://archive.org/details/careofdocumentsm00john>. 原文: Archives consist of one or more groups of documents no longer in current use, each group of which has accrued in the custody of an individual or a department in the ordinary course of business, and forms an organic whole, reflecting the organization and history of the office which produced it. The subsequent transfer of such custody does not affect the definition.
- 18 黒板勝美「古文書館設立の必要」『歴史地理』8巻1号、1906。
- 19 岩生成一「黒板先生の海外旅行」黒板博士記念会編『古文化の保存と研究: 黒板博士の業績を中心として』[吉川弘文館]、1953。
- 20 黒板勝美『西遊二年欧米文明記』文会堂書店、1911。

べきところに“アルカイヴ”またはこれに相当するものがある、と述べる。フランスでは、国民古文書館以下AN²¹以外にも、外務省、殖民省、陸軍省、海軍省、司法省、元老院、衆議院、警視庁、セーヌ県及びパリ市、公証役場、オペル・テートル、パリ大学などにもそれぞれにアルシーブはある、としている。

三浦はこのような“アルカイヴ”は日本には存在しないと、その思想がないと喝破している。加えて、史料編纂掛が古文書を蒐集しているのは、その掛でできた古文書ではないので、似て非なるものと指摘している。“アルカイヴ”が一般に公開していること、それゆえ陳列²²されている場合もあること、それは“アルカイヴ”としては、自然に集まった書類の中から選り出されたのである、と明言している。歴史博物館にも当たらないし、ただ古文書を蒐集したものも異なることを指摘している。

3.2 アルカイヴの成立

ここで、欧州における“アルカイヴ”の成立についての歴史を説いている。僧院の領地争いの際に証拠となるべき古文書の真贋を鑑定するため、そして高僧の伝記編纂のため史料の真贋の鑑定を必要としたことから、古文書の学術的研究すなわち古文書学（ディプロマティクス）が発達した。なかでもベネディクト派の高僧マビヨン（1632-1707）²³が教書論²⁴を著した。この学理を応用してパリにあるサン・ジェルマン・デ・プレ僧院²⁵が古文字学（パレオグラフィ）古文書学（ディプロマティクス）に進む学生の養成所となった、と説明がある。

フランス革命によって、寺院などの所領が没収され、その古文書も国家や都市に移管された。もはや、古文書を証拠として訴訟を提起することもなくなって、AN はじめ各種のアルシーブで展覧される。古文書学は法学の補助学科から独立の一学科になり²⁶、パリには古文書専門の学校エコール・デ・シャルトが設立された。この古文書学校については152ページ以下に詳述されている。古文書の応用が歴史の根本的研究上最も重要でことが周知され、それが容易になったことは、18世紀末から19世紀にかけての欧州における史学界の一大進歩と述べている。AN は革命後の1785年の設立であること、その所蔵文書についての紹介がある。

イギリスにおいては、“アルカイヴ”という代りに、パブリック・レコード・オフィス（公記録局）以下PRO²⁷という名称が用いられている。ロンドンとダブリンにある、というが、当時アイルランドは1800年からの植民地支配下であって独立戦争が行われていた。ダブリンのPRO の記録は、1922年にこ

21 Archives Nationales アルシーブ・ナショナル（フランス国立公文書館）1794年設立。参考：<https://www.archives-nationales.culture.gouv.fr/en/web/guest/histoire-de-l-institution>.

22 三浦はここで、Museum が設置されていて、イギリスであれば、ネルソンやウェリントン、フランスであればロベスピエールやボルテールの署名の展示を実例として挙げている。

23 ジャン・マビヨン、『教書論（三浦による）ディプロマティカ』（註24）を著した。

24 *De re diplomatica*, https://archive.org/details/gri_33125008690477. 日本語訳：ジャン・マビヨン著宮松浩憲訳『ヨーロッパ中世古文書学』九州大学出版会、2000。

25 Saint-Germain des Pres. 参考：吉川也志保訳『フランス第二帝政期の帝室図書館と帝国文書館に関する委員会議事録（下）』一橋大学社会科学古典資料センター、2022。1862年4月19日の法令59により、両機関の資料交換に関する方針が定められた。第1条において、帝室図書館から帝国文書館へ移管を命じられた資料は、①古記録庫の目録および、アルファベット順目録、②古記録庫、サン＝ドニ修道院、サン＝ジェルマン＝デ＝プレ修道院、サン＝ヴィクトール修道院、サント＝シャペル、パリ大学、およびセーヌ県における宗教施設で保管されていた記録資料、③シャトレの帳簿、④フランスの聖職者に関する文書、⑤財務関係文書であった。

26 三浦周行『続法制史の研究』（岩波書店、1925）の自序に、欧米諸国歴遊について述べ、パリ大学の講座では、法制史の補助学科としての書誌学・古文書学・古文字学及び金石文学亦その中に含まる、と記している。

27 Public Record Office. 参考：<https://www.nationalarchives.gov.uk/about/our-role/what-we-do/our-history/>. 1838年設立。

の内戦でかなり失われた²⁸。ロンドンにある PRO は各官庁において逐年増加する文書を中心として地方のそれに及び、いずれもその湮滅を避けて将来の参考に資するため1838年制定の「パブリック・レコード・オフィス法²⁹」に拠ってここ PRO に保管することになり、他の機関の保存所にあった文書も PRO で保存されることになった。

3.3 マヌスクリプト・デパートメント

これまで述べてきた“アルカイヴ”が歴史研究にとって有力な材料を提供するものではあるが、“アルカイヴ”の史料だけでは決して充分とはいえない。“アルカイヴ”の史料は公廨に偏っているからとし、先に“アルカイヴ”の定義として引用したジョンソンが執筆した一節³⁰を引用している。「多くの場合、最も重要な資料はまったくのところ、公式の管理下にはない。(仮訳)」³¹

これは、ジョンソンが PRO の案内書に書いていることである。学者が大英博物館以下 BM³²及び個人私有の多くの文書をもってこれを補足する必要があること、殊にエリザベス王朝³³以降においては、歴史マヌスクリプト委員会以下 HMC³⁴の報告や伝記、書簡集等が十分に役立つので、イギリスにおいては至言として信じると述べる。ここで BM の歴史とマヌスクリプト部門を紹介している。ヘンリー八世 (1491-1547) がカトリック教会と断絶、国教会を設立したことは、僧院に保存されていた文書の散逸を招いた。エドワード四世 (1442-1483) が創設した王室図書館³⁵にあったもの、個人コレクターが蒐集した文書が、その起源となっていることが詳述されている。このような手写本や古文書のコレクション、これこそ我一部の学者によって憧憬される古文書館に相当すると指摘する。

個人コレクターのコレクションが、オックスフォード大学ボードリアン図書館やケンブリッジ大学のコーパス・クリスティ・カレッジに収められていることも示した。1550年エドワード六世 (1537-1553) のプロテスタント・コミッショナルスがローマ旧教の教義に傾いた写本や図書を無残にも破棄した、という。

ついで、1859年に多くの有力者が時の首相に価値ある古文書を保存するようビクトリア女王に勧めるよう献議し1869年に委員が任命された HMC について言及する。この事業はのちに PRO に移される。

文書と目録についての記述に、PRO のジェンキンソンが登場する。ジェンキンソンについてはこのあと何度も言及されるが、ここには、PRO を案内し、各館の目録の印刷物の目録を取ろうとした三浦のために、とっさに鉛筆で印刷物の署名、発行者、年代を書いてくれた挿話がある。

ここで、三浦は“アルカイヴ”を第一の古文書館、マヌスクリプト・デパートメントは第二の古文書館とし、自身が観察したもののうち前者は、フランス、パリの AN、イギリスではロンドンの PRO、オ

28 山田朋美「世界の資料館から (3) アイルランドの資料館」『津田塾大学国際関係研究所報』第51号、2016。

29 Public Record Office Act. The National Archives, History of Public Record Act, <https://www.nationalarchives.gov.uk/information-management/legislation/public-records-act/history-of-pra/>, 現行 Public Record Act 1958, <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/Eliz2/6-7/51>.

30 Charles Johnson, *The Public record office*, Society for promoting Christian knowledge, 1918, <https://archive.org/details/publicrecordoff00john/>, p. 47.

31 In many cases the most important materials are not in official custody at all.

32 British Museum, <https://www.britishmuseum.org/>.

33 Elizabeth 王朝 エリザベス一世 (1533-1603) の治世。在位1558-1603。

34 Historical Manuscripts Commission, <https://www.nationalarchives.gov.uk/archives-sector/our-archives-sector-role/historical-manuscripts-commission/>.

35 The Royal Library. The Royal Library and Royal Archives, <https://www.rct.uk/collection/about-the-collection/the-royal-library-and-royal-archives>.

ランダではハーグのライクス・アヒーフ、ドイツでは、シュターツ・アルヒーフ、イタリアではベネチアのアルキビオ・ディ・スタートと、バチカン法王庁のアルキビオである、という。米国ワシントンの議会図書館以下 LC は図書館である³⁶が、議会に関する公文書の蒐集はこれと同一とみなすべきとしている。

BM や LC 各国の図書館、大学の図書館、米国の地方の歴史協会における古文書の蒐集は第二義であって、分けて考えるべきである、この第一義と第二義とでは本質において相違の点があるから混合を避けるべきである、と述べ、四節以下にその区別をして観察したことを叙述する、という。

マニユスクリプトというと、筆者はバチカン図書館や慶應義塾図書館等でデジタル化している中世の写本を想像するが、アーカイブズ学においては、文書のうち、非現用になったこれ以上変わらない状態の組織共有文書をレコードといい、それを評価選別して収蔵施設で管理、公開するようになったアーカイブズに対して、個人や家族の文書をペーパーズと呼び、それらが収蔵施設で管理、公開されるようになったものをマニユスクリプトと称して区別する。この場合マニユスクリプトは必ずしも手書きではない。昨今デジタルアーカイブやアートアーカイブの議論では、第一義のアーカイブズが忘れられているようにみえる³⁷。

3.4 古文書の蒐集

“アルカイヴ”の蒐集は執務上自然に堆積したものを一定の期間の後に受け入れるのが本体であるから割合と単純であるが、その他の場合では、寄贈、遺贈、寄託等を受けるほか、購入、謄写による。イギリスでは、寄贈・遺贈が、アメリカでは寄託が多い、と三浦は観察している。それ以上に購入・謄写が重要であり、各機関はそのための予算をとっているという。大戦中はその予算を減らされたことにも留意している。

ロンドンで、三浦は BM に通い、写本部の部長、次長、目録掛と親しく交わった。三浦自身も古文書を購入しようとした。その価格が高いことに対して、BM の部長は、第一に海を隔てた富裕な英語国民が英国国民の史料を熱望しだしたことで、第二に古人の自筆蒐集に熱中する風を挙げた。彼は、この歴史的趣味からの蒐集を良いことで、古文書の湮滅を防ぐなどといった明るい面と弁護すると同時に、自筆物だけを引き抜くことほど古文書学の原理フォンドの尊重³⁸に対する破壊者はない、と非難し、価格の高騰に国の予算では対抗するのが難しいという嘆きに、三浦が大学で国史研究の標本蒐集に関係してきているので同感に堪えないという感想を抱く。三浦の古文書購入の経緯から BM の人々との親密さが伝わる。

原本の購入のほか、その副本を作ることも古文書館の一つの事業であると紹介し、外国の古文書館にある自国の史料の写しを得ることや目録を採ることはヨーロッパでもアメリカでも試みられている、として、カーネギー協会³⁹の例を挙げている。

3.5 古文書の保存

まず、古文書館の建築について注目し、大別して、在来の古建築物を流用したものとそれ固有の建築

36 オランダ Rijks-Archif、ドイツ Staats archive、イタリアではベネチアの Archivio Di Stato、バチカン法王庁の Archivio、米国ワシントンの Library of Congress。

37 アメリカの入門書 *Archives101* (by Lois Hamill, Rowman & Littlefield, 2021) においても “Papers created by individuals are different from public or institutional archives…lack an official nature, …are called *manuscripts* or personal papers.” と記されている。

38 respect de fonds レスベ・デ・フォン。

39 Carnegie Institute, Carnegie Institution Washington/ Carnegie Institution for Science, <https://carnegiescience.edu/>。

物とがある、とし、前者をイタリア、フランスの文化の淵源の古い国々に多く存し、後者はそのほかである。前者の例として、ローマのバチカン法王庁の古文書館、ベネチアの国立古文書館、フランスのスービーズ宮の国民古文書館を挙げる。

古文書館の収蔵品には金石文、パピルス、羊皮紙、紙、また羊皮紙についている印章⁴⁰があるが、その取扱いに話が及ぶ。専門知識が必要だが、古文書館管理法などは大学では教えられていない。特殊な教育機関としてエコール・デ・シャルトを10ページ以上に亘って詳述している。

フランスの古文書学校以外の教育機関として、ウィーンの下オーストリア歴史研究所⁴¹がある、という情報をドイツのライプチヒ大学のランプレヒト（1856-1915）教授の弟子のゲッツ（1867-1958）⁴²教授から得ている。またマルブルグのアルヒーフシューレ⁴³は廃校になったとも書かれていて、ドイツ人はオーストリア歴史研究所への入学が認められるという。史学の補助学科という位置づけを繰り返し述べている。フランスの古文書学校もオーストリアの歴史研究所も厳しい課程で人材が厳選されるようである。筆者が聞くと、イタリアの古文書館には附属の古文書学校があり、バチカンにも古文書学校がある。

古文書館の館長ともなると古文書に造詣が深く、著書もあるとして、以下の書を紹介している。

・フランス AN 館長 ラングロア（1863-1929）⁴⁴

『フランスの歴史のアーカイブズ』 ステイン（1862-1940）と共著⁴⁵

『歴史学入門』 セニョボス（1854-1942）と共著⁴⁶

・オランダ国立古文書館館長 フラウン（1857-1935）

『アーカイブズの整理と記述のためのマニュアル』 ムラー（1848-1922）、フェイト（1858-1913）と共著⁴⁷

・PRO ジェンキンソン

『アーカイブズ管理の手引き』⁴⁸ 館長ではないが、刊行されたばかりのマニュアルも紹介されている。ジェンキンソンは大学で教鞭をとっている。これらいわゆるダッチ・マニュアルやジェンキン

40 Seal. 参考写真：The National Archives (TNA), Medieval Seals, <https://www.nationalarchives.gov.uk/education/resources/medieval-seals>.

41 Institut für Österreichische Geschichtsforschung, <https://geschichtsforschung.univie.ac.at/>.

42 Karl Lamprecht. Walter Goetz.

43 Archivschule, 古文書学校。

44 Charles-Victor Longlois, <https://www.britannica.com/biography/Charles-Victor-Langlois>. エコール・デ・シャルトに学ぶ。ソロボンス大学で教鞭をとる。1913年から1929年まで AN の館長。

45 *Les Archives de l'histoire de France*, Ch. V. Langlois et Henri Stein, <https://www.jstor.org/stable/40938082>.

46 *Introduction aux études historiques*, Ch. V. Langlois et Charles Seignobos <https://directory.doabooks.org/handle/20.500.12854/50597>. 邦訳は、村川堅固、石沢発身 解説『ラングロア及セニョボー氏歴史研究法綱要』、東京専門学校出版部、[明33-34]、<https://dl.ndl.go.jp/pid/768706> などいくつかある。

47 *Handleiding voor het ordenen en beschrijven van archieven* by Samuel Muller, Johan Adriaan Feith, Robert Fruin, <https://resolver.kb.nl/resolve?urn=MMKB02B:000000165>. オランダ人著者の読みはエリック・ケテラル著森本祥子訳「記録のパフォーマティブ・パワー」『GCAS Report』 Vol.1、2002によった。同講演はオランダ国立公文書館所蔵の日本関係史料にも触れている。参考：Eric Ketelaar, “S. Muller, J.A. Feith, and R. Fruin”, *Encyclopedia of Archival Writers, 1515-2015*, Rowman&Little Field, 2019, pp.411-413. 柳町茂一「いわゆる『オランダ・マニュアル』のアメリカ合衆国における翻訳出版の経緯について」『レコード・マネジメント』75号、2018。

48 Hilary Jenkinson, *A Manual of Archives Administration*. 参照：平野泉のブログ『Just Another Archives』「2020年度、GCASでジェンキンソンのマニュアルを読んだ前後のメモをべったんこ」、<https://nonalviolence.wordpress.com/2022/06/15/>。マニュアル作成の背景についても語られている。オーストラリアから来日したカニングハム氏の2022年11月の講演（『GCAS Report』 Vol.12、2023所収）では、ジェンキンソン理論の影響力を示した。

ソン理論はいまなお、必読書である。

教育、専門家、専門書の次に三浦は書庫に古文書がどのように収められているかを描写する。保存容器の図もある。羊皮紙の扱いの難しさにも触れる。虫損に悩まされているので、その解決法も探しに来たのだが、欧米の湿度の低い環境ではそれほど問題にはなっていないようだ。埃と湿気を避けることだが、書庫に案内したジェンキンソンは書庫内に充分空気を流通させることに苦心していると語った。このことは今でも重要である。

修繕製本室も見学している。マサチューセッツ史会とシカゴ史会からは古文書ケースを寄贈され、その図もある。議会図書館では小冊子⁴⁹を贈られ、それに使用する12の材料もついていた。修復用のモスリンや絹についてもそのメーカーまで詳述している。現在、このような布は取り除かれる。糊については、麦粉にミョウバンを混ぜたものが一般的なようだ、とし議会図書館が公開されている注意書に糊の製法も記されていて、白砒素を加えるとあり、これを試そうともしている。砒素が虫損などに有効でかつて多用されたが、今では毒性が高いため、その資料に触れることができない⁵⁰ので使われることはない。

この章の最後には古文書の整理について詳述している。目録の取り方、番号のつけ方、史料に鉛筆で書き込むのか、包んでその包材に番号をつけるのか、かたまりのなかの図書の扱いなど具体的な話題が多い。

ジェンキンソンは、custody、つまり責任ある保管者による切れ目のない保管が、記録の真正性を保証するという考え方こそ、アーカイブズ学へのイギリス独自の貢献であるとする。

3.6 古文書の利用

まず、陳列について語っている。ルーブルやリュクサンブール⁵¹は月曜日以外朝から晩まで観覧を許しているのに、ANの陳列室の公開時間は大変短い。

観覧利用については、たとえ限られた研究者であっても、その人が出版することで多くの人々そして後世に伝わる、”永久不滅の恩沢を残す“であろうから、古文書館利用者は決して少数ではない、とパストール (1854-1928)⁵²の法王史の例を引いている。アーカイブズ機関の存在それ自身がその国の高級文明を立証する一つの表徴である、と声明する。

ところで、ローマにはローマ国立古文書館、王立中央文書館がある。そちらを訪ねなかったのは、と不思議に思ったが、そもそもイタリア訪問は、自身の史料閲覧に目的があったから、と考えられる。久米邦武がかつて岩倉使節団の一員として訪ねたベネチア古文書館で、三浦は少年使節からの謝状を閲覧した。バチカン図書館で天正少年使節の四人が行列に加わっている様子の描かれた壁画と関係文書を閲覧した。新発見はないから、と引いた態度ではあるが、一連の史料に対する写真撮影の価値また検証に歴史家としての姿勢が窺われる⁵³。最後に、海外に所在する日本関係史料の蒐集を説いて、所蔵館が日本の文字が読めなかったり、扱い方がわからなかったりすることを指摘している。(以下、次号)

49 J. C. Fitzpatrick, *Notes on the care, cataloguing, calendaring and arranging of manuscripts*, <https://archive.org/download/notesoncarecatal00libr/notesoncarecatal00libr.pdf>. 39頁に糊のつくり方が記されていて white arsenic (白砒素) とある。

50 木川りか「世界の状況と現在の処置法の選択肢について」『IPM フォーラム「臭化メチル全廃から10年：文化財のIPMの現在」報告書』東京文化財研究所、2015年。

51 Louvre, <https://www.louvre.fr/>. Musée Louxembourg, <https://museeduluxembourg.fr>.

52 Ludwig Pastor, 英語訳 *The history of the Popes, from the close of the Middle Ages: drawn from the secret archives of the Vatican and other original sources*. Routledge and Kegan Paul, 1929.

53 *Le antiche ambasciate giapponesi in Italia*, di Guglielmo Berchet を三浦は持参していた。

参照 URL の最終接続日は2023年4月22日である。

研究報告編原稿審査要領

- 一、『筑波大学アーカイブズ年報』（以下、本誌という）研究報告編への原稿の掲載については、この審査要領の定めに基づいて行なうものとする。
- 一、本誌研究報告編に原稿を投稿できるのは、筑波大学アーカイブズ（以下、当館という）所属職員、当館運営委員、当館研究員、当館調査員及び当館より執筆を依頼した者とする。
- 一、本誌への投稿原稿は、筑波大学アーカイブズの組織及び運営等に関する規程（平成28年3月24日法人規程第31号）第2条に定める当館の目的及び同第3条に定める業務に関連する内容のものとする。
- 一、投稿原稿の種別は、論説、研究ノート、資料紹介、書評その他、当館の目的と業務の遂行に資するものとする。
- 一、投稿原稿の分量は、論説20000字、研究ノート及び資料紹介15000字、書評4000字程度を目安とする。
- 一、投稿原稿の締切は、毎年3月末日とする。
- 一、掲載原稿の審査は、別に定める年報編集専門委員会が行なう。

年報編集専門委員会 *筑波大学アーカイブズの組織及び運営等に関する規程（平成28年3月24日法人規程第31号第8条）により設置

委員長 中野目 徹（館長・人文社会系）
委員 大谷 奨（人間系）
委員 白井 哲哉（図書館情報メディア系）
委員 星野 豊（人文社会系）

筑波大学アーカイブズ年報 第6号

2023年5月31日 発行

筑波大学アーカイブズ 編集・発行
〒305-8577 茨城県つくば市天王台1-1-1
Tel : 029(853)4127 (代表)
Mail : univ-archives@un.tsukuba.ac.jp
HP : <https://archives.tsukuba.ac.jp>

印刷 株式会社イセブ

**ANNUAL REPORT
OF
THE UNIVERSITY OF TSUKUBA ARCHIVES**

VOLUME 6

2023. 5

Report of Activities	
1. One year in progress	1
2. Holding the Steering Committee	1
3. Various data	2
(1) Accepted materials	
a. Corporate Records from agencies	
b. Donated items	
(2) Opening Archives to the public	
a. Corporate Records from agencies	
b. Donated items	
(3) Number of users and items	
(4) Number of references	
(5) Number of visitors	
4. Surveys, business trips, etc.	21
5. Organization and Rules	21
6. Facilities	34
7. Project to compile 50 years history of the University of Tsukuba	35
8. Others	36
(1) Exhibitions	
(2) Others	
Report of Researches	
Articles	
A Cultural Historian's Experiences in the Years around the Second World War (Second and Final Part): Tokyo Koto Shihan Gakkou · Tokyo Bunrika University · Tokyo University of Education described in The Diary of Kishiro Shuichi (Kagan Nissho)	Nakanome Toru 39
Shimada Shunpei as Principal of Kyoto Prefectural School for the Visually Impaired and the "Construction of a Cultural State" after the Defeat in Second World War -An Introduction of "The Documents of Shimada Shunpei"-	Tanaka Yukari 55
The Process of Developing the Second Plans in the Early Days of University of Tsukuba	Yokokawa Sho 71
Historical Documents	
Foreign Archives Inspected by Miura Hiroyuki (Part I)	Tsutsui Yayoi 83
